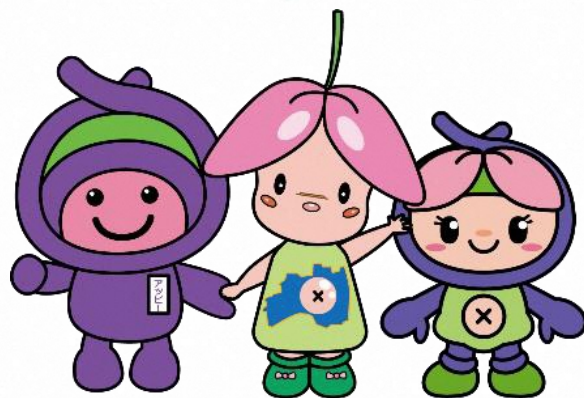


本宮市こども計画

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)



令和7年(2025年)3月

市長あいさつ

近年、少子高齢化、共働き世帯の増加や就労形態の多様化、地域関係のつながりの希薄化等により、こどもや子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。また、全国的に出生数が減少している中で、出産や子育てに希望を持てるような環境の整備と子育て支援の充実が重要となっています。

このような社会背景のもと、本市では、平成 27 年3月に、子ども・子育て関連3法に基づく「本宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度から令和6年度までを「第2期」とし、「すべての子どもがいきいきと育つまちづくり」を基本理念に、次代を担うすべてのこどもが健やかに成長できるよう、子育て支援に取り組んでまいりました。

令和6年4月には、児童福祉と母子保健に関する相談支援を一体的に行う「こども家庭センターあゆみ」を子育て支援拠点であるえぼか内に開設し、妊産期から子育て期まで切れ目のない身近な相談機関として、さらにこどもを取り巻く関係機関の様々な支援サービスの調整役として体制の強化を目指しております。

また、多様化する保育ニーズを把握し、保育の充実・質の向上を図る等、複合的な子育て支援の充実を図っております。

このたび、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、こども・若者を取り巻く環境の変化や国の動向を踏まえ、本市におけるこども・若者施策を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの貧困対策に係る計画」「子ども・若者計画」をひとつにした「本宮市こども計画」を策定いたしました。すべてのこども・若者が尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指し、施策の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました本宮市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、各アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなどで、貴重なご意見をいただきました皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年(2025)3月

本宮市長 高松義行



目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 こども基本法の概要.....	2
3 計画の法的根拠.....	3
4 計画の位置づけ.....	4
5 計画の期間.....	4
6 計画の策定体制.....	5
7 計画に用いる用語の説明.....	5
第2章 こども・若者、子育てを取り巻く状況.....	6
1 統計データからみる本市の現状.....	6
2 こども・若者に関するアンケート調査結果の概要.....	13
3 高校生ワークショップ.....	41
4 計画策定に向けた現状と課題のまとめ.....	47
第3章 計画の基本的な考え方.....	53
1 基本理念.....	53
2 基本目標.....	53
3 施策体系.....	54
4 基本目標ごとのSDGs達成に向けた取組について.....	55
第4章 総合的なこども・子育て支援施策の推進.....	56
【基本目標1：こども・若者の権利が守られ、心身ともに健康に育つことができるまちづくり】	56
基本施策1 こども・若者の権利保障の促進.....	56
基本施策2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり.....	58
基本施策3 こどもまんなかまちづくり.....	61
基本施策4 こども・若者が活躍できる機会づくり.....	63
基本施策5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダー平等の推進.....	64
基本施策6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	66
基本施策7 こどもの貧困対策.....	67
基本施策8 援助を必要とするこどもや家庭への支援.....	69
基本施策9 犯罪や災害などの危険からこどもを守る取組.....	75

【基本目標2：安心して子どもを生き育て、子ども・若者が幸せに成長できるまちづくり】	77
基本施策1 妊娠期から幼児期まで：安心して子どもを生き育てることができる取組の推進	77
基本施策2 学童期・思春期：子どもが健やかに成長できる取組の推進	83
基本施策3 青年期：若者を支える取組の推進	89
【基本目標3：地域全体で子育て当事者を支援するまちづくり】	93
基本施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	93
基本施策2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	95
基本施策3 共働き・共育ての推進	97
基本施策4 ひとり親家庭への支援	98
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	99
1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の考え方	99
2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制	101
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	103
第6章 計画の推進体制	110
1 計画の周知	110
2 計画の推進体制	110
3 計画の進行管理	110
4 市民ニーズをすみやかに反映する仕組みづくり	110
○子ども・子育て支援強化に係る施設整備及び子育て関連施設環境整備対象施設等	111
資料編	113
1 本宮市子ども・子育て会議条例	113
2 本宮市子ども・子育て会議委員名簿	114
3 策定の経緯	115

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

我が国の令和5(2023)年の出生数は約73万人となり、依然として出生数の減少や出生率の低下に伴い、急速に少子化が進んでいる状況となっています。また、地域においては、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、家庭や地域における子育て力・教育力の低下が懸念されるとともに、就労形態の変化等により、共働き家庭が増加し、保育における待機児童の増加や仕事と子育てを両立できる環境の整備等が課題となっています。

そのため、国は、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、令和5(2023)年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた考えや取組が示されました。

この、こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針を定めるとともに少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援に掲げる事項、子どもの貧困対策に関する事項を推進することとしています。

さらに、令和6(2024)年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくてもこどもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、本市では、「第2期本宮市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6(2024)年度末に終了することから、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、こども・若者への支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進し、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「こども基本法」に基づき、新たに「本宮市こども計画」を策定します。

「本宮市こども計画」では、「すべてのこども・若者がいきいきと育ち暮らすまちづくり」を基本理念に、すべてのこども・若者の権利を尊重し、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう健やかな成長を応援し、これから子育てをする人や子育て世帯が安心してこどもを生み育てることができるまちを目指します。

2 こども基本法の概要

令和5(2023)年4月に、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

こども基本法では、以下のような内容が定められています。

○こども大綱(第9条)

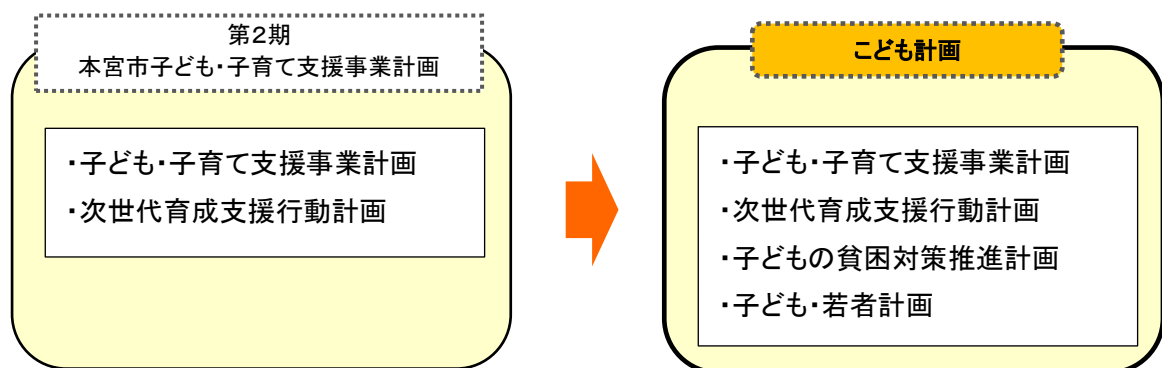
こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に定められてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」がこども大綱に一元化されました。

○こども計画の策定(第10条)

市町村には、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができます。

本市における「こども計画」は、従来の「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」に関する視点が新たに加わることとなることから、若者(思春期(中学生からおおむね18歳)、青年期(おおむね18歳~おおむね30歳未満)、ポスト青年期(青年期~40歳未満))に対する自殺防止やニート・ひきこもり等の自立支援などが新たな視点として加わります。



○こども等の意見の反映(第11条)

こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められています。

また、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれています。

3 計画の法的根拠

こども基本法第10条において、市町村は「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。

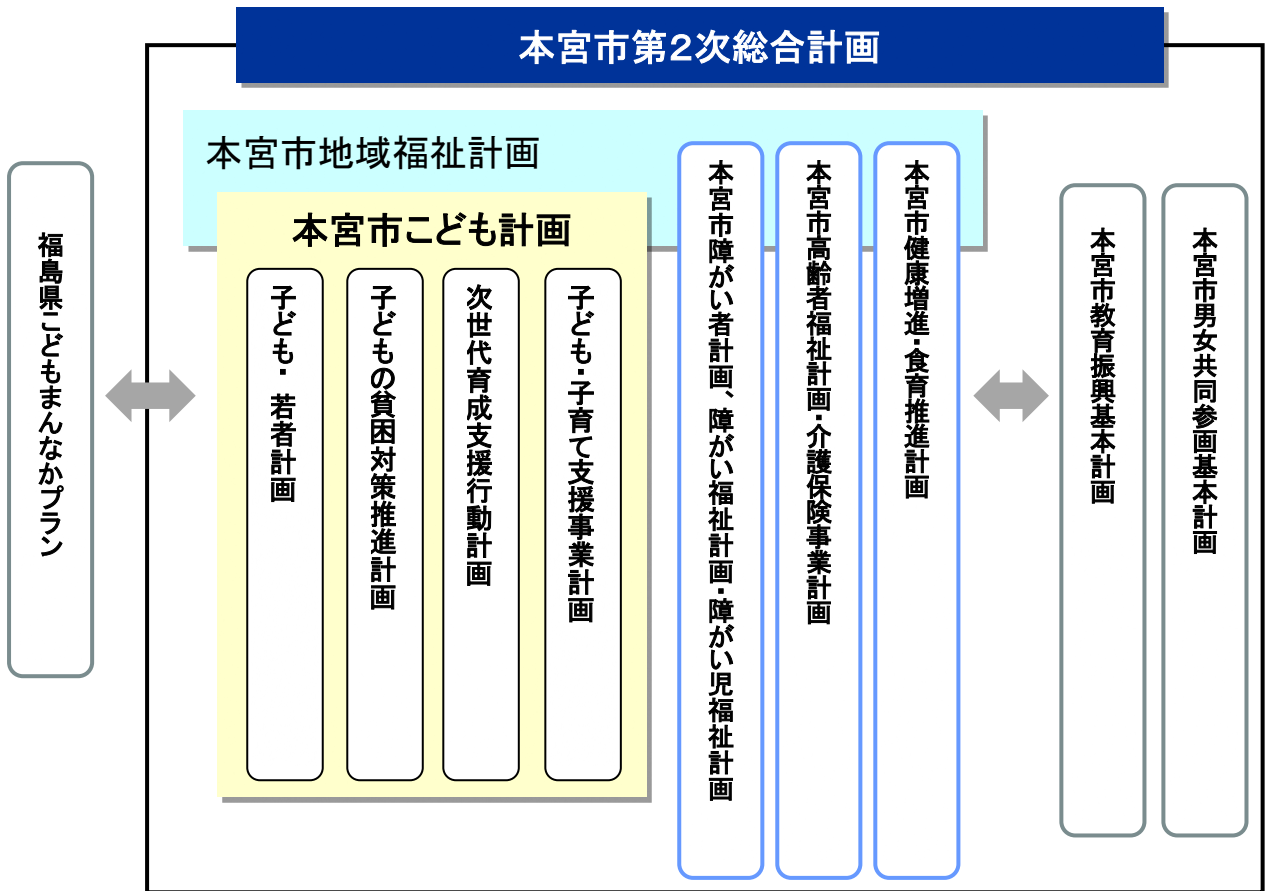
また、「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として策定することができるとされています。

本計画は、「こども大綱」を勘案して次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体化することで、こども基本法第10条の「市町村こども計画」に該当するものとなっており、さらに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として策定したものです。

法的根拠	条文
こども基本法	(都道府県こども計画等) 第10条2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
子ども・子育て支援法	(市町村子ども・子育て支援事業計画) 第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法	(市町村行動計画) 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	(市町村計画) 第9条2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
子ども・若者育成支援推進法	(都道府県子ども・若者計画等) 第9条2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

4 計画の位置づけ

本計画においては、「本宮市第2次総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の計画及びその関連計画との整合性を図り策定しています。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。ただし、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。また、計画最終年度である令和11(2029)年度には、計画の達成状況確認と見直しを行います。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第2期本宮市 子ども・子育て支援事業計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画					本宮市こども計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画 ・子どもの貧困対策推進計画 ・子ども・若者計画				
					見直し： こども計画 として策定	→ 適宜見直し →			見直し

6 計画の策定体制

(1) こども・若者の意見の反映

こども大綱では、こども・若者が権利の主体であることを明示し、こども施策の基本的な方針の1つとして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく」こととされています。

本計画策定にあたっては、以下の取組により、こどもや保護者、若者の意見の把握に努め、計画に反映させました。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ① 子ども・子育て支援ニーズ調査（アンケート） | 就学前保護者・小学生保護者 |
| ② 子どもの生活に関するアンケート | 中学2年生 |
| ③ 子ども・若者意識調査（アンケート） | 15～39歳 |
| ④ 高校生ワークショップ | 本宮高校ミライ・ラボの生徒 |
- ・①～③のアンケート調査の概要は13ページから40ページを参照
 - ・④高校生ワークショップ、本宮高校ミライ・ラボの概要は41ページから46ページを参照

(2) 本宮市こども計画策定委員会の開催

保健福祉部を中心に、保健、福祉、教育などに加え、就労支援や住環境支援を含めた幅広いこども・若者支援に関係する部局と連携し計画の内容等の協議・調整するため、「本宮市こども計画策定委員会・作業部会」を開催しました。

(3) 子ども・子育て会議の開催

地域の特性に応じた計画を策定するために、こどもの保護者や関係機関、関係団体などで構成する「本宮市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和7(2025)年1月29日から2月17日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

7 計画に用いる用語の説明

- 「児童」：満18歳に満たない者(児童福祉法)
- 「こども」：心身の発達過程にある者(こども基本法)
- 「若者」：思春期、青年期の者(子ども若者育成支援推進法)
- 「乳幼児期」：義務教育年生に達するまで
- 「学童期」：小学生
- 「思春期」：中学生～おおむね18歳まで
- 「青年期」：おおむね18歳～おおむね30歳未満まで
- 「ポスト青年期」：青年期～40歳未満まで

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く状況

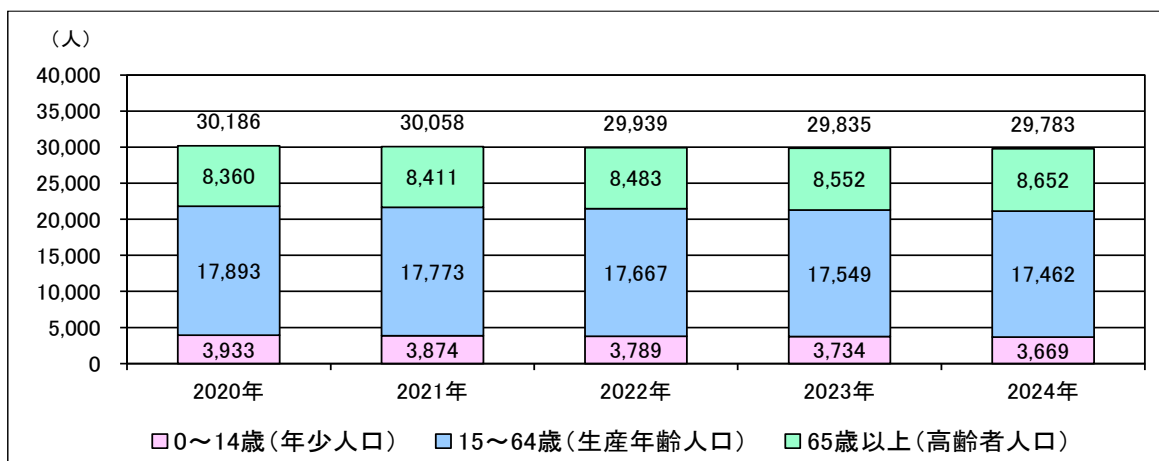
1 統計データからみる本市の現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市における総人口は、減少傾向が続き、令和6(2024)年現在では29,783人となっています。年齢3区分別人口をみると、65歳以上人口(高齢者人口)が増加する一方、15~64歳人口(生産年齢人口)及び0~14歳人口(年少人口)は減少傾向となっています。

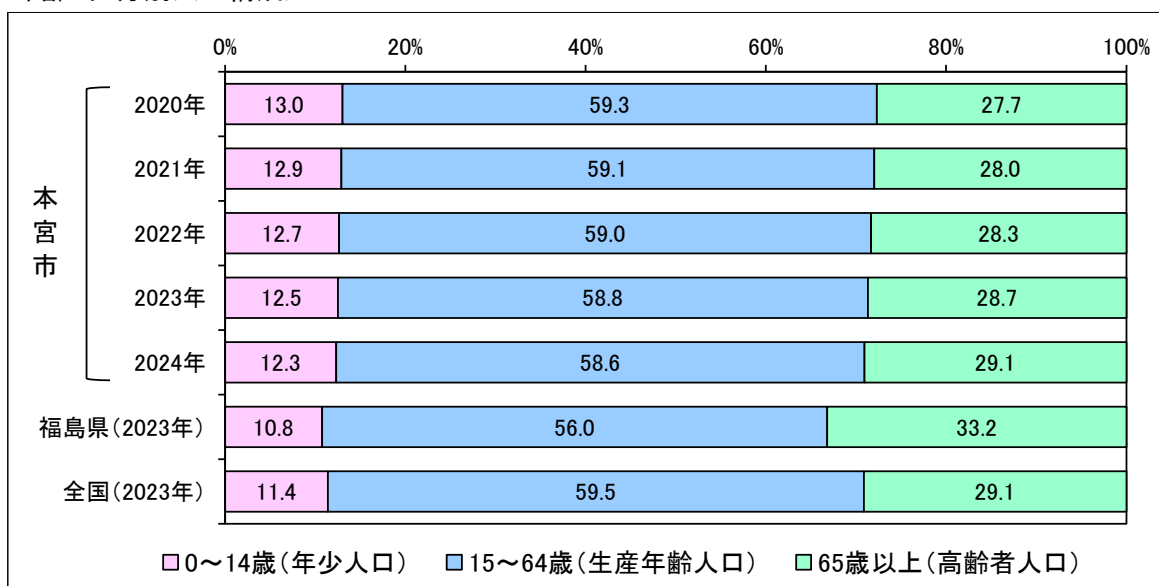
0~14歳人口(年少人口)の構成比をみると、減少傾向が続きますが、国及び福島県より高い水準となっています。

◇総人口と年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳人口(各年3月末日)

◇年齢3区分別人口構成比

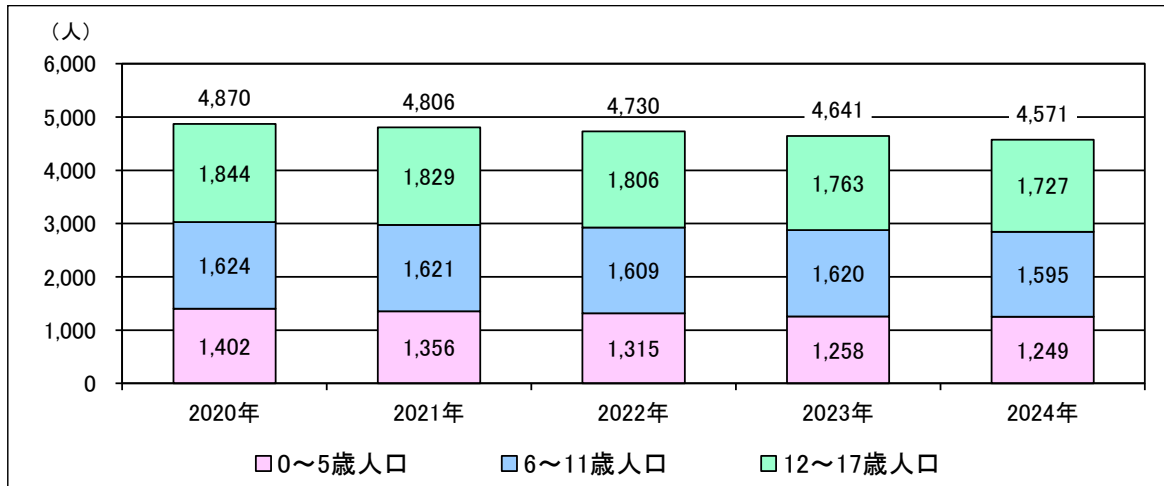


資料：住民基本台帳人口(各年3月末日)
 全国と県の人口/総務省統計局人口推計(10月1日現在)

(2) 18歳未満人口と年齢3区分別人口の推移

本市における18歳未満人口をみると、令和6(2024)年現在では4,571人となっています。年齢3区分別人口をみると、0～5歳人口は1,249人、6～11歳人口は1,595人、12～17歳人口は1,727人となっています。令和2(2020)年から令和6(2024)年にかけて18歳未満人口は、減少傾向にあります。

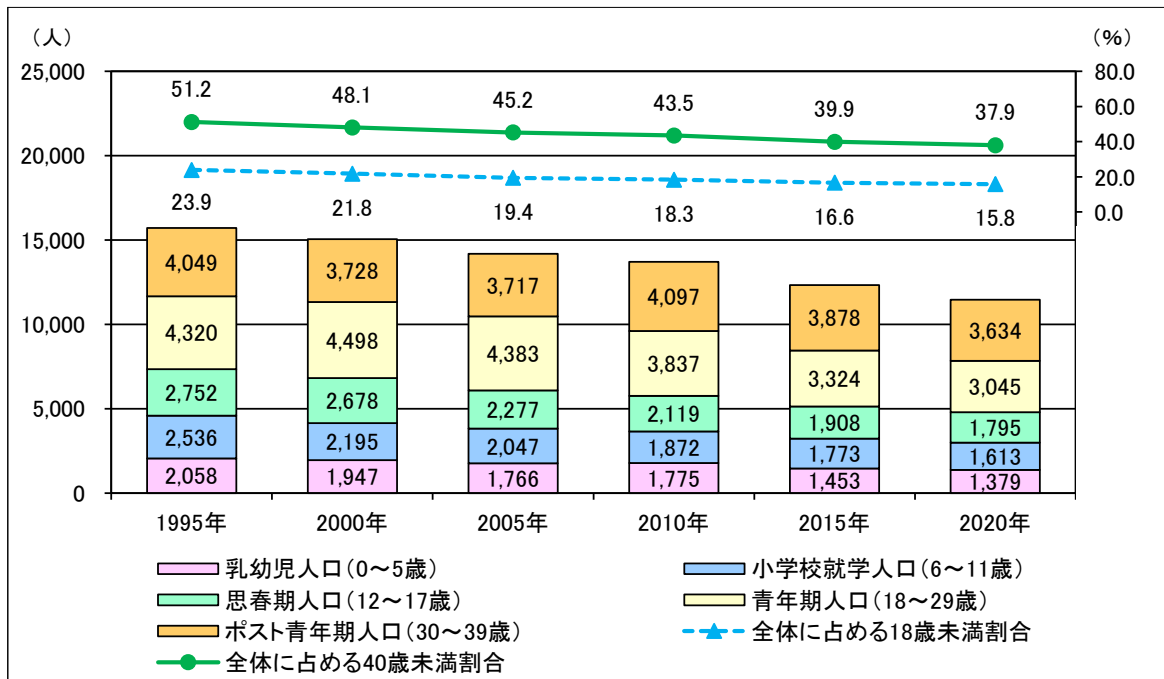
◇18歳未満人口と年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月末日）

(3) こども・若者人口の推移

本市のこども・若者人口（0～39歳）は、実数・比率とも一貫して減少傾向にあり、令和2(2020)年には11,466人で、人口全体に占める割合は37.9%となっています。

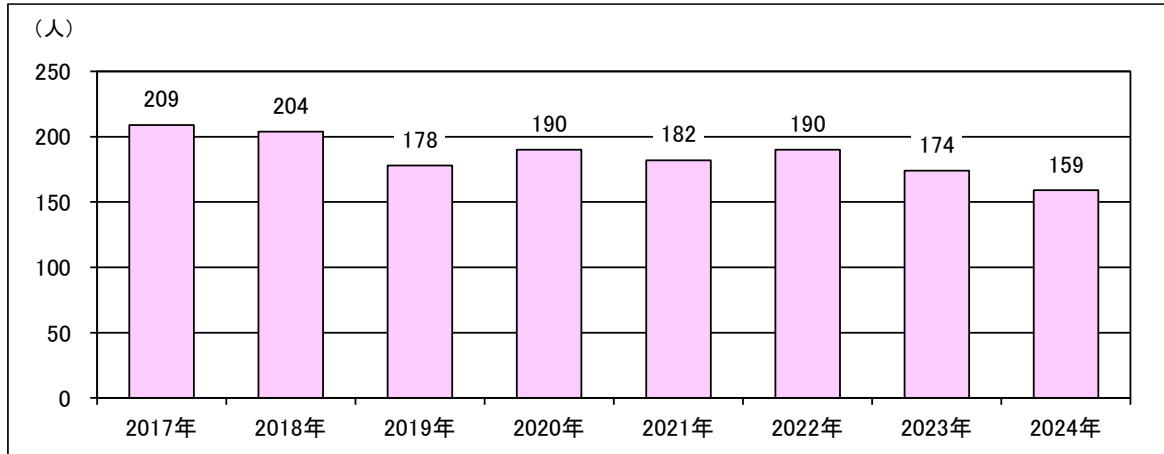


資料：国勢調査（各年10月1日）

(4) 出生数の推移

本市の出生数は、多少の増減を繰り返しながら減少しており、令和6(2024)年は159人となっています。

◇出生数の推移

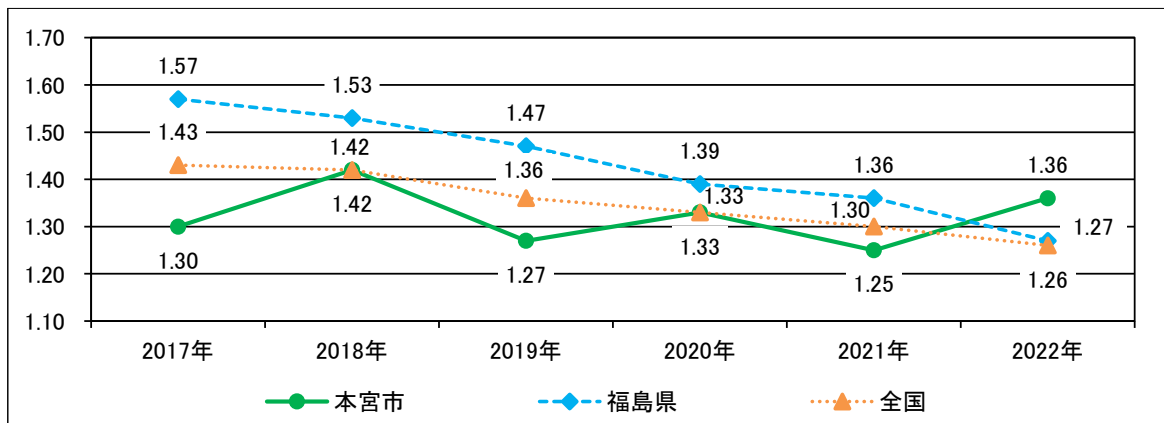


資料：福島県現住人口調査

(5) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が出産可能年齢(15~49歳)に産むこどもの数を示す合計特殊出生率をみると、本市は多少の増減を繰り返しながら、福島県や全国を下回る1.3前後で推移してきました。令和4(2022)年は1.36と、福島県(1.27)及び全国(1.26)を上回っています。

◇合計特殊出生率の推移

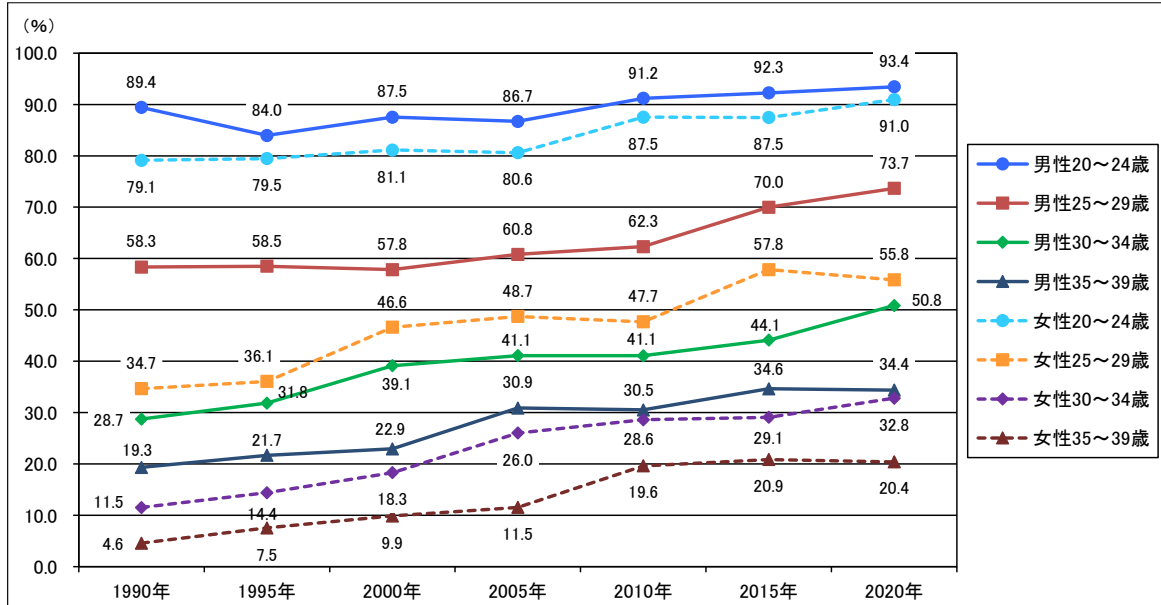


資料：本宮市は市独自算出、福島県と全国は「人口動態統計」

(6) 未婚率

本市では、近年は男女ともに各年代で上昇傾向にあり、平成2(1990)年からの30年間で、男性の「30～34歳」は28.7%から50.8%(22.1ポイント増)、女性の「25～29歳」は34.7%から55.8%(21.1ポイント増)、「30～34歳」は11.5%から32.8%(21.3ポイント増)も上昇となるなど、未婚化・晩婚化の進行を読み取ることができます。

◇未婚率の推移

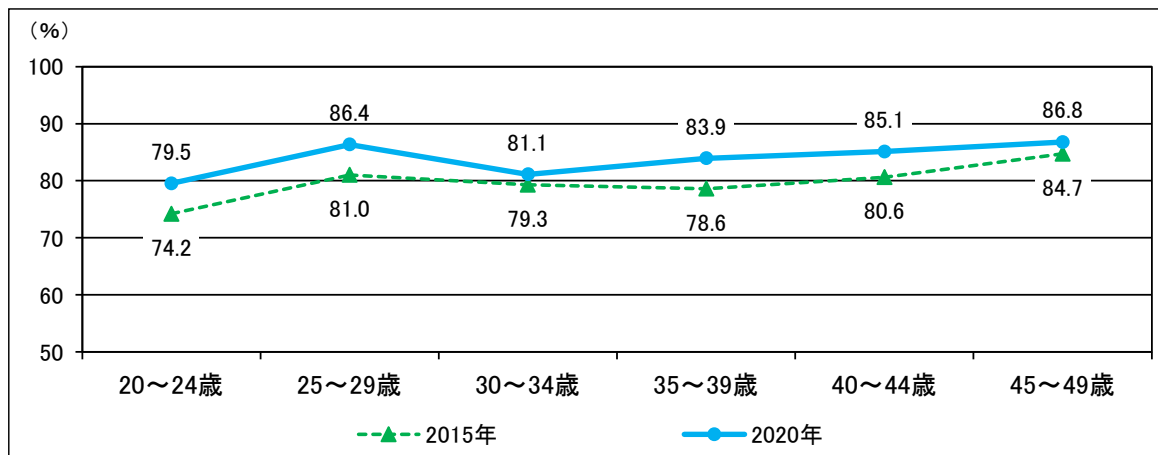


資料：国勢調査

(7) 女性の年齢別労働力率の推移

本市における女性の年齢別労働力率¹をみると、令和2(2020)年は、平成27(2015)年と比較して全体的に上昇していますが、30歳代に底のあるM字カーブ²が描かれています。

◇女性の年齢別労働力率

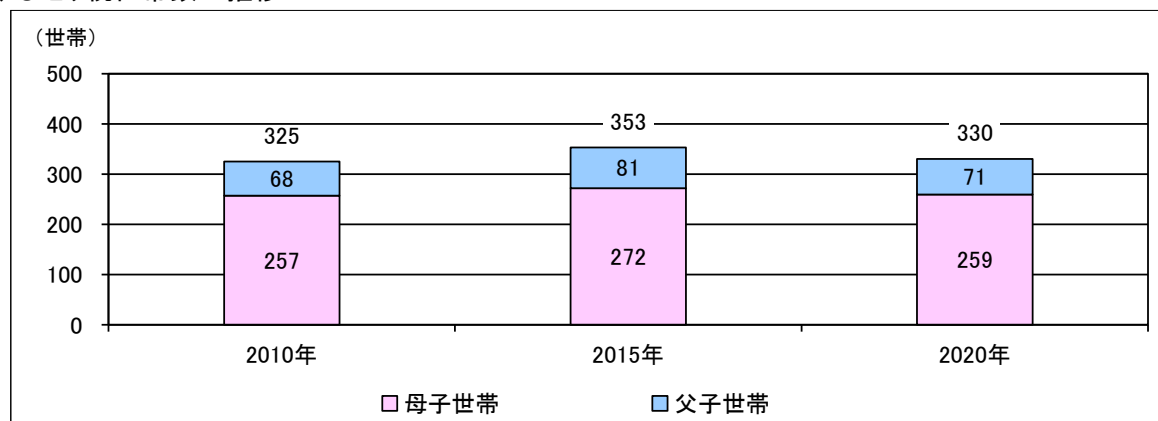


資料：国勢調査

(8) ひとり親世帯数の推移

本市におけるひとり親世帯数をみると、平成27(2015)年の353世帯から、令和2(2020)年には330世帯に減少しています。令和2(2020)年の母子世帯は259世帯、父子世帯は71世帯となっており、母子世帯、父子世帯とも減少傾向にあります。

◇ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

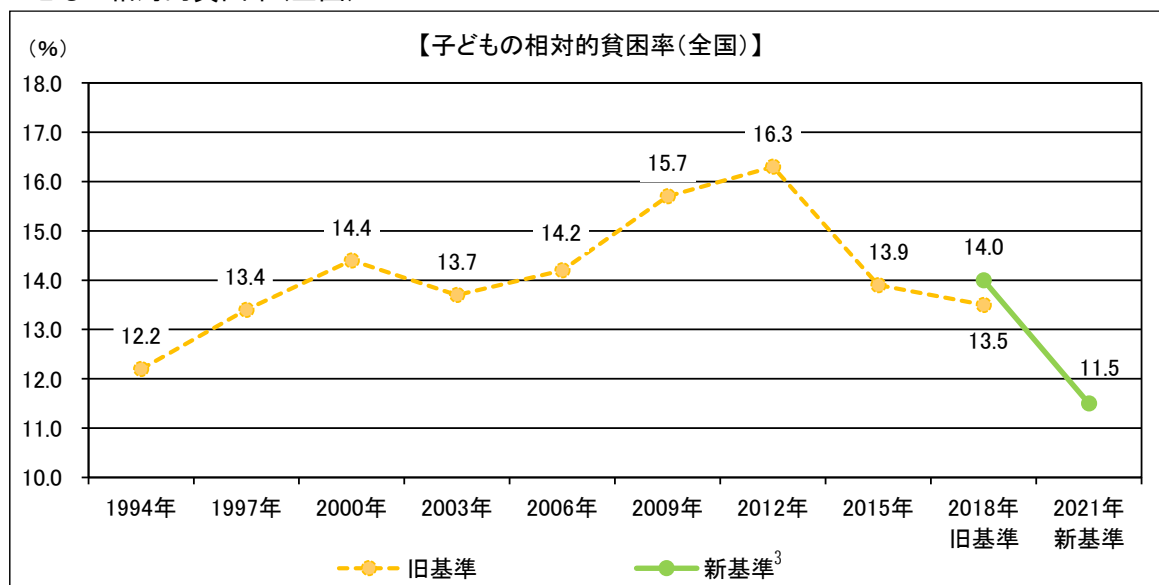
1 年齢別労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合です。

2 M字カーブ：女性の年齢別に見る労働力人口の割合をグラフで示した場合、アルファベットの「M」に似た曲線のことです。結婚、出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び働き始めるという特徴を表しています。

(9) こどもの相対的貧困率の推移（全国）

こどもの相対的貧困率（経済協力開発機構（OECD）の作成基準に基づいて算出し、厚生労働省が3年に一度公表）は、平成24(2012)年以降は改善傾向にあります。令和3(2021)年時点ではこどもの9人に1人が貧困状態にあると考えられ、こどもの貧困問題への対応は社会的な課題となっています。

◇こどもの相対的貧困率(全国)



(10) 総人口及び児童人口の将来推計

本計画の人口推計については、過去5年間の住民基本台帳の数値をもとに、コーホート変化率法⁴により推計しました。

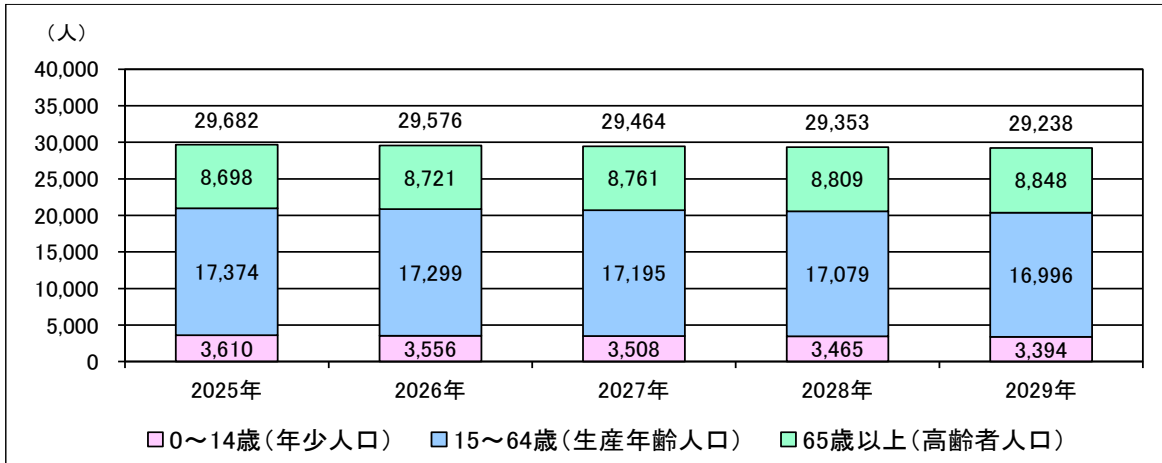
①総人口と年齢3区分人口別の推計

本市における総人口は減少傾向が続き、令和11(2029)年には29,238人となると推計されます。年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加するものの、0～14歳の年少人口は令和11(2029)年には3,394人に、15～64歳の生産年齢人口も16,996人に減少すると推測されます。

3 新基準：平成27(2015)年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で（令和3(2021)年以降は）従来の可処分所得から「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものに変更されました。

4 コーホート変化率法：同じ年（又は時期）に生まれた人の男女別の集団をコーホートといい、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

◇総人口及び児童人口の将来推計



資料：令和2(2020)年～令和6(2024)年までの住民基本台帳(各年3月末日)をもとにコーホート変化率法により推計

②児童人口の推計

本市における18歳未満の児童人口は減少傾向が続き、令和11(2029)年には4,211人(令和7(2025)年比/268人減)となると推測されます。

◇児童人口の推計

区分		本宮市				
		2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～5歳	実数	1,209	1,184	1,154	1,144	1,148
	構成比	27.0	26.8	26.6	26.8	27.3
6～11歳	実数	1,600	1,559	1,510	1,463	1,395
	構成比	35.7	35.3	34.8	34.3	33.1
12～17歳	実数	1,670	1,676	1,673	1,663	1,668
	構成比	37.3	37.9	38.6	38.9	39.6
児童人口	実数	4,479	4,419	4,337	4,270	4,211

資料：令和2(2020)年～令和6(2024)年までの住民基本台帳(各年3月末日)をもとにコーホート変化率法により推計



2 こども・若者に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の種類と対象

	就学前	小学生	中学生	若者 (15～39歳)
子ども・子育て支援ニーズ調査	保護者	保護者	－	－
子どもの生活に関するアンケート (中学校2年生)	－	－	本人	－
子ども・若者意識調査	－	－	－	本人

②調査期間

子ども・子育て支援ニーズ調査	令和6(2024)年2月20日～3月7日
子どもの生活に関するアンケート (中学校2年生)	令和6(2024)年10月22日～10月31日
子ども・若者意識調査	令和6(2024)年11月9日～11月25日

③調査方法

子ども・子育て支援ニーズ調査	保育所・幼稚園・小学校の協力を得て配布・回収・WEBによる回答 保育所・幼稚園に入園していない児童の保護者は郵送により配布・回収・WEBによる回答
子どもの生活に関するアンケート (中学校2年生)	中学校の協力を得て配布・郵送回収
子ども・若者意識調査	郵送による調査依頼・WEBによる回答

④回収結果

	発送数	有効回答数		有効回収率
		計		
子ども・子育て支援ニーズ調査 就学前児童の保護者	820件	計	407件	49.6%
		郵送	183件	22.3%
		WEB	224件	27.3%
小学生の保護者	1,116件	計	607件	54.4%
		郵送	223件	20.0%
		WEB	384件	34.4%
子どもの生活に関するアンケート (中学校2年生)	269件	82件		30.5%
子ども・若者意識調査	2,000件	543件		27.2%

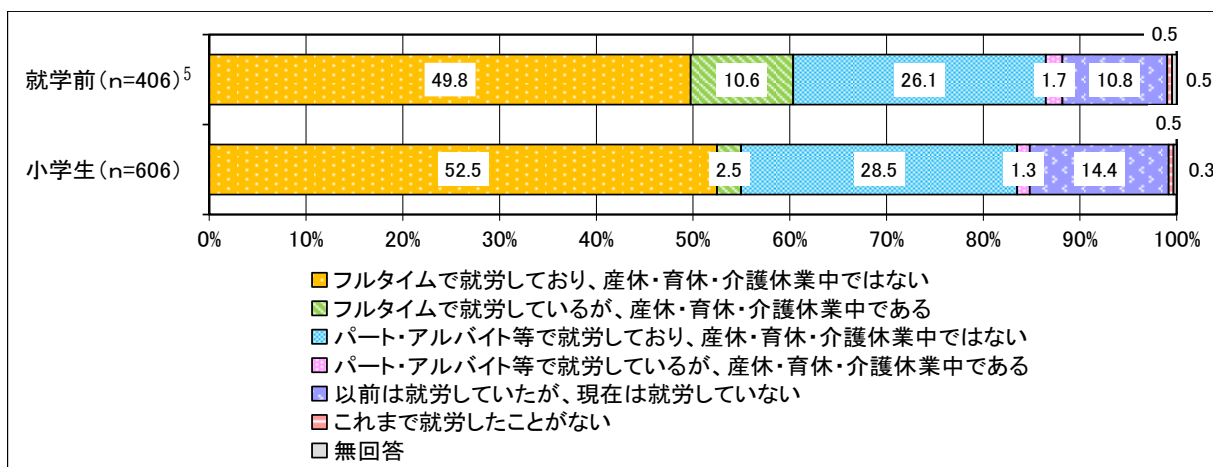
(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査結果の概要（就学前及び小学生の保護者）

①母親の就労状況について

○就学前は6割、小学生も5割を超える世帯で母親はフルタイムで就労しています

母親の就労状況について、「フルタイム就労（就労中・休業中）」及び「パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中）」を合わせた『就労している』は、就学前では88.2%、小学生では84.8%となっています。一方、『就労していない』では、就学前は11.3%、小学生は14.9%と、小学生で3.6ポイント高くなっています。就学前と小学生ともに、子育てをしながら就労する割合が高い傾向にあります。

◇母親の就労状況(単数回答)



資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者、小学生の保護者)

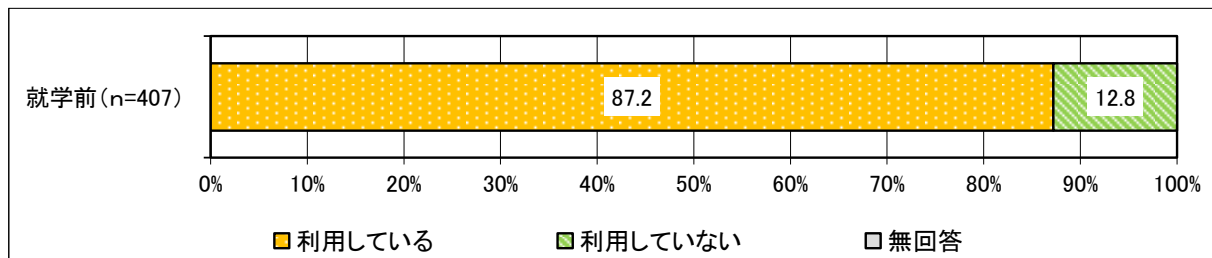
②教育・保育事業の利用について

○平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」のは87.2%

○6割が認可保育所を、2割が幼稚園を利用

現在、平日の保育所等の教育・保育事業の利用は、「利用している」が87.2%と多数を占め、「利用していない」は12.8%となっています。

◇定期的な教育・保育事業の利用(単数回答)



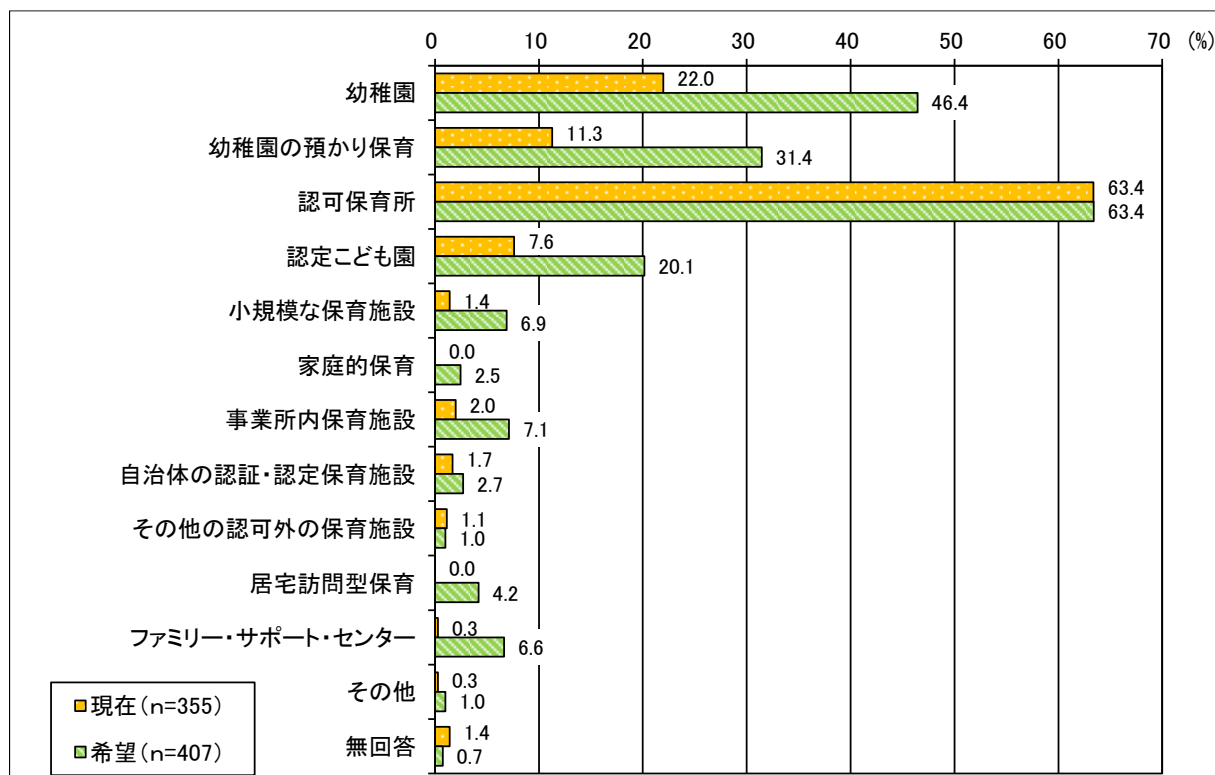
資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

5 アンケート調査結果の概要の「n」とは、全体、就学前児童の保護者、小学生の保護者の保護者のそれぞれのアンケート回収数で、無回答を含みます。

平日、利用している教育・保育事業の種類は、「認可保育所」が63.4%と最も高く、以下、「幼稚園」(22.0%)、「幼稚園の預かり保育」(11.3%)となっています。

また、利用を希望している教育・保育事業については、「認可保育所」が63.4%と現在の利用実態と同割合で最も高く、以下、「幼稚園」(46.4%)、「幼稚園の預かり保育」(31.4%)、「認定こども園」(20.1%)となっています。認定保育所・幼稚園・幼稚園の預かり保育・認定こども園などの施設のニーズが高いことが分かります。

◇現在の利用と今後の利用希望(複数回答)⁶



資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)



6 複数回答とは、質問に対する回答として、選択肢の中から該当するものを複数選ぶ回答形式のことです。

③子育ての悩みについて

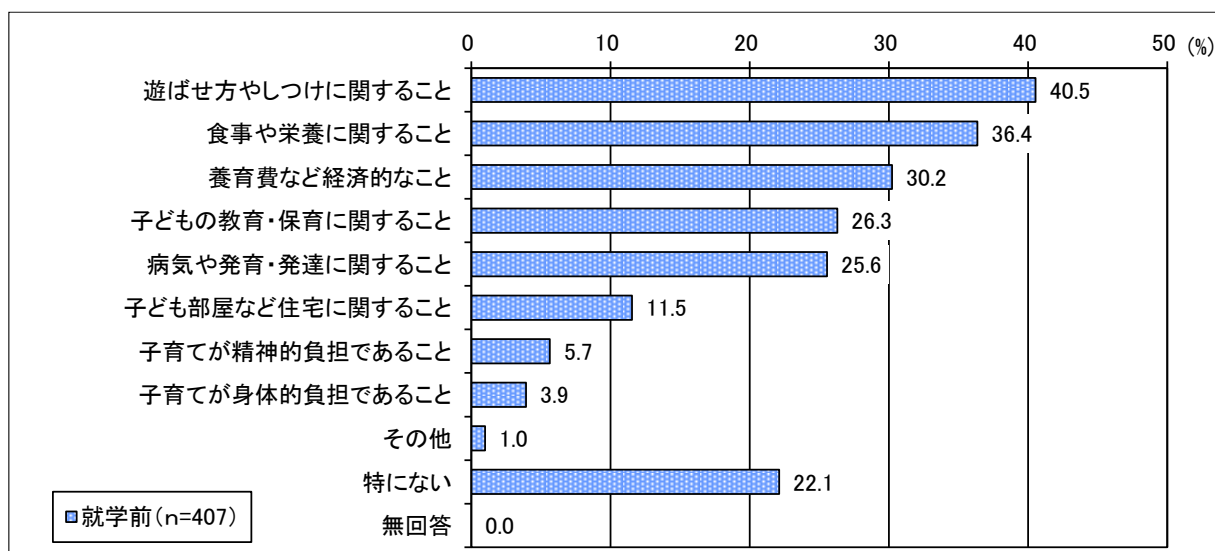
○子育ての悩みは「遊ばせ方やしつけ」「食事や栄養」「養育費など経済的なこと」が上位(就学前)
 ○小学生では「日常生活のしつけ」「友達とのつきあい」「子どもの教育・保育」が上位

お子さんの子育てに関して、悩んでいることは、就学前では「遊ばせ方やしつけに関すること」が40.5%と最も高く、以下、「食事や栄養に関すること」(36.4%)、「養育費など経済的なこと」(30.2%)、「子どもの教育・保育に関すること」(26.3%)、「病気や発育・発達に関すること」(25.6%)となっています。

小学生では、「日常生活のしつけに関すること」が33.3%と最も高く、以下、「友達とのつきあいに関すること」(32.3%)、「子どもの教育・保育に関すること」(31.6%)、「養育費など経済的なこと」(28.0%)、「病気や発育・発達に関すること」(23.9%)となっています。

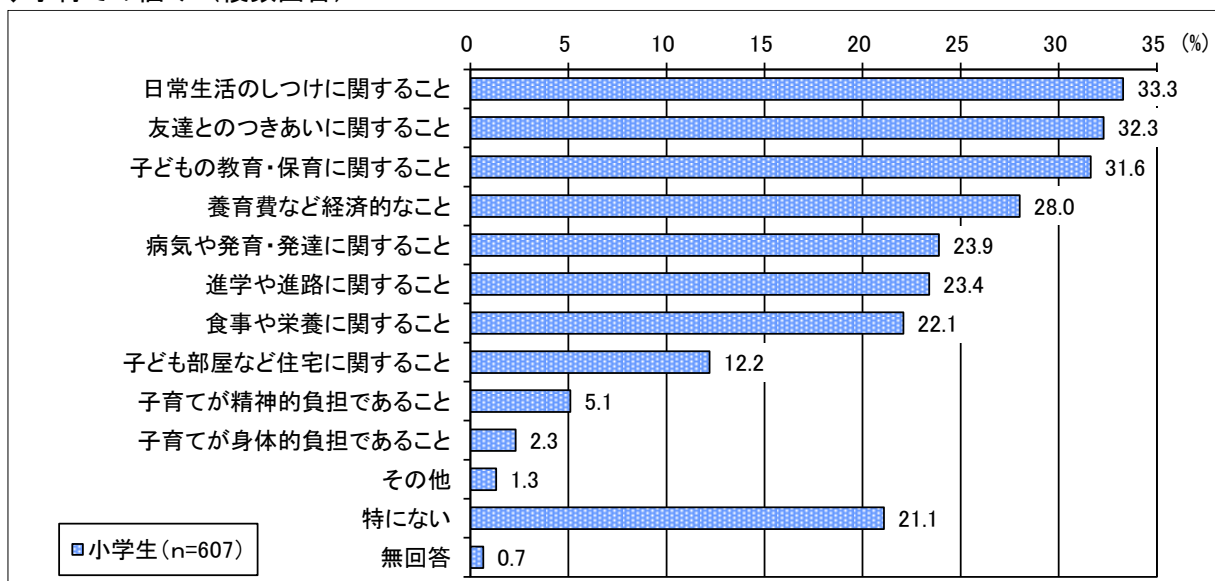
就学前・小学生ともに、こどもの将来を見据えた子育ての悩みが多いことが分かります。

◇子育ての悩み:(複数回答)



資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

◇子育ての悩み:(複数回答)



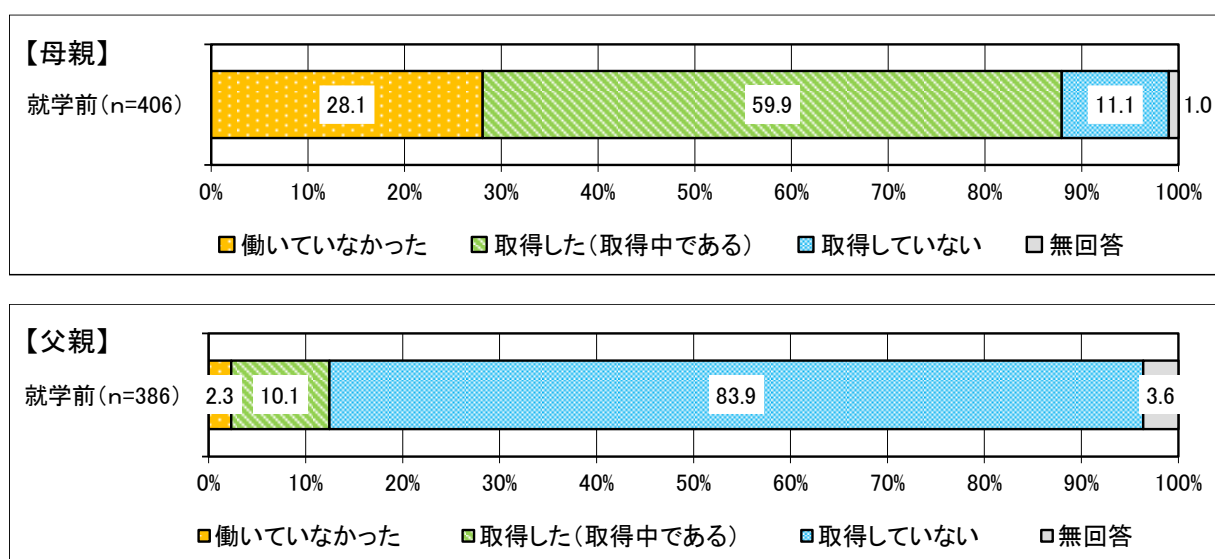
資料：ニーズ調査(小学生の保護者)

④育児休業について

- 育児休業を取得していないは、母親は 11.1%、父親は 83.9%
- 取得していない理由は、母親は「退職した」「職場に制度がなかった」が上位
父親は「忙しい」「収入減」「職場に取りにくい雰囲気がある」「配偶者が制度を利用した」が上位

母親は、「取得した(取得中である)」が 59.9%と高く、「取得していない」が 11.1%となっています。一方、父親は、「取得していない」が 83.9%と多数を占めるものの、「取得した(取得中である)」が 10.1%となっています。母親と父親を比較すると母親の方が育児休業を取得しやすい環境であることが推測されます。

◇育児休業の取得状況

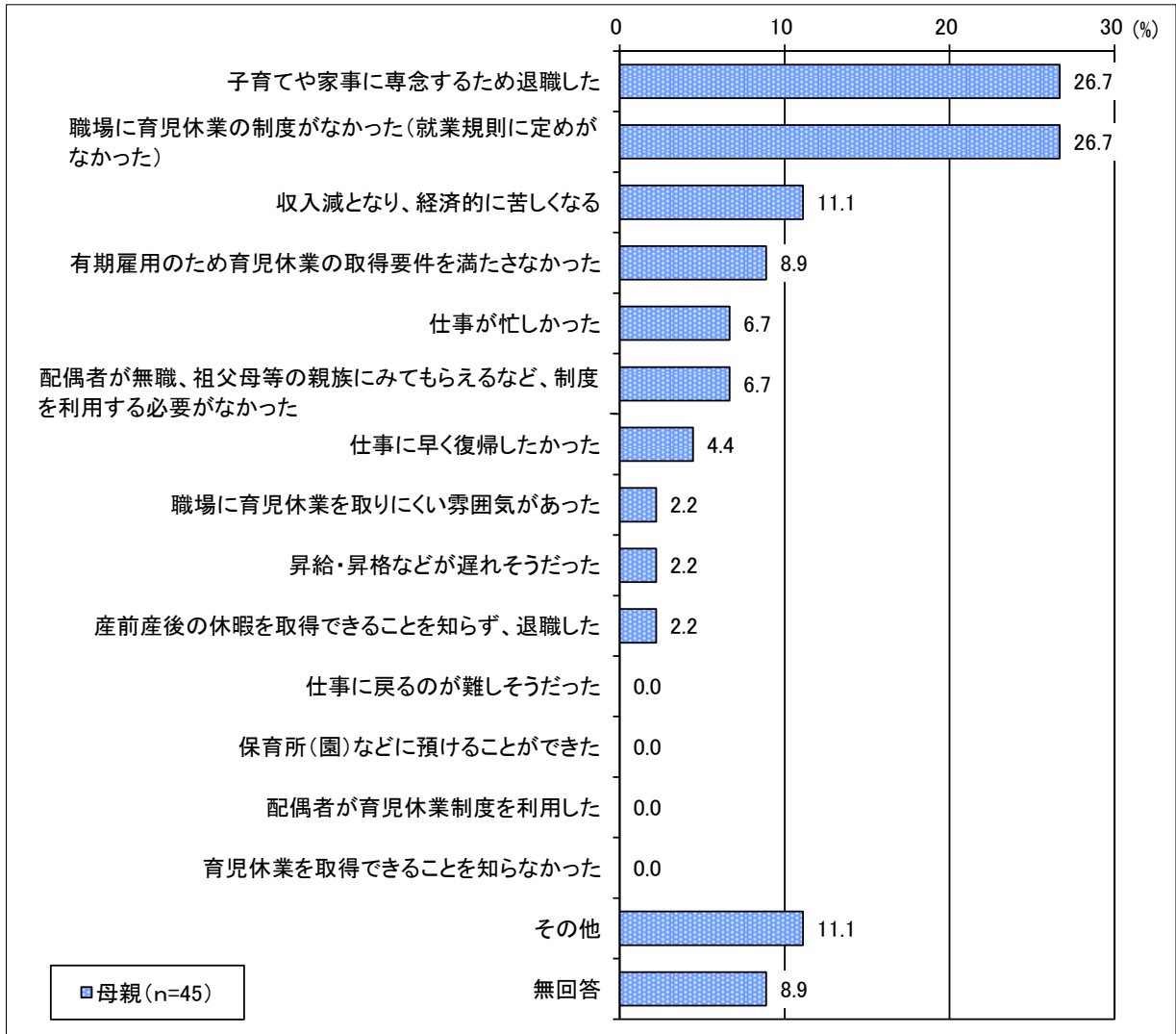


資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)



母親が育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」及び「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」がともに26.7%と最も高く、以下、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（11.1%）、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」（8.9%）などとなっています。

◇育児休業を取得していない理由【母親】



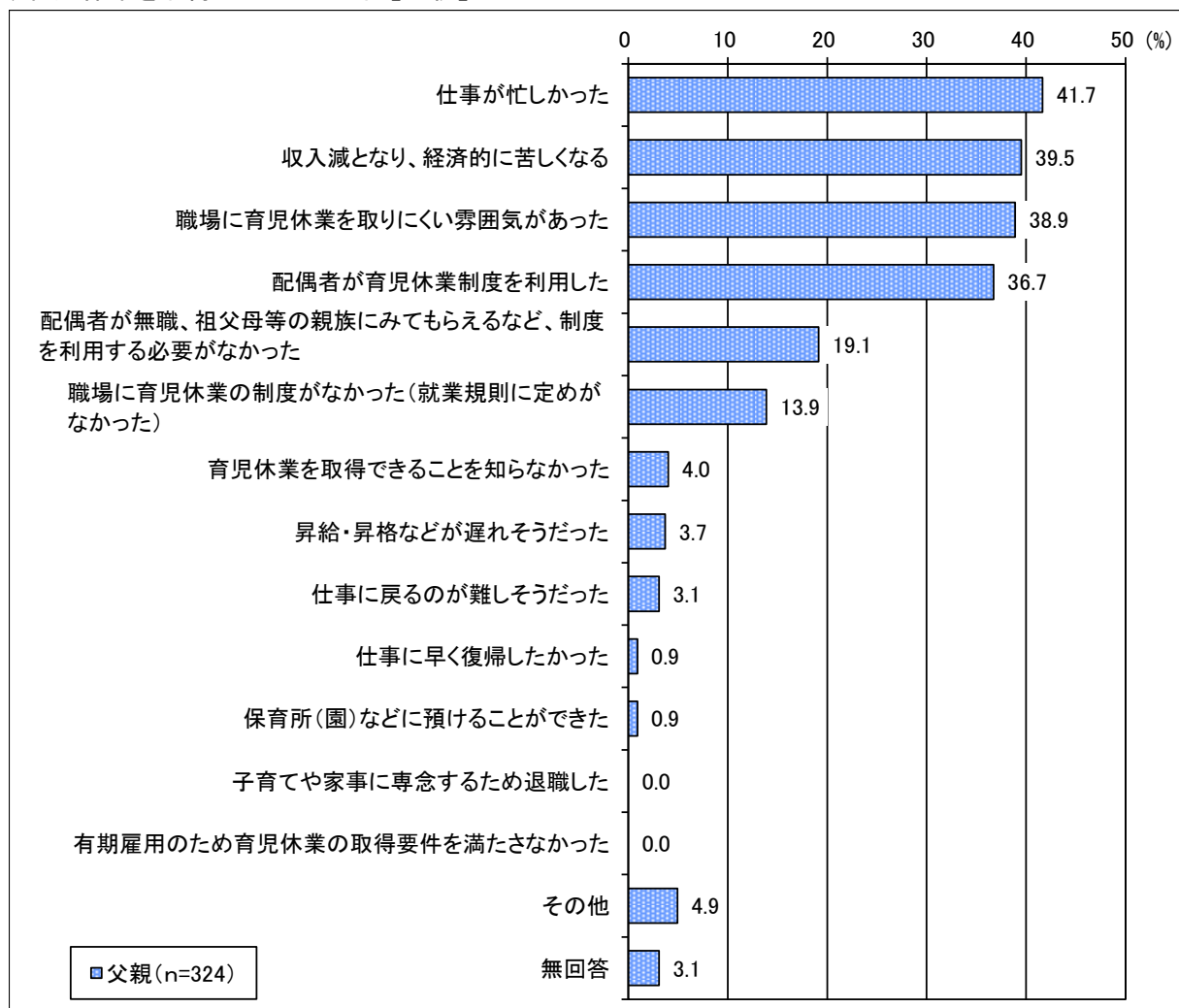
資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)



父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が41.7%と最も高く、以下、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(39.5%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(38.9%)、「配偶者が育児休業制度を利用した」(36.7%)、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(19.1%)、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(13.9%)などとなっています。

母親と父親の育児休業を取得していない理由を比較すると、母親は育児をするための環境や制度が要因となっていますが、父親は家庭の経済面や職場環境が要因と考えられます。

◇育児休業を取得していない理由【父親】



資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

(3) 子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）調査結果の概要

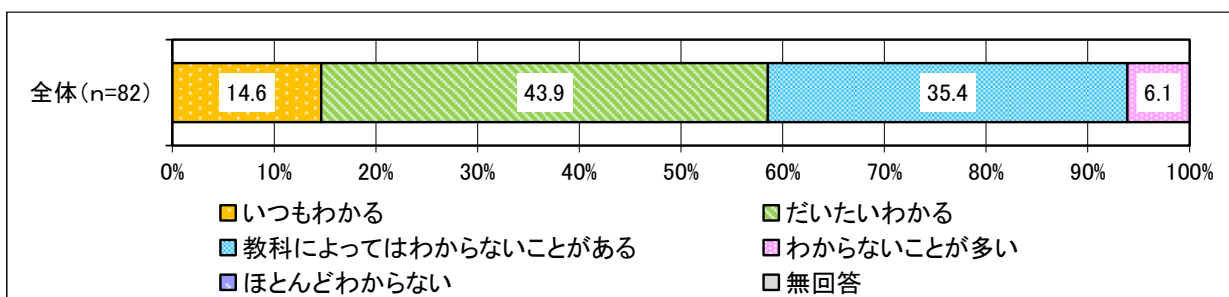
①学校の授業について

○学校の授業について、「わからないことが多い」は6.1%
 ○わからないときに聞くことができる人が「いない」は6.1%

学校の授業について「いつもわかる」(14.6%)と「だいたいわかる」(43.9%)を合わせて“わかる”が58.5%と過半数を占め、一方、「教科によってはわからないことがある」は35.4%、「わからないことが多い」が6.1%となっています。

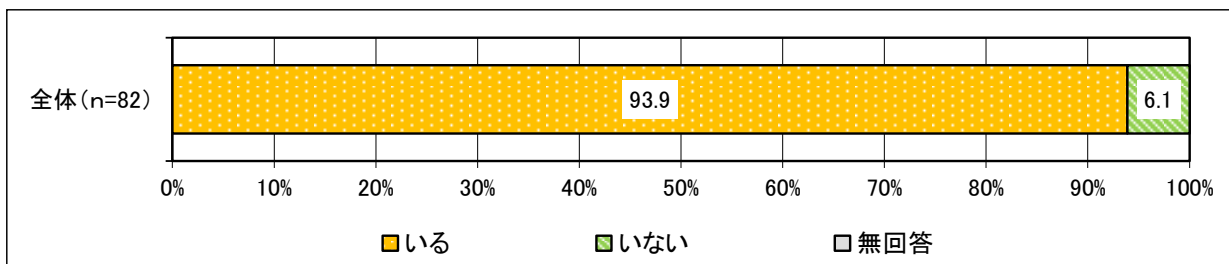
わからないときに聞くことができる人がいるかについては、「いる」が93.9%と多数を占め、「いない」が6.1%となっています。わからないことを自ら伝えることができる人が多くいますが、わからないことを自ら伝えられずに一人で考えている人も一定数いると推測できます。

◇学校の授業がどのくらいわかるか



資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）

◇学校の授業がわからないときに聞くことができる人がいるか



資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）

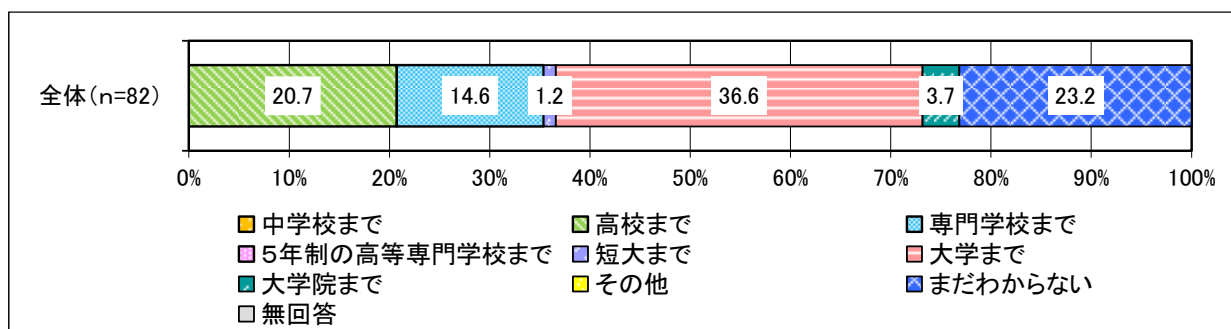
②将来について

- 進学先は「大学」(36.6%)や「高校」(20.7%)が多いが、「まだわからない」も 23.2%います
- 仕事については、「想像力を使う仕事」や「公務員」「美容系」「一般事務」が上位
- 勤務地は「福島県外」が 35.4%と高く、「本宮市内」は 2.4% 「わからない」が 37.8%います

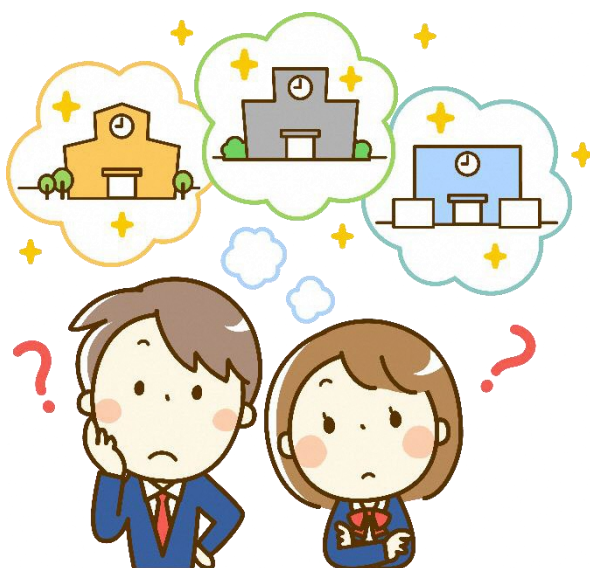
将来、どの学校まで進学したいかについては、「大学まで」が 36.6%と最も高く、以下、「まだわからない」(23.2%)、「高校まで」(20.7%)、「専門学校まで」(14.6%)となっています。

中学校卒業後は、高校、専門学校、大学など進学を考える人が多くいることが分かります。

◇将来、どの学校まで進学したいか



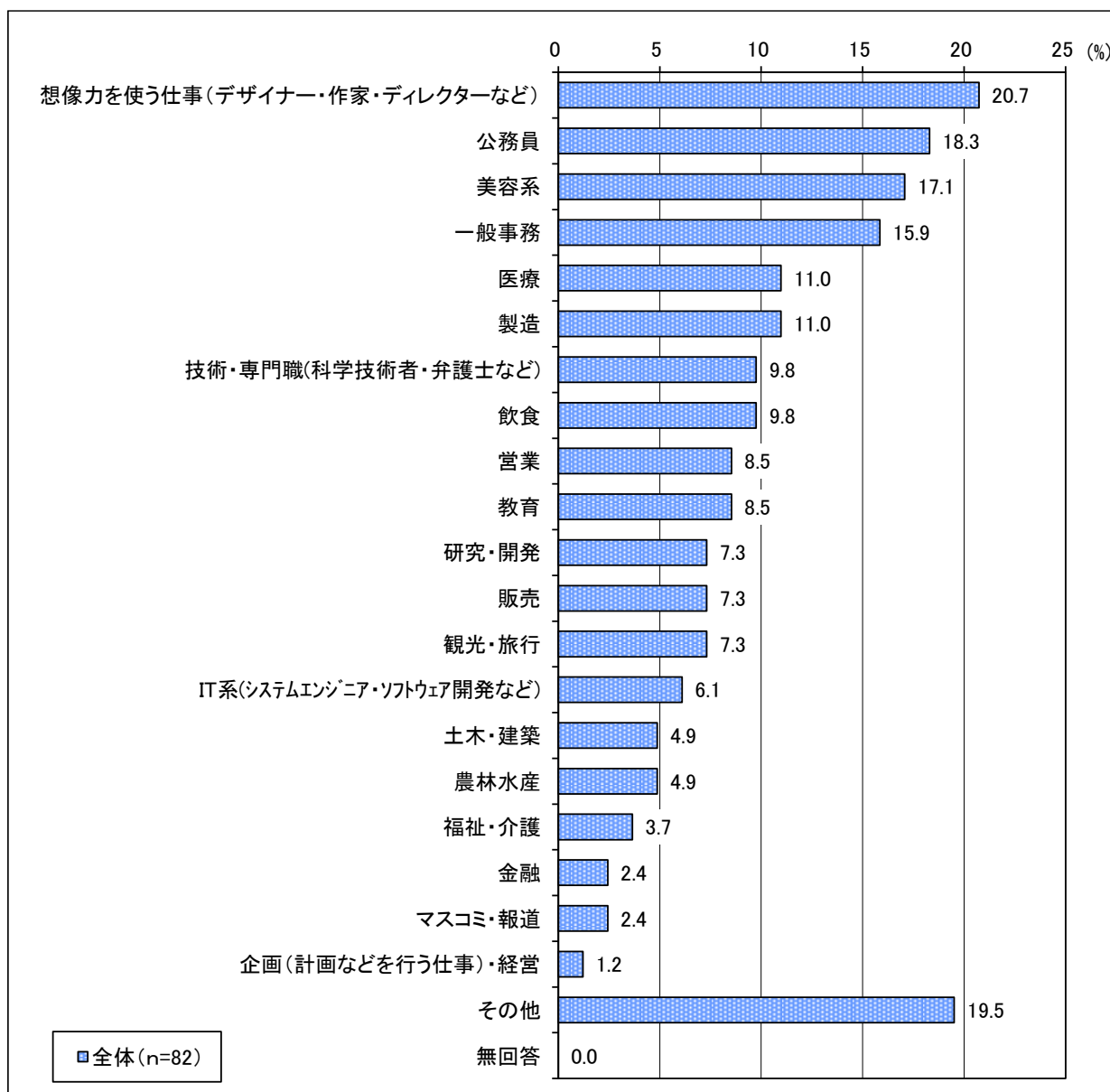
資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）



将来、どのような仕事をしたいかについては、「想像力を使う仕事（デザイナー・作家・ディレクターなど）」が20.7%と最も高く、以下、「公務員」（18.3%）、「美容系」（17.1%）、「一般事務」（15.9%）、「医療」及び「製造」（ともに11.0%）と続いています。なお、「その他」（19.5%）では“動物関係”や“声優”などの回答がありました。

「想像力を使う仕事」の割合が高いことから、個人の表現が求められる仕事や表現の自由を尊重した仕事をしたいと考える人が多く、個々の価値観を共有できる多様性の時代が影響していると推測されます。

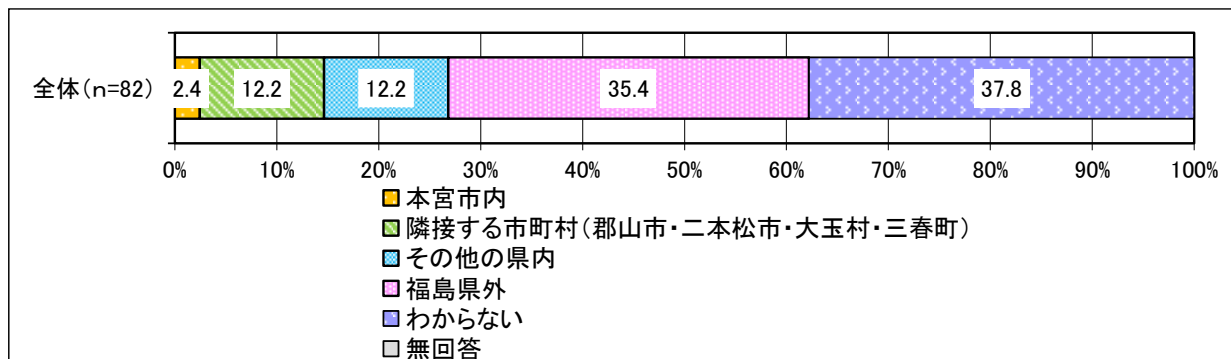
◇将来、どのような仕事をしたいか（3つまで回答）



資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）

将来、働きたい場所は、「わからない」が37.8%と最も高く、以下、「福島県外」が35.4%、「隣接する市町村（郡山市・二本松市・大玉村・三春町）」及び「その他の県内」がともに12.2%、「本宮市内」が2.4%となっています。

◇将来、どこで働きたいか



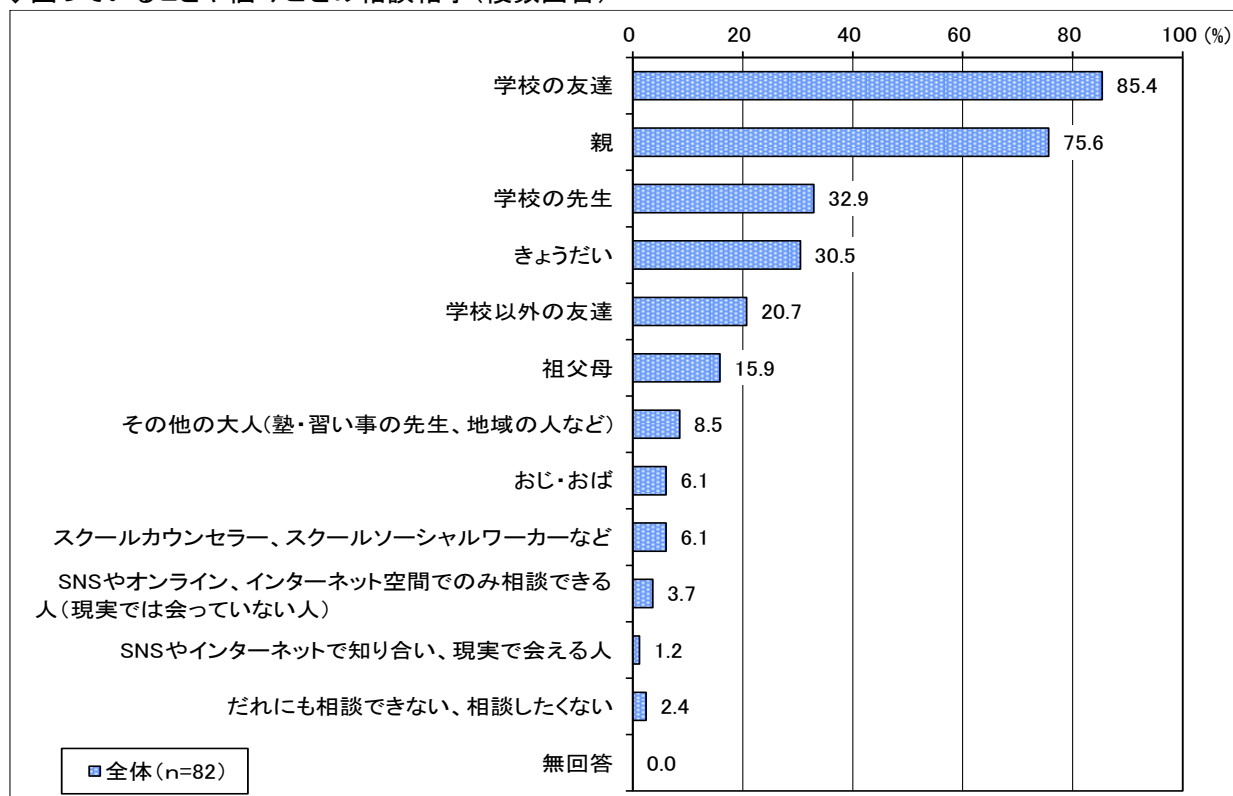
資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）

③困っていることや悩みごとの相談相手

○悩みごと等の相談相手は、「友達」や「親」が多数。一方で「誰にも相談できない」が2.4%

困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人は、「学校の友達」が85.4%と最も高く、以下、「親」（75.6%）、「学校の先生」（32.9%）、「きょうだい」（30.5%）、「学校以外の友達」（20.7%）と続いています。

◇困っていることや悩みごとの相談相手（複数回答）



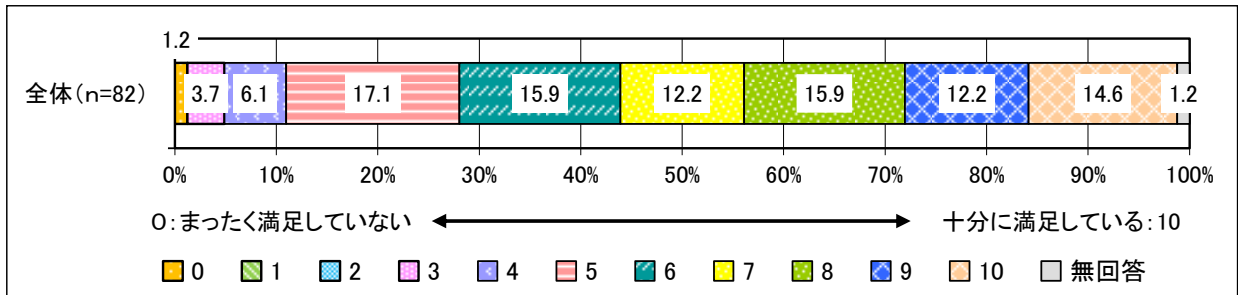
資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）

④生活の満足度について

○生活の満足度は、満足度が高い「8」以上は計 42.7%、中間の「5～7」は 45.2%
 一方、満足度が低い「0」は 1.2%、「1」「2」はともに 0%

最近の生活の満足度は、「5」が 17.1%と最も高く、以下、「6」及び「8」がともに 15.9%、「10」が 14.6%、「7」及び「9」がともに 12.2%、「4」が 6.1%、「3」が 3.7%、「0」が 1.2% となっています。

◇最近の生活の満足度



資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）

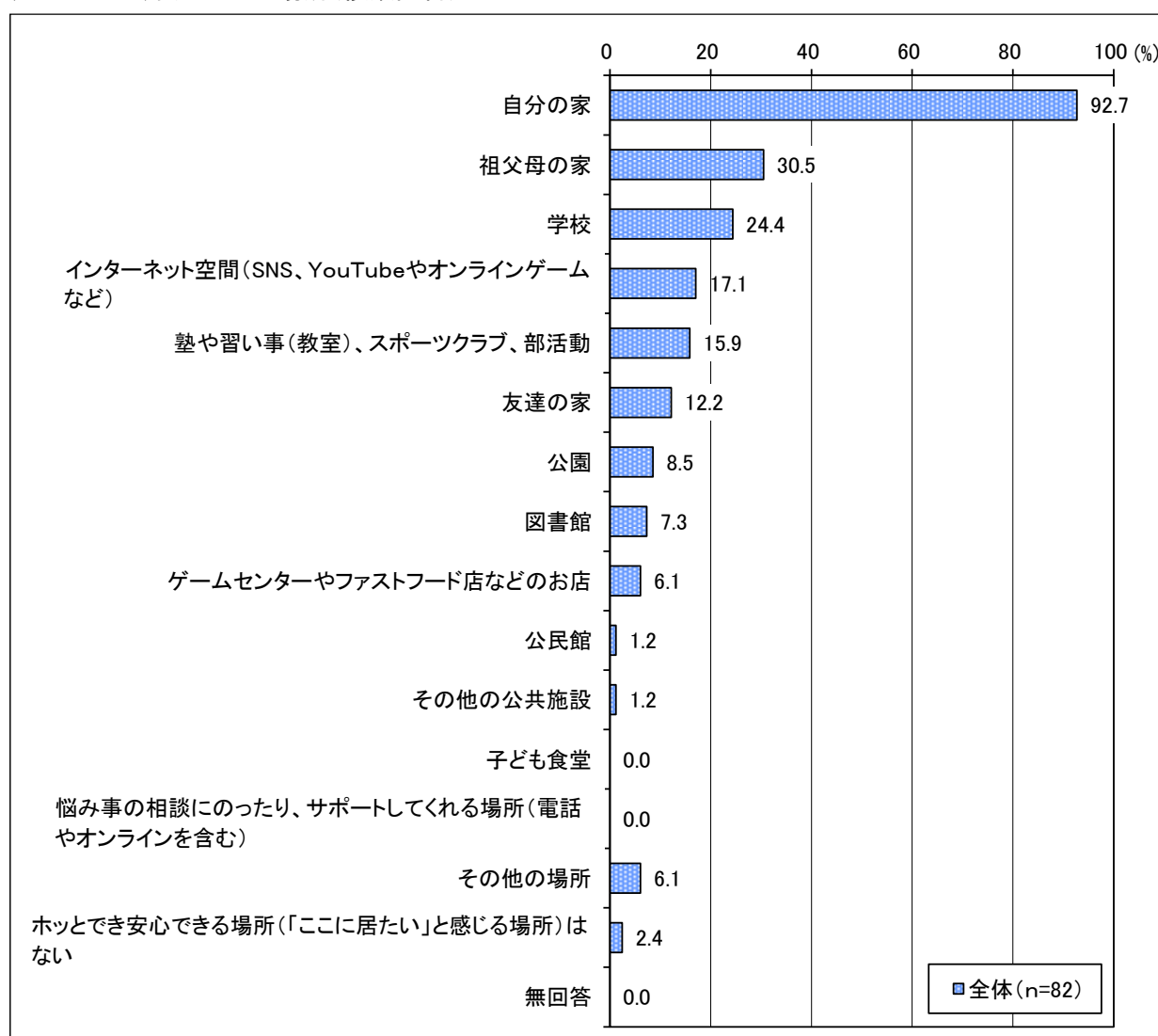


⑤安心できる場所について

- 安心できる場所は「自分の家」(92.7%)や「祖父母の家」(30.5%)などが上位
 ○こども食堂等(自分・友達の家以外で)「食事ができる場所」を利用したことがあるのは24.4%、「(家や学校以外で)何でも相談できる場所」を利用したことがあるのは3.7%

ホッとでき、安心できる場所があるかについては、「自分の家」が92.7%と突出しており、以下、「祖父母の家」(30.5%)、「学校」(24.4%)、「インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)」(17.1%)、「塾や習い事(教室)、スポーツクラブ、部活動」(15.9%)と続いています。

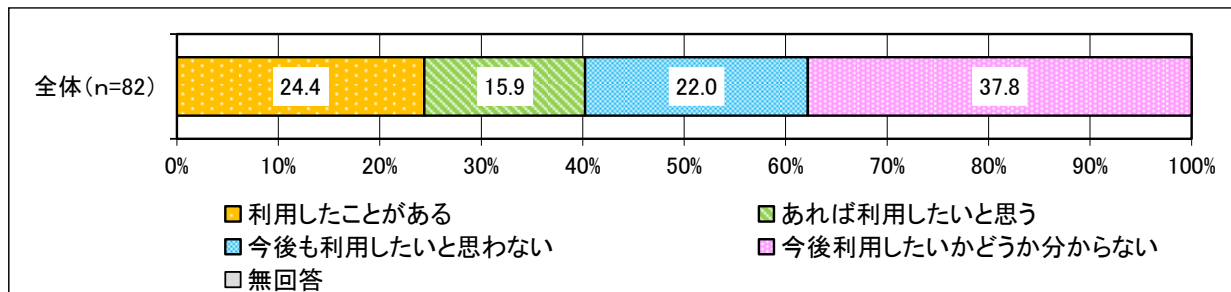
◇ホッとでき、安心できる場所(複数回答)



資料：子どもの生活に関するアンケート(中学校2年生)

こども食堂など(自分や友達の家以外で)食事(お弁当を含む)ができる居場所の利用状況等については、「今後利用したいかどうか分からない」が37.8%と最も高く、以下、「利用したことがある」が24.4%、「今後も利用したいと思わない」が22.0%、「あれば利用したいと思う」が15.9%となっています。

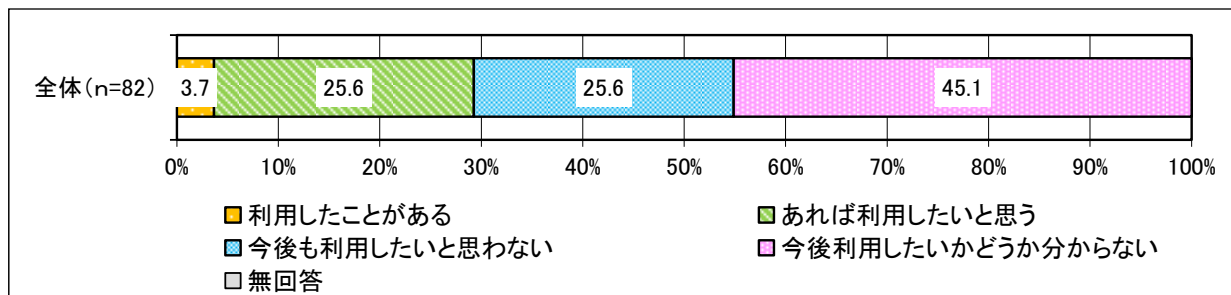
◇(自分や友達の家以外で)食事(お弁当を含む)ができる居場所(こども食堂など)



資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）

家や学校以外で何でも相談できる場所の利用状況等については、「今後利用したいかどうか分からない」が45.1%と最も高く、以下、「あれば利用したいと思う」及び「今後も利用したいと思わない」がともに25.6%、「利用したことがある」が3.7%となっています。

◇(家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やネットの相談を含む)



資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）



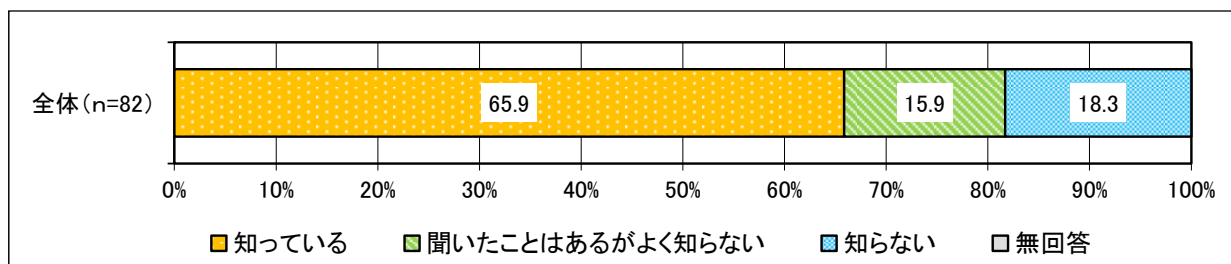
⑥ヤングケアラー⁷について

○ヤングケアラーの認知度は65.9%と過半数を占める

○お世話している家族が「いる」は7.3%

ヤングケアラーという言葉を知っているかについては、「知っている」が65.9%と多数を占め、「知らない」が18.3%、「聞いたことはあるがよく知らない」が15.9%となっています。

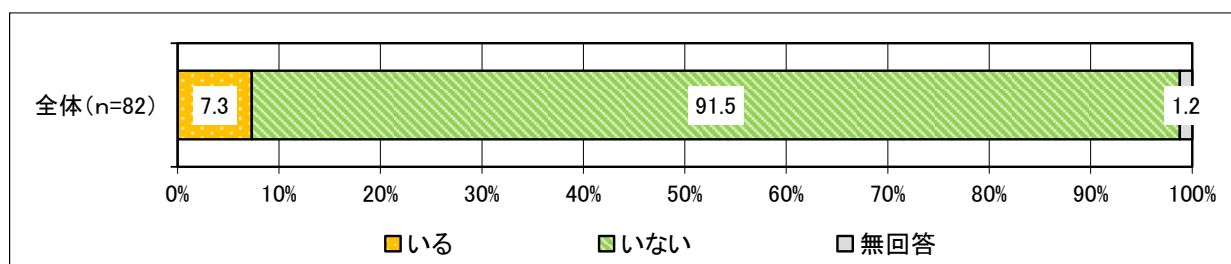
◇ヤングケアラーの認知度



資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）

お世話をしている家族がいるかについては、「いない」が91.5%と多数を占め、「いる」が7.3%となっています。

◇お世話をしている家族の有無



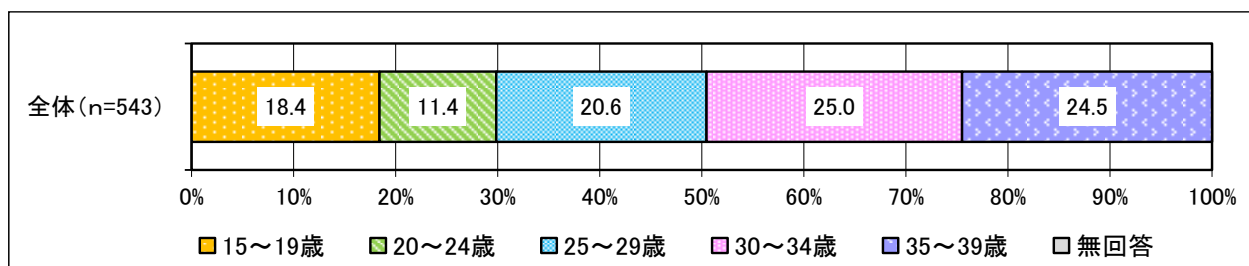
資料：子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）



⁷ ヤングケアラー：こども・若者のうち、高齢、身体上又は精神上の障がい、疾病等により援助を必要とする家族その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の必要な援助を提供する者をいいます。（18未満の者をヤングケアラー、18歳から40歳未満の者を若者ケアラーと分類しています。）

(4) 子ども・若者意識調査結果の概要

①回答者の年齢割合について

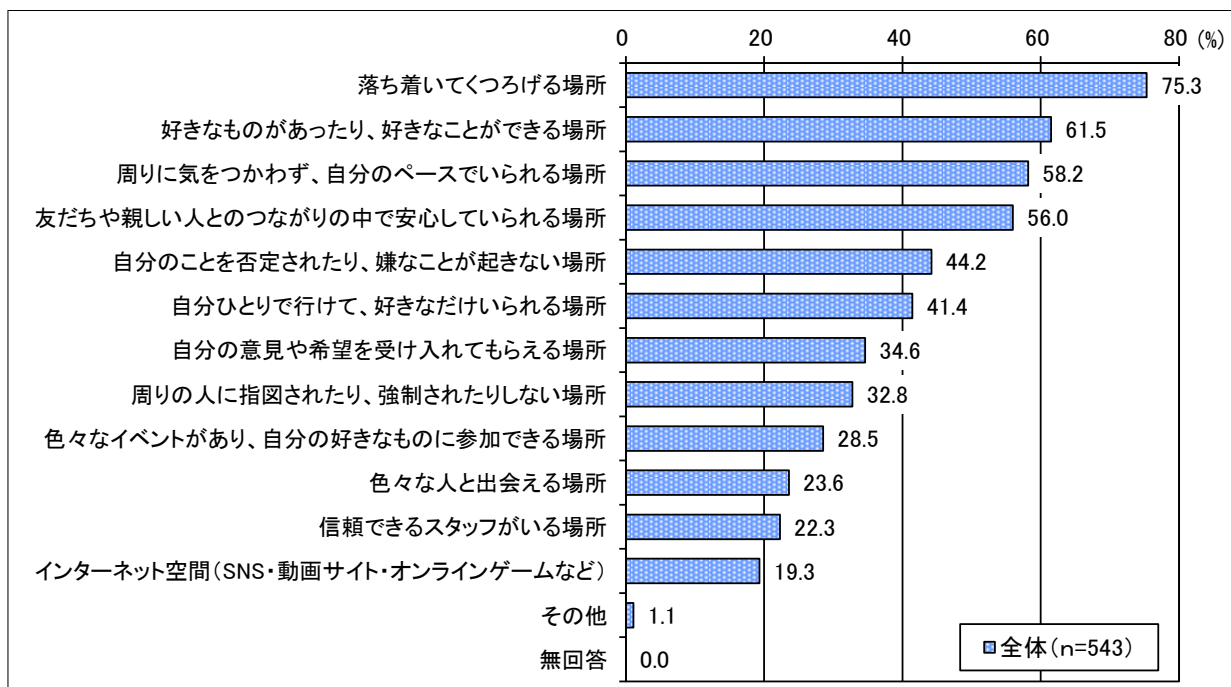


②子どもや若者にとっての居場所について

○居場所は「落ち着いてくつろげる」「好きなことができる」「自分のペースでいられる」場所
 ○具体的には「自分の家」「自分の部屋」がそれぞれ過半数、「インターネット空間」は13.8%

子どもや若者にとっての「居場所」とは、どんなところだと思うかについては、「落ち着いてくつろげる場所」が75.3%と最も高く、以下、「好きなものがあつたり、好きなことができる場所」(61.5%)、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」(58.2%)、「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」(56.0%)、「自分のことを否定されたり、嫌なことが起きない場所」(44.2%)、「自分ひとりで行けて、好きなだけいられる場所」(41.4%)となっています。

◇子どもや若者にとっての居場所はどんなところか(複数回答)



資料：子ども・若者意識調査(15～39歳)

「居場所」については、「自分の家（自分の部屋以外）」が71.3%と最も高く、以下、「自分の部屋」（55.8%）、「趣味や自己啓発の場所」（24.3%）、「職場・アルバイト先（過去に働いていた場所を含む）」（21.5%）、「インターネット空間（SNS・動画サイト・オンラインゲームなど）」（13.8%）となっています。

◇居場所はどこか(3つまで回答)(上位を抜粋)

項目	自分の家	自分の部屋	趣味や自己啓発の場所	職場・アルバイト先	インターネット空間	回答者数
実数	387	303	132	117	75	543
構成	71.3%	55.8%	24.3%	21.5%	13.8%	100.0%

資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

③インターネットトラブルについて

○「被害にあったことはない」は42.7%であり過半数が何らかのトラブルを経験している
○トラブルがあった方で「誰にも相談していない」が42.5%

インターネットを利用した際のトラブルについては、「迷惑メールがたくさん送られてきた」が42.9%と最も高く、以下、「身に覚えのない料金を請求された」（17.1%）、「インターネットショッピングなどで買った商品が届かなかったり不良品が届いたりした」（16.2%）、「LINEやX（旧ツイッター）、メールなどで、馬鹿にされたりいやがらせを受けたりした」（6.1%）となっています。一方で、「被害にあったことはない」は42.7%となっています。

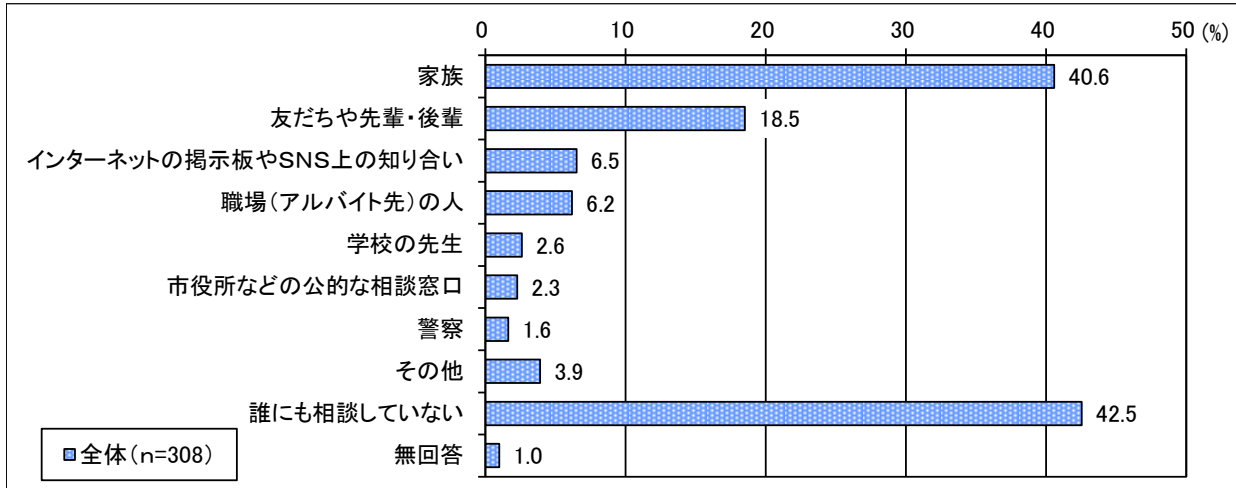
◇インターネットトラブルの有無(複数回答)(上位を抜粋)

項目	迷惑メールがたくさん送られてきた	身に覚えのない料金を請求された	インターネットショッピングなどで買った商品が届かなかったり不良品が届いたりした	LINEやX、メールなどで、馬鹿にされたりいやがらせを受けたりした	被害にあったことはない	回答者数
実数	233	93	88	33	232	543
構成	42.9%	17.1%	16.2%	6.1%	42.7%	100.0%

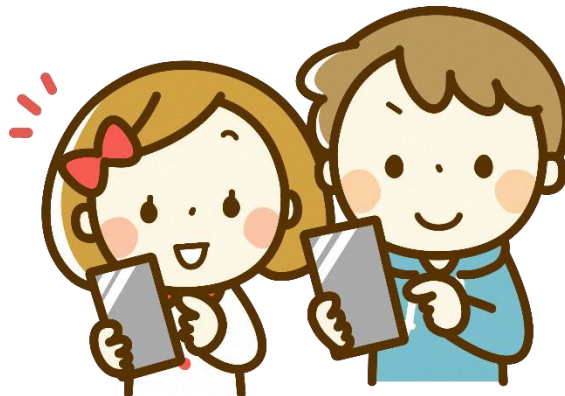
資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

何らかのトラブルがあった方が、誰かに相談したかについては、「誰にも相談していない」が42.5%と最も高くなっています。実際に相談した人は、「家族」が40.6%と最も高く、以下、「友だちや先輩・後輩」(18.5%)、「インターネットの掲示板やSNS上の知り合い」(6.5%)、「職場(アルバイト先)の人」(6.2%)となっています。

◇相談先(複数回答)



資料：子ども・若者意識調査(15~39歳)

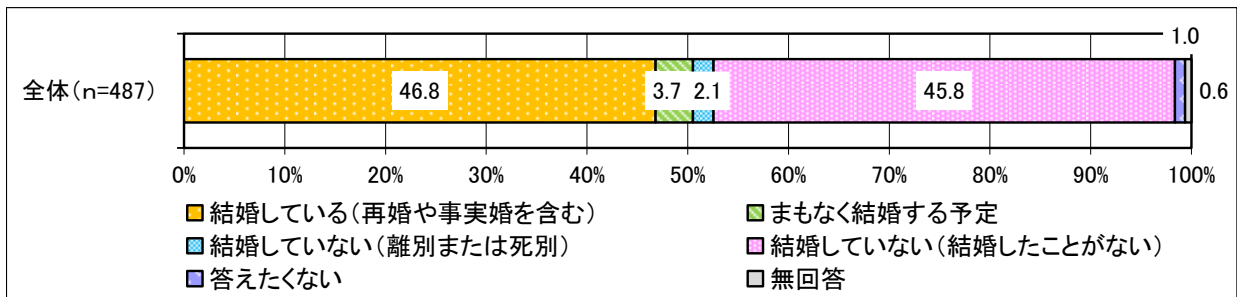


④婚姻について（18歳以上が回答）

○「結婚していない」（離別または死別(2.1%)を含む)は47.9%と約半数を占める
 ○その理由は「適当な相手にめぐり会わない」「趣味や娯楽を楽しみたい」「自由で気楽」が上位

現在、結婚しているかについては、「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が46.8%と最も高く、以下、「結婚していない（結婚したことがない）」が45.8%、「まもなく結婚する予定」が3.7%、「結婚していない（離別または死別）」が2.1%、「答えたくない」が1.0%となっています。

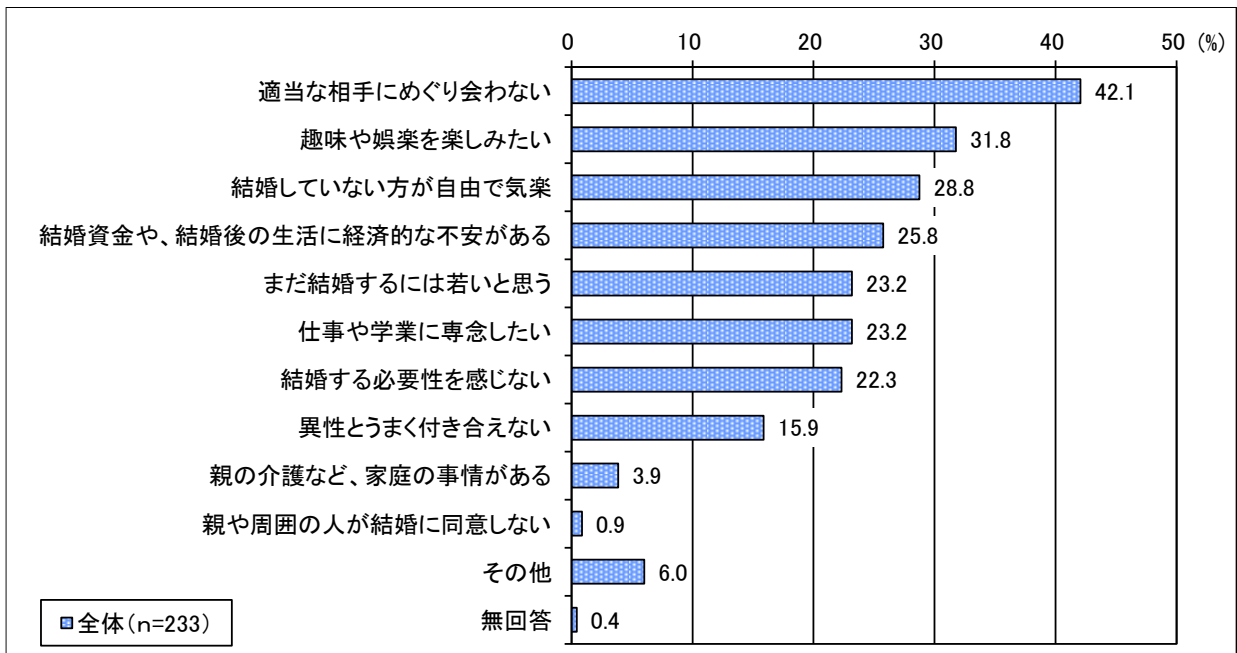
◇結婚の有無



資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

現在、未婚または独身でいる理由は、「適当な相手にめぐり会わない」が42.1%と最も高く、以下、「趣味や娯楽を楽しみたい」(31.8%)、「結婚していない方が自由で気楽」(28.8%)、「結婚資金や、結婚後の生活に経済的な不安がある」(25.8%) などとなっています。

◇未婚または独身でいる理由(3つまで回答)

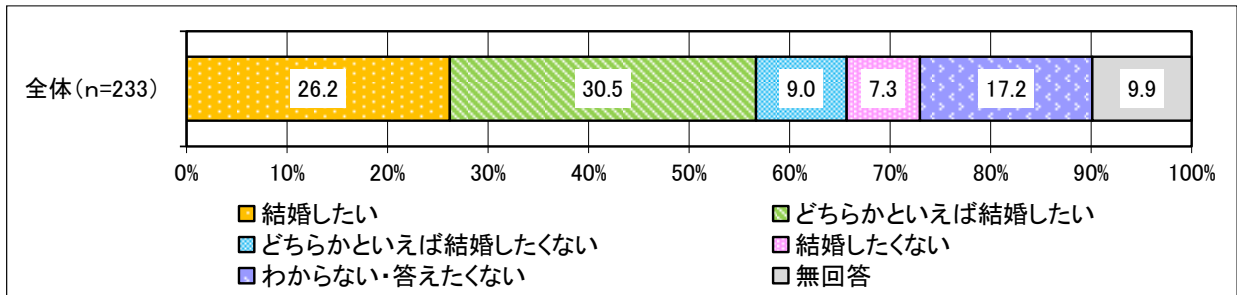


資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

○今後“結婚したい”は56.7%、“結婚したくない”は16.3%
 ○結婚のための環境は「住宅費用の支援」「結婚費用の支援」「保育所等の充実」が各約半数

今後、結婚をしたいかについては、「どちらかといえば結婚したい」が30.5%と最も高く、「結婚したい」(26.2%)と合わせた“結婚したい”は56.7%です。一方、「結婚したくない」(7.3%)と「どちらかといえば結婚したくない」(9.0%)を合わせた“結婚したくない”は16.3%となっています。なお、「わからない・答えたくない」は17.2%となっています。

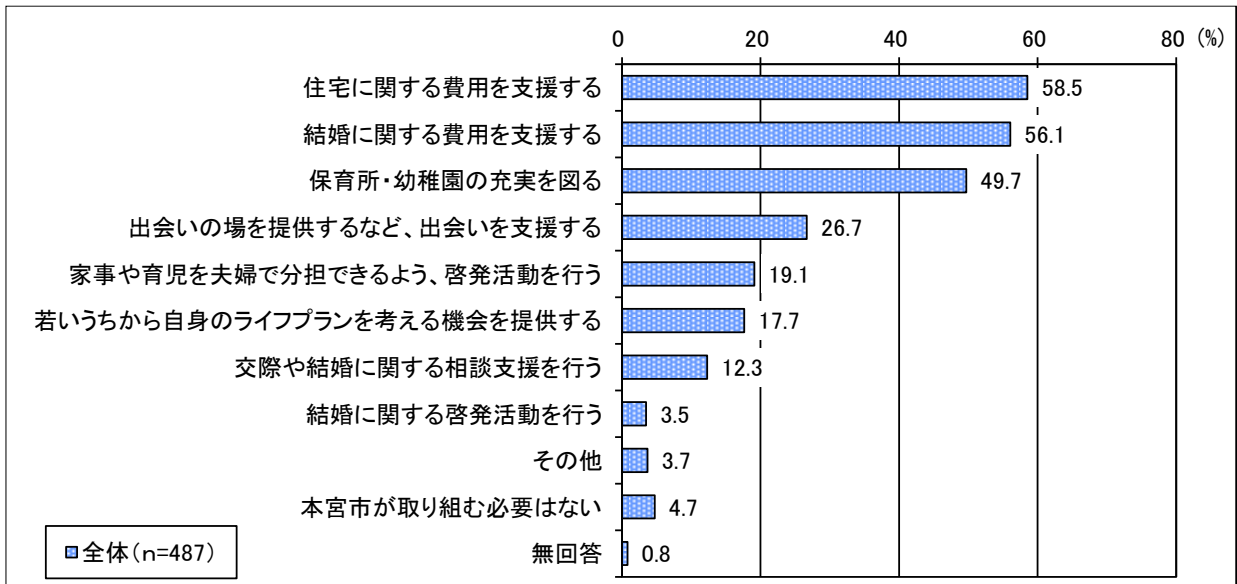
◇今後、結婚したいか



資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために行うべき市の取組については、「住宅に関する費用を支援する」が58.5%と最も高く、以下、「結婚に関する費用を支援する」(56.1%)、「保育所・幼稚園の充実を図る」(49.7%)、「出会いの場を提供するなど、出会いを支援する」(26.7%)などとなっています。

◇結婚できるような環境(3つまで回答)



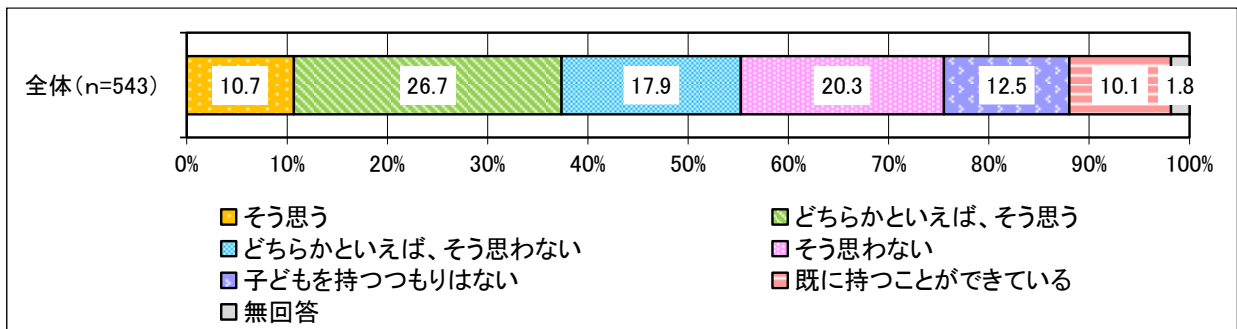
資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

⑤こどもについて

○理想のこどもを持てるかについて“思う”は37.4%、“思わない”は38.2%と拮抗
 ○持てそうにないと思う理由は「お金がかかりすぎる」「仕事と子育ての両立が難しい」が多い

今後、理想とする数のお子さんを持つてそうかについては、「どちらかといえば、そう思う」が26.7%と最も高く、「そう思う」(10.7%)を合わせた“思う”は37.4%です。一方、「そう思わない」(20.3%)と「どちらかといえば、そう思わない」(17.9%)を合わせた“思わない”は38.2%となっています。また、「子どもを持つつもりはない」は12.5%、「既に持つことができている」は10.1%となっています。

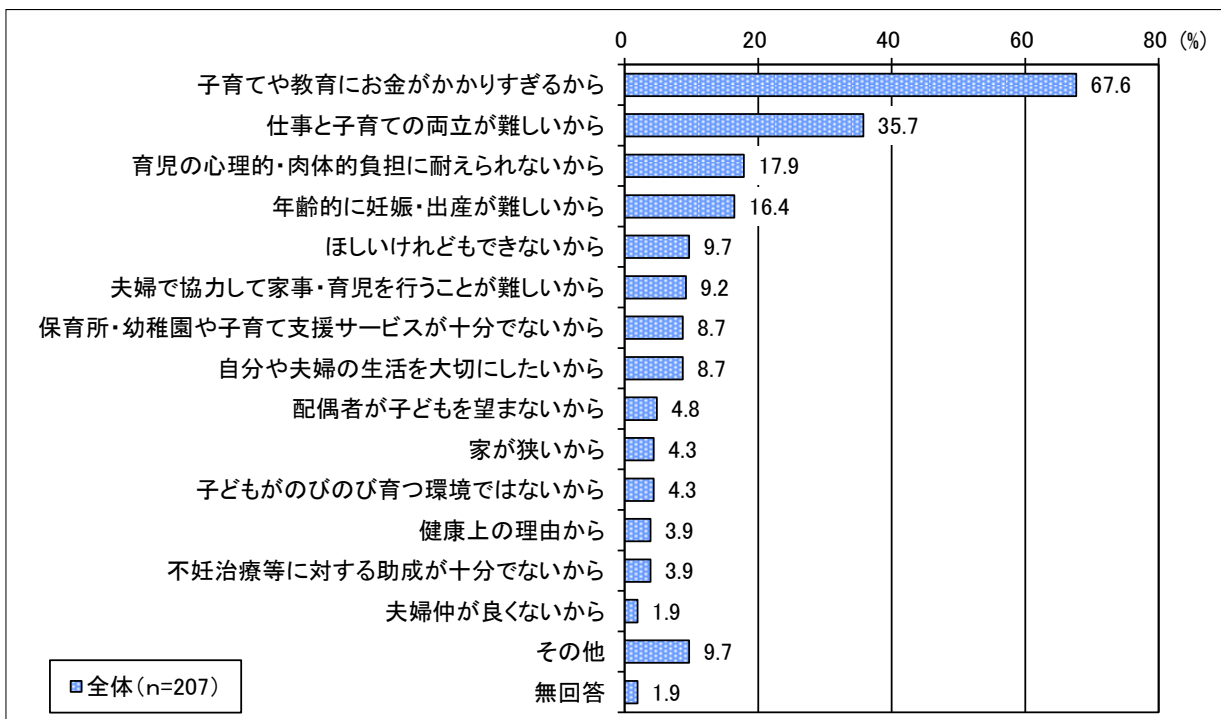
◇理想のこどもを持てるか



資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

理想とする数のお子さんを持つてそうにないと思う理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が67.6%と最も高く、以下、「仕事と子育ての両立が難しいから」(35.7%)、「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」(17.9%)、「年齢的に妊娠・出産が難しいから」(16.4%)などとなっています。

◇理想のこどもを持つてそうにない理由(3つまで回答)



資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

○負担に感じる費用は「小・中・高校にかかる費用」「大学にかかる費用」「食費」が上位(各4割以上)

子育てにかかる費用の中で、負担を感じている費用は、「小・中・高校にかかる費用(授業料、学用品費など)」が51.2%と最も高く、以下、「大学にかかる費用(入学料、授業料、仕送りなど)」(49.2%)、「食費」(41.8%)、「保育所・幼稚園にかかる費用」(26.3%)などとなっています。

◇負担に感じる費用(3つまで回答)(上位(20%以上)を抜粋)

項目	小・中・高校にかかる費用	大学にかかる費用	食費	保育所・幼稚園にかかる費用	回答者数
実数	278	267	227	143	543
構成	51.2%	49.2%	41.8%	26.3%	100.0%

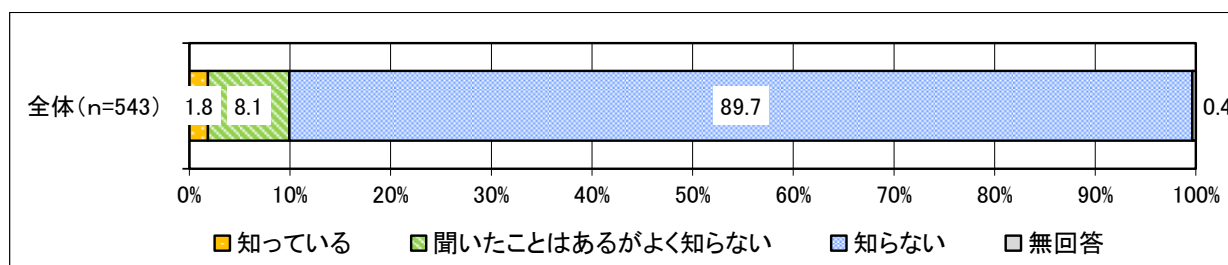
資料：子ども・若者意識調査(15~39歳)

⑥プレコンセプションケア⁸について

○プレコンセプションケアについては「知らない」が89.7%と多数

プレコンセプションケアという言葉・考え方を知っているかは、「知らない」が89.7%と多数を占め、以下、「聞いたことはあるがよく知らない」が8.1%、「知っている」が1.8%となっています。プレコンセプションケアについての言葉・考え方が広く浸透していないことが伺えます。

◇プレコンセプションケアの認知度



資料：子ども・若者意識調査(15~39歳)

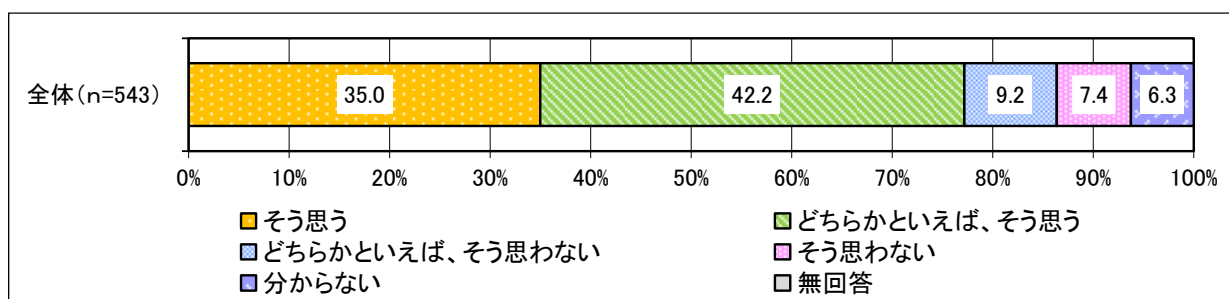
8 プレコンセプションケア：若い世代の男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことです。早い段階から正しい知識を得て、健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来のこどもの健康の可能性を広げます。

⑦幸福感について

○自分が幸せだと“思う”は 77.2%、“思わない”は 16.6%
 ○「自分自身に満足」や「周りの人の役に立っている」「努力すれば希望する職業につくことができる」などは、暮らし向きが世間一般より「上位」と感じる人で比率が高く、「下位」と感じる人で比率が低い

自分が幸せだと思うかについては、「どちらかといえば、そう思う」が42.2%と最も高く、「そう思う」(35.0%)を合わせた“思う”は77.2%であり、一方、「そう思わない」(7.4%)と「どちらかといえば、そう思わない」(9.2%)を合わせた“思わない”は16.6%となっています。また、「分からない」は6.3%となっています。

◇今、幸せだと思うか



資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

それぞれ自分に「あてはまる」と思う回答について、暮らし向きが世間一般より「上」と感じる人の比率が高いのは「自分自身に満足している」や「今の自分が好きだ」などであり、一方、「下」と感じる人は「今の自分を変えたい」などの比率が高い結果となっています。

◇それぞれ自分に「あてはまる」と思う回答割合（あなたの暮らし向き(生活水準)別）

区分	あなたの暮らし向き(生活水準)の世間一般との比較						総計
	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答	
自分自身に満足している	8.6%	20.7%	58.6%	10.3%	1.7%	0.0%	100.0%
今の自分が好きだ	8.3%	21.4%	51.2%	13.1%	3.6%	2.4%	100.0%
自分は周りの人の役に立っていると思う	7.8%	27.5%	39.2%	21.6%	2.0%	2.0%	100.0%
努力すれば希望する職業につくことができる	7.1%	20.4%	51.3%	18.6%	2.7%	0.0%	100.0%
将来よりも今の生活を楽しみたい	5.9%	17.8%	53.4%	16.1%	5.9%	0.8%	100.0%
自分の考えをはっきり相手に伝えることができる	5.6%	21.1%	51.1%	16.7%	5.6%	0.0%	100.0%
自分の将来は運やチャンスによって決まると思う	5.5%	18.3%	44.0%	22.9%	9.2%	0.0%	100.0%
自分には自分らしさというものがあると思う	5.2%	19.5%	53.8%	17.1%	3.3%	1.0%	100.0%
うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む	5.2%	19.5%	49.4%	19.5%	5.2%	1.3%	100.0%
人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う	4.0%	17.3%	48.0%	20.2%	9.8%	0.6%	100.0%
他人に迷惑がかからない限り、どんな考えや行動をとろうが、自分の自由だと思う	4.0%	16.7%	46.0%	23.3%	9.3%	0.7%	100.0%
自分の親（保護者）から愛されていると思う	3.9%	20.6%	49.8%	20.3%	4.6%	0.7%	100.0%
自分の欲しいものをがまんすることが苦手だ	2.9%	16.2%	54.4%	19.1%	7.4%	0.0%	100.0%
自分らしさを強調するより、他人と同じことをしていると安心だ	2.1%	25.0%	45.8%	22.9%	4.2%	0.0%	100.0%
今の自分を変えたいと思う	2.0%	17.8%	40.1%	28.3%	11.2%	0.7%	100.0%

資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

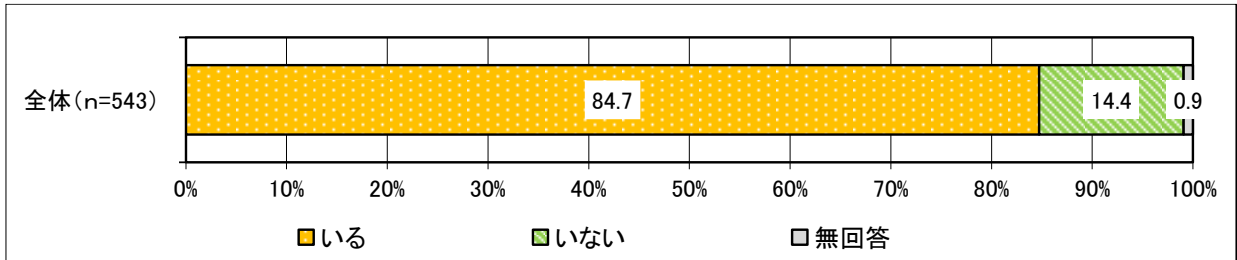
⑧相談について

○困ったときに相談できる人が「いない」が14.4%

○相談機関は「知らない」がいずれも約2割以上で、中には4割以上が「知らない」機関もある

困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいるかについては、「いる」が84.7%と多数を占め、「いない」は14.4%となっています。

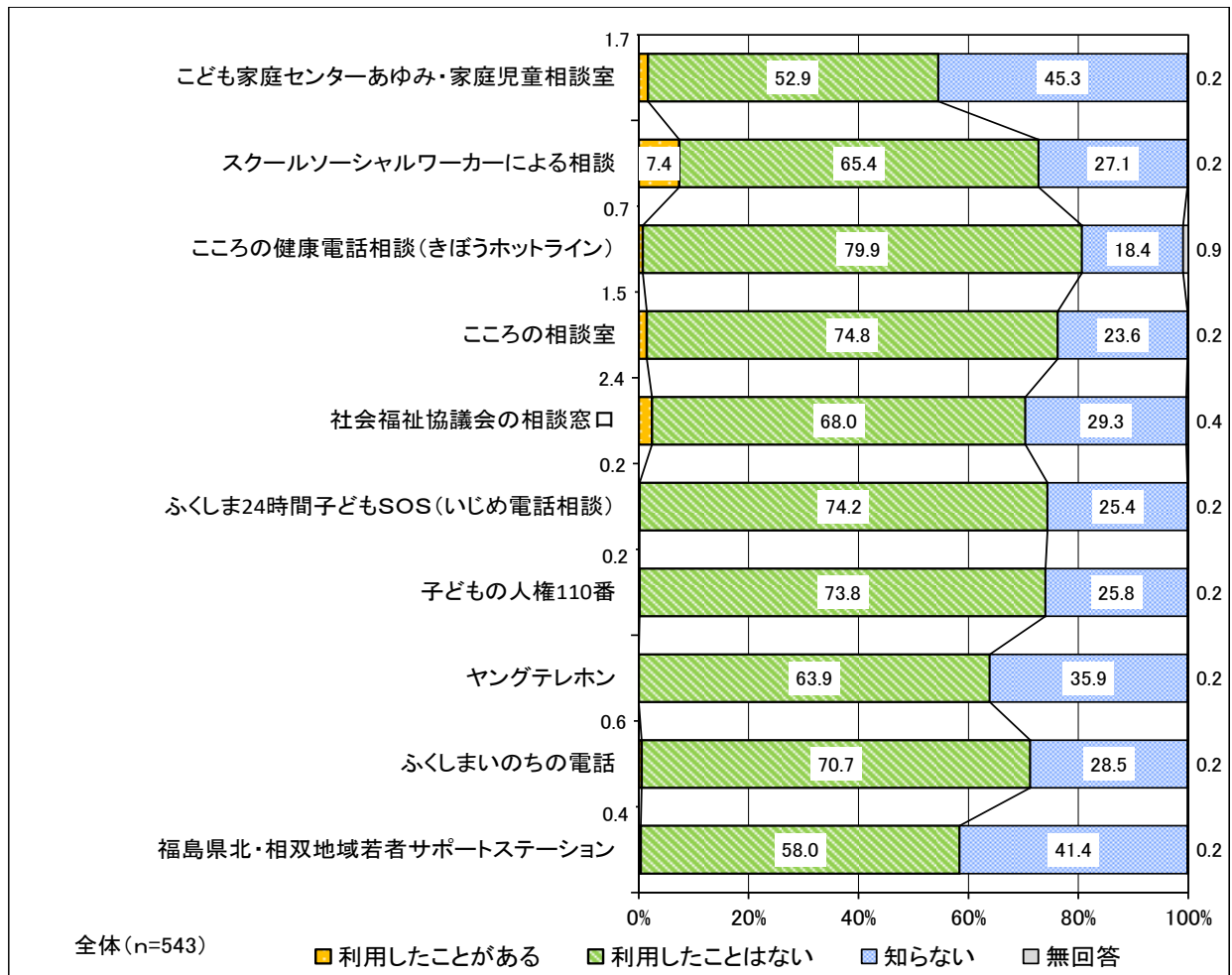
◇相談相手の有無



資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

相談機関について、「こども家庭センターあゆみ・家庭児童相談室」（45.3%）や「福島県北・相双地域若者サポートステーション」（41.4%）は特に「知らない」の比率が高くなっています。

◇相談機関等の認知度

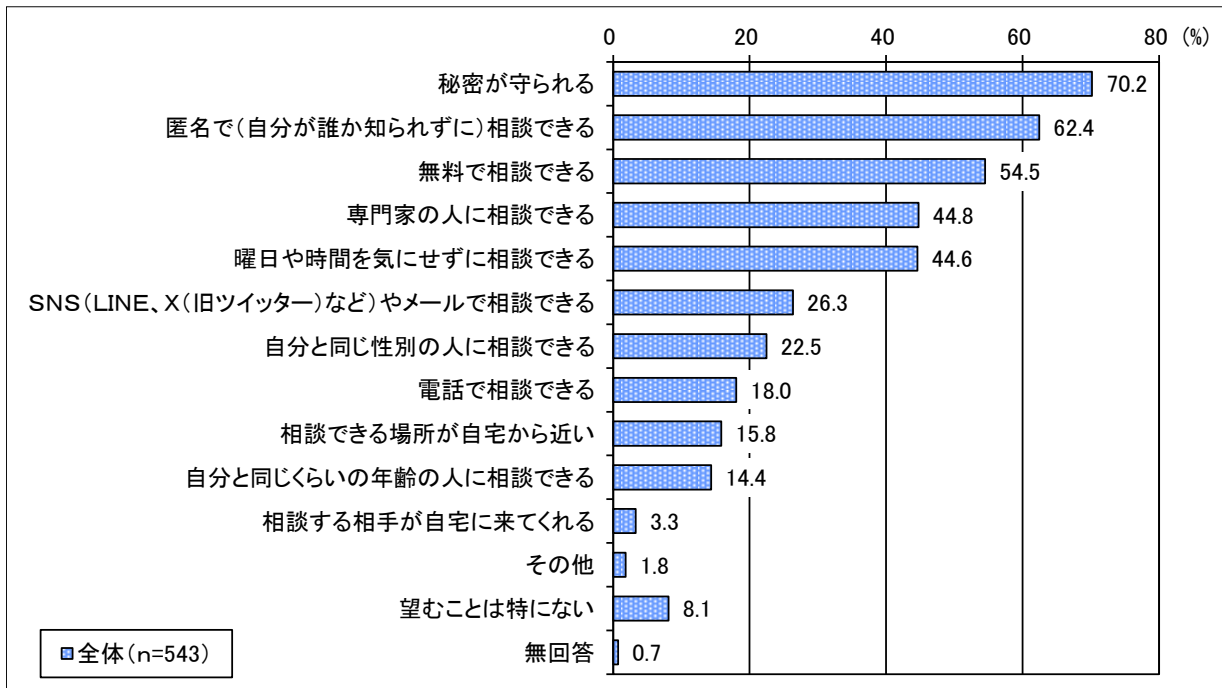


資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

○相談先に望むことは「秘密」「匿名」「専門家に相談」「いつでも」が上位

相談先にどのようなことを望むかについては、「秘密が守られる」が70.2%と最も高く、以下、「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」（62.4%）、「無料で相談できる」（54.5%）、「専門家の人に相談できる」（44.8%）、「曜日や時間を気にせずに相談できる」（44.6%）などとなっています。

◇相談先に望むこと(複数回答)



資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

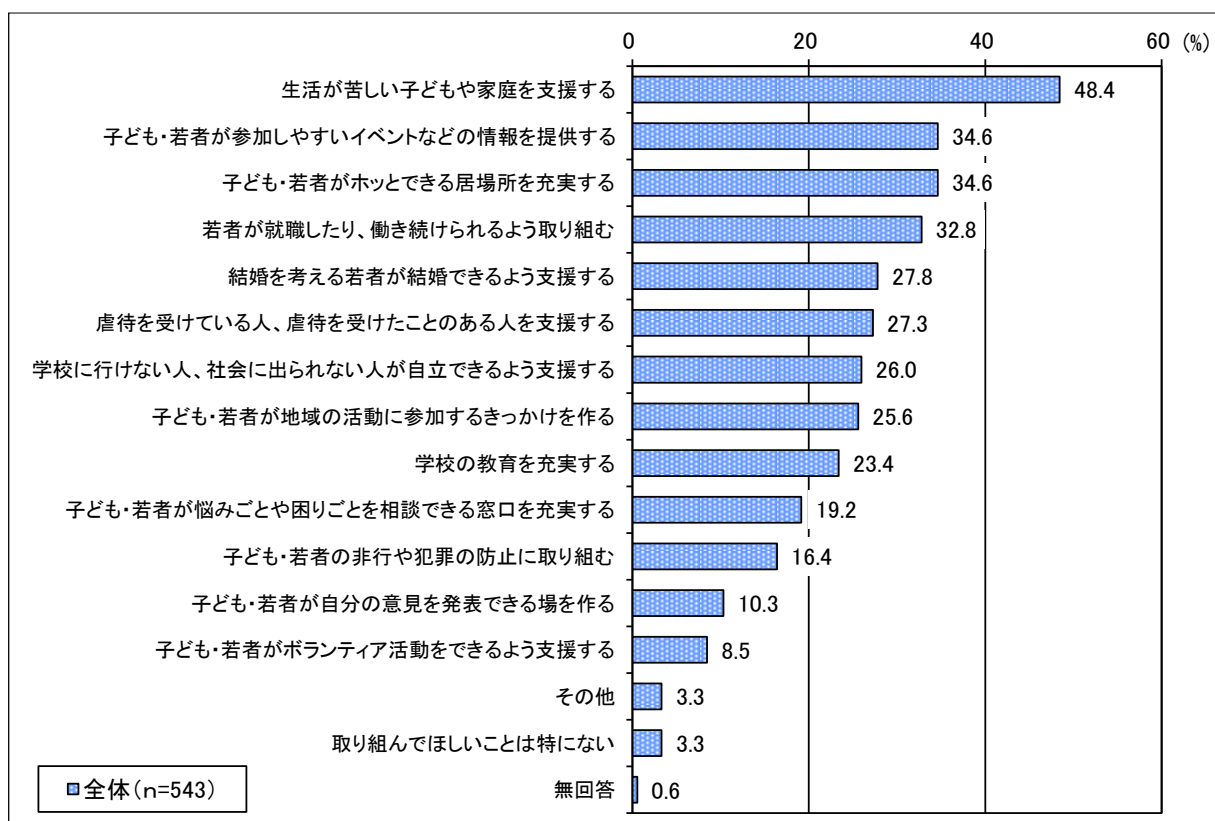


⑨本市に取り組んでほしいこと

○「生活が苦しい子ども等の支援」「イベントなどの情報提供」及び「ホッとできる居場所の充実」「就職・働き続けられること」が上位

こども・若者への支援について、本市にどんなことに取り組んでほしいかについては、「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」が48.4%と最も高く、以下、「子ども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する」及び「子ども・若者がホッとできる居場所を充実する」（ともに34.6%）、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」（32.8%）、「結婚を考える若者が結婚できるよう支援する」（27.8%）、「虐待を受けている人、虐待を受けたことのある人を支援する」（27.3%）などとなっています。

◇本市に取り組んでほしいこと(5つまで回答)



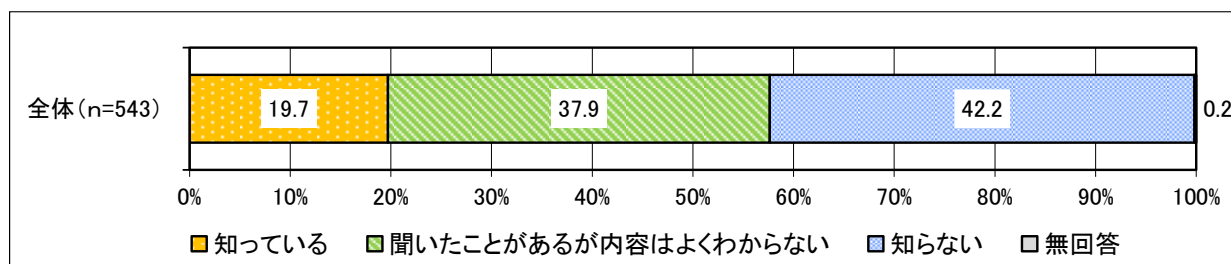
資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

⑩子どもの意見表明について

○子どもが意見を表明する権利について、「知っている」は19.7%と少数

『子どもが意見を表明する権利』を知っているかについては、「知らない」が42.2%と最も高く、以下、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」(37.9%)、「知っている」(19.7%)となっています。

◇子どもが意見を表明する権利の認知度



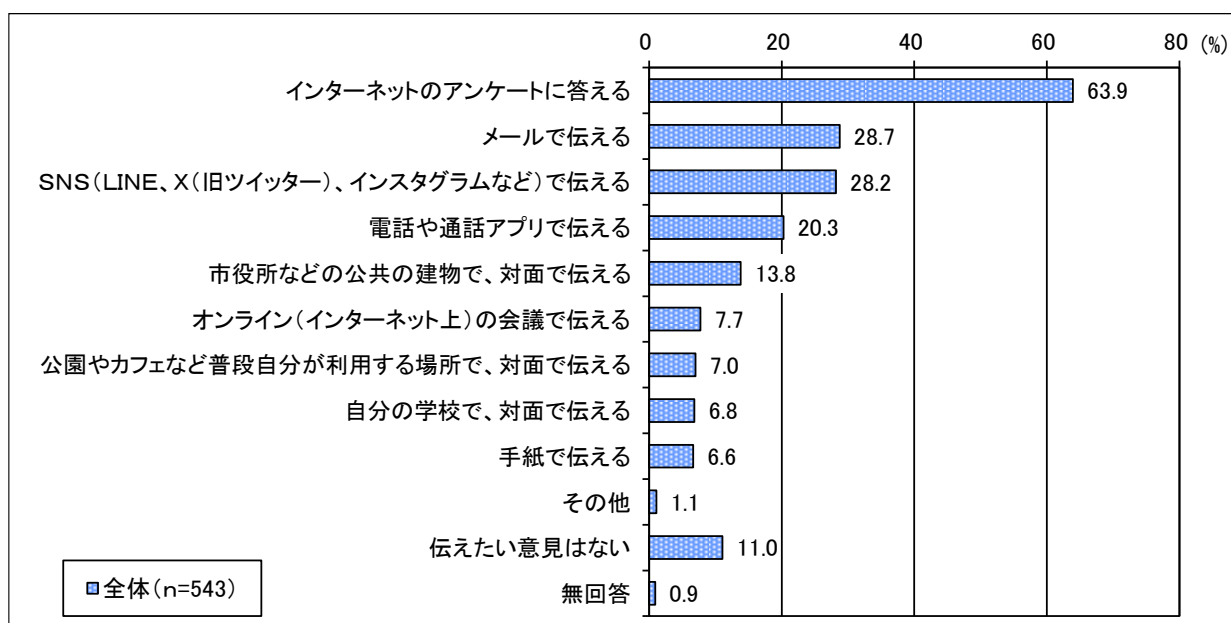
資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

○意見を伝える手段は「インターネットアンケート」「メール」「SNS」が上位

○本市へ自分の意見を伝えやすい工夫は「匿名」が66.9%、「意見がどう扱われたかを知る」が43.5%、他に「他の意見を知る」「伝えたい内容をうまく引き出してくれる」などが上位

どんな方法や手段があれば、本市に対して自分の意見を伝えやすいと思うかについては、「インターネットのアンケートに答える」が63.9%と最も高く、以下、「メールで伝える」(28.7%)、「SNS（LINE、X（旧ツイッター）、インスタグラムなど）で伝える」(28.2%)、「電話や通話アプリで伝える」(20.3%)などとなっています。

◇どんな方法や手段があれば本市に対して自分の意見を伝えやすいかについて（複数回答）

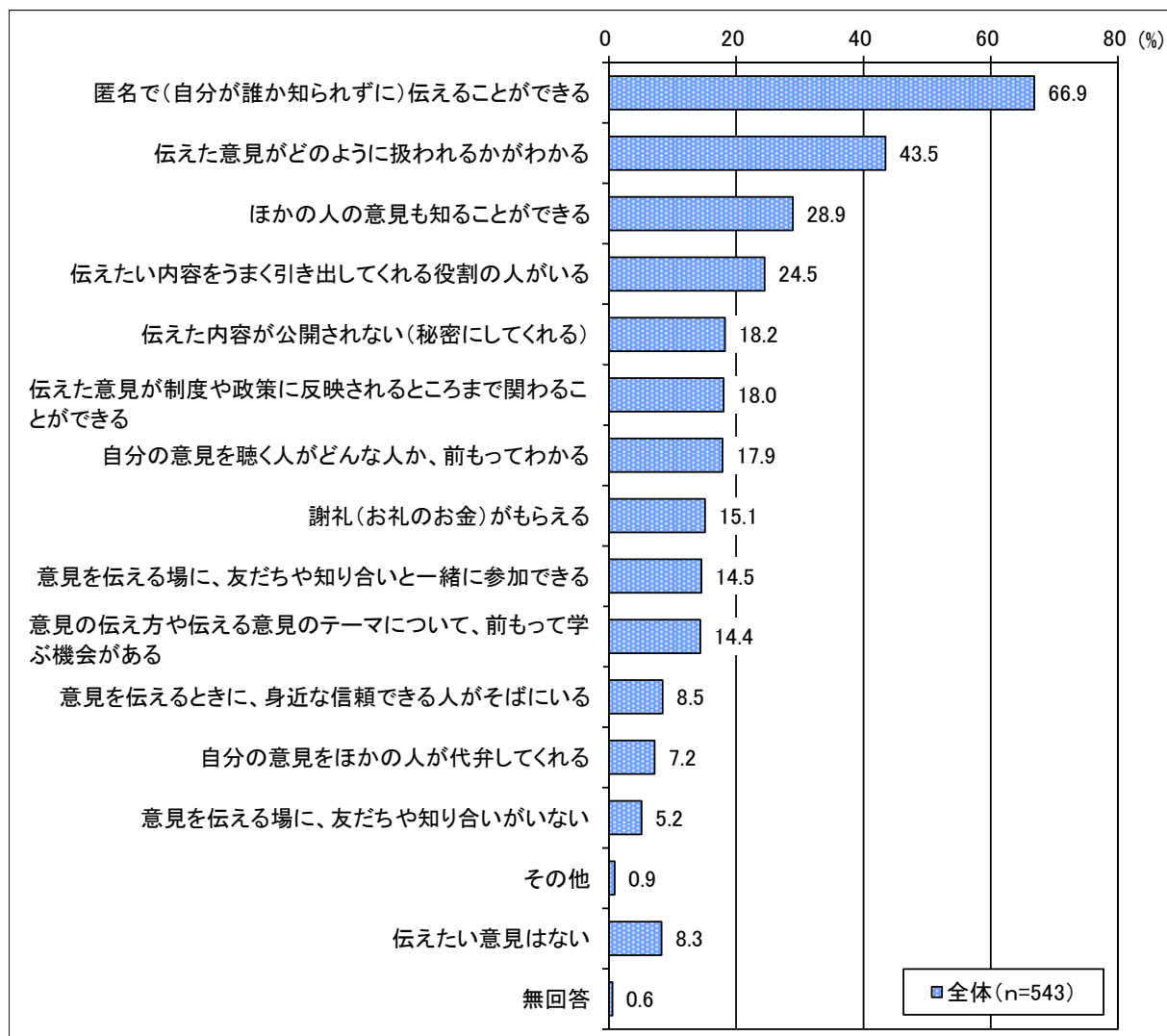


資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

⑪どんな工夫やルールがあれば本市に対して自分の意見を伝えやすいかについて

どんな工夫やルールがあれば、本市に対して自分の意見を伝えやすいと思うかについては、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が66.9%と最も高く、以下、「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」（43.5%）、「ほかの人の意見も知ることができる」（28.9%）、「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」（24.5%）などとなっています。

◇どんな工夫やルールがあれば本市に対して自分の意見を伝えやすいか（複数回答）



資料：子ども・若者意識調査（15～39歳）

3 高校生ワークショップ

(1) ワークショップの概要

①ワークショップの目的

令和7(2025)年度から開始予定の「本宮市こども計画」策定にあたり、高校生からの自由な意見を直接聴取するため「子育てをするならどんなまちがいい？子育てを語ろう！」をテーマとしてワークショップを開催し、こども計画策定にあたっての参考としました。

②日時・場所

令和6(2024)年10月24日(木) 13:25~14:15 福島県立本宮高等学校

③参加生徒

福島県立本宮高等学校のミライ・ラボの参加生徒 14名(3つのグループに分かれて話し合いを行いました。)

④内容

テーマ「子育てをするならどんなまちがいい？子育てを語ろう！」

A：これまで育ってきた中で「よかったこと」「こうしたらよいと思うこと」をグループで話し合う

B：出された意見を参考に「子育てするならどんなまちがいいか、子育てをする側」と「こどもにとってどんなまちがいいのか」をグループで話し合う

~~ミライ・ラボとは~~

福島県立本宮高等学校では、令和元(2019)年度より生徒自らが地域に関心を持ち、協働の意識や問題解決能力等を養うため「総合的な探求の時間」に取り組んでいます。生徒達はこの授業を「ミライ・ラボ」と呼び、「もっと本宮を好きになる！」をコンセプトに活動に取り組んでいます。

1年生は共通のテーマでグループ学習、2・3年生は「そだてる」「からだ」「はたらく」「くらし」という分野にわかれ、ゼミ形式で活動しており、年度末には活動をまとめた報告会が行われます。

本市では、第2次総合計画において、学校・地域等連携の推進を目指した教育の推進と地域産業の担い手の育成を目指しており、この活動をとおして、本市への愛着や郷土愛の情勢などを創出するために、この活動に協力しています。

(2) ワークショップのまとめ

A これまで育ってきた中で「よかったこと」「こうしたらよかったと思うこと」

キーワードとして「体験・経験」、「家族や地域とのかかわり」、「教育面」、「あそび場・居場所」、「交通面・安全面」、「その他」を掲げ、意見を出していただきました。

【よかったこと】

27 件の意見等が出されました。主な意見を以下に整理します。

- ・あそび場・居場所：「みずいろ公園」などの公園が多くあげられています。（意見数は 10 件）
- ・体験・経験：市内だけでなく、郡山市などの近隣での体験もあげられています。（意見数は 5 件）
- ・家族や地域とのかかわり：近隣との交流が多く、また、伝統芸能についてもあげられています。（意見数は 5 件）
- ・交通面・安全面：駅や高速道路が近くにあるといった意見や、小学生の見守り隊や危険箇所を話し合ったとの意見もありました。（意見数は 4 件）
- ・教育面：塾や習い事などの意見等がありました。（意見数は 3 件）

【こうしたらよかったと思うこと】

36 件の意見等が出されました。主な意見を以下に整理します。

- ・あそび場・居場所：「中高生が遊べる場所」や、カラオケや本屋、コンビニエンスストアなどの「商業施設」をあげる意見が多く見受けられます。（意見数は 12 件）
- ・交通面・安全面：バスや電車の運行本数の増加、道路の街灯設置、歩道の拡幅に対する意見が多くありました。（意見数は 12 件）
- ・教育面：「もっと勉強できる施設が欲しい」、「給食費がかかる」、「テストがないとよい」、「校則をゆるくしてほしい」といった意見がありました。（意見数は 5 件）
- ・家族や地域とのかかわり：「妹が生まれてから寂しかった」、「知らない人が武勇伝を話してくる」との意見があげられています。（意見数は 2 件）
- ・その他：産婦人科がない、観光スポットが少ない、直売所的なものがほしい、知らない店が多いため「店の宣言をしてほしい」、「夜にバイク（車）の音がうるさい」といった意見がありました。（意見数は 5 件）



【各班の意見】

「子育てをするならどんなまちが いい?」
「子育てを語ろう!」

〈1班〉

	よかったこと	こうしたらよかったと思うこと
体験 ・ 経験	<p>スモールや園に行くと、小さい子供から習わされていくこと</p>	
家族や 地域との かかわり	<p>近所の人がいい</p> <p>近所の人達との交流が、ありこの町でできるな。</p>	
教育面		<p>バスが無くてもいい</p> <p>夜もこまめに開いてほしい</p> <p>バスが無くてもいい</p>
あそび場 ・ 居場所	<p>スマイルキッズパークが、おもしろい遊具が楽しかった!</p> <p>みずいり公園の水がきれい、たくさん水遊びをした</p> <p>みずいり公園</p>	<p>高校生通学通が場所、(1階)センター、交通と近く3階まで増やしてほしい</p> <p>中高生が遊ぶ場所がほしい</p> <p>バス、バスセンター</p> <p>本数が欲しい</p>
交通面 ・ 安全面	<p>自然が多い、よく見える</p>	<p>バスと電車の本数を増やしてほしい</p> <p>電車の本数を増やしてほしい</p> <p>目をいい道がある、バスが通るの、目をいい道がある、バスが通るの、目をいい道がある、バスが通るの</p>
その他		<p>暗い道がある</p> <p>歩道の木の草を刈ってほしい</p> <p>バス、バスセンター</p>

【各班の意見】

「子育てをするならどんなまちがほしい？」

2班

子育てを語ろう！」

	よかったこと	こうしたらよかったと思うこと
体験 ・ 経験	<p>外や屋内などに開かずらず遊ばせてくれた。</p> <p>公園に遊ばせてくれた。</p>	
家族や地域との かかわり	<p>近所のおじいちゃんおばあちゃんに遊ばせてくれた。</p> <p>できること(ヤギ飼)は有る程度実現させてくれた。</p>	<p>知らない高齢の方がしゃべり話(武庫川)聞かせてくれるからどうにかしてほしい。</p>
教育面	<p>おもしろい施設が有る。</p> <p>塾に通わせてくれる。</p> <p>通いやすい場所に塾が有る。(中学校の近く通った)</p>	<p>教習費か給食費が掛かる。</p>
あそび場 ・ 居場所	<p>友達と遊べる公園が有る。</p> <p>公園が有る。</p> <p>小学生まで遊べる場所がたくさんあるように感じました。</p> <p>小さい子が遊べる場所が有る。</p>	<p>みずいろ公園の水をキレイにしてほしい。</p> <p>カラオケなどの趣味をまんきつできる場所がほしい。</p> <p>年代が異なる人で遊べる場所が有る。</p> <p>中学生から高校生が楽しめるような娯楽場所が有る。</p> <p>気軽にショッピングできるお店がほしい。</p>
交通面 ・ 安全面	<p>バスが家から学校まで送ってくれる。</p> <p>馬車が通らない。</p> <p>高速が近くに有る。</p>	<p>街灯が壊れている所が有る。</p> <p>車道が狭いから広くしてほしい。</p> <p>往行灯がほしい。</p> <p>歩道を広くしてほしい。</p> <p>電車の数を増やしてほしい。</p>
その他	<p>小学生の通学路はいい見守り隊のふりかきをしてほしい。</p>	<p>夜にバイク(車)の音がうるさい。</p> <p>観光スポットがほしい。</p> <p>直売所的なものがない。</p> <p>子育て市民も入ったのいい店が有ることを宣言してほしい。</p> <p>産婦人科がほしい。</p>

【各班の意見】

「子育てをするならどんなまちがいい？
子育てを語ろう！」

3班

	よかったこと	こうしたらよかったと思うこと
体験 ・ 経験	休みの日に お父さんとニコニコ 子ども館に行き、 他の子と交流した。 (郡山) 水害の避い施設が充実 だよ。	
家族や 地域との かかわり	地元の特産品を 喜んだのが楽しかった	妹が生まれてから 少しさみしかった。
教育面	習い事をさせてくれた	もともと勉強でとら 施設がいい
あそび場 ・ 居場所	郡山には パークアンドライ ドの遊び場があ り、おすい公園など 自由に遊べる場所 がある ※ 県田舎らしいのほ ろけが、おすい で、外で遊べるのも あった。	高校生が答えた 施設がいい
交通面 ・ 安全面	小学校の通学路で 危険なところをみし たので話あった。	歩道がせまい 通学路を 明るくしてほしい。
その他		

B 子育てするならどんなまち

22 件の“まち”が出されました。

「あそび場・居場所」に関する“まち”が9件と最も多くなっています。本市は公園整備に特徴がありますが、高校生向けのあそび場等に対する要望が表れていると考えられます。

「交通面・安全面」に関する“まち”は5件ありました。高速道路や鉄道、バスなど比較的利便性はあるものの、高校生にとっては不十分な点もあり、また、歩道の安全な“まち”を望む声も複数ありました。

その他、「助け合えるまち」や「自分のやりたいことができるまち」、「学べるまち」、「若い人たちが多く住んでいるまち」、「ひとり親でも十二分に生活できるくらいの金銭の余裕があるまち」なども、大切にしていきたい視点です。



区 分	1 班	2 班	3 班
体験・経験	○自分のやりたいスポーツが出来るまち		
家族や地域とのかかわり	○おたがいに助け合えるまち	○近所の人と気軽におしゃべりできるまち	
教育面	○校則がきびしすぎない ○生徒がのびのび生活できるまち		○学べるまち
あそび場・居場所	○自然が多い、公園がたくさんあるまち ○高校生達が楽しく遊べる場所があるまち	○本屋さんが多いまち ○遊ぶ場所の多いまち→遊園地、テーマパーク、映画館、アスレチックパーク、ゲームセンターなど ○年代問わず楽しく遊べるまち ○商業施設のあるまち ○コンビニエンスストアがあるまち ○森を活かしたアスレチックがあるまち	○様々な人が楽しめるまち
交通面・安全面	○バスや電車を利用しやすいまち（本数など） ○歩道が整う（雑草がない）、暗い道がないまち	○行きたい！と思ったらすぐにどこへでも行けるまち ○明るい（街灯が多い）夜道も安全なまち	○歩行者に優しいまち
その他		○若い人たちが多く住んでいるまち ○ひとり親でも十二分に生活できるくらいの金銭の余裕があるまち	

4 計画策定に向けた現状と課題のまとめ

(1) こども・若者の動向から

①こどもの人口減少

- ・0～14歳の年少人口比率は、国や県よりは高いものの毎年減少しています。(P6)
- ・40歳未満人口も減少しています。(P7)
- ・コーホート変化率法による将来推計人口においても、総人口の減少とともに、こどもの人口は減少することが見込まれています。(P12)

➡ 子育て支援等の 推進等

こどもの人口減少への対策(妊娠・出産・子育て支援等)は喫緊の課題です。

②就労・貧困など女性やこどもの生活環境の変化等への対応

- ・出生数は、多少の増減を繰り返しながら減少しています。(P8)
- ・未婚率は男女とも各年代で上昇し、未婚化・晩婚化が顕著な結果として表れています。(P9)
- ・女性の労働力率は上昇してきましたが、30代前半がやや低いM字カーブの傾向が読み取れます。(P10)
- ・令和2(2020)年のひとり親世帯は330世帯(国勢調査)であり、近年は減少傾向にあります。(P10)
- ・全国のこどもの相対的貧困率は11.5%で、9人に1人が貧困状態にあると考えられます。(P11)

➡ 若者を支える取組の 推進等

出生数・就労・貧困など最低水準を更新せず改善できるような支援が必要です。

(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査結果から

①母親の就労に伴う子育て支援の充実

- ・就学前児童の母親の88.2%が就労し、うち60.4%がフルタイムの就労であり、小学生児童の母親では84.8%が就労し、うち55.0%がフルタイムの就労です。(P14)
- ・女性の労働力率は増加しており、子育て支援サービスの充実が望まれます。(P10)

➡ こどもの育ちの保障 と遊びの充実等

母親が子育てをしながら、継続して就労できる環境を整えることが課題です。

②子育ての悩みへの対応

- ・子育ての悩みは、就学前では「遊ばせ方やしつけ」、「食事や栄養」、「養育費など経済的なこと」などが上位であり、第2期本宮市子ども・子育て支援事業計画策定時のニーズ調査時（平成30(2018)年度）と同様の傾向にあります。（P16）

➡ **援助を必要とするこどもや家庭への支援、子育てや教育に関する経済的負担の軽減等**

子育ての悩みを気軽に相談したり、共有し改善できるような支援が必要です。

③育児休業の取得支援

- ・育児休業を取得していない人は、母親の11.1%に対し、父親は83.9%と多数を占める結果となっています。（P17）
- ・取得していない理由は、母親では「退職した」や「職場に制度がなかった」が上位で、父親は「仕事が忙しい」や「収入減になり経済的に苦しい」、「職場に取りにくい雰囲気がある」、「配偶者が制度を利用した」が上位となっています。（P18～19）

➡ **共働き・共育ての推進等**

母親と父親どちらも育児休業を取得できるような社会の気運醸成が必要です。

(3) 子どもの生活に関するアンケート（中学校2年生）調査結果から

①地域の中でのびのびと育ち、自分で将来のことを考えるこどもへ

- ・進学先について、将来のことを考えているこどもの様子が伺えます。一方で「わからない」との回答もありました。（P21～22）
- ・将来の働きたい場所についても「わからない」という回答が多くありました。（P23）

➡ **多様な遊びや体験活動の推進、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実等**

家庭・学校・地域社会が連携し、地域に根差した教育や活動の場を提供することで、こどもが多角的視点と実践力を育むための環境整備が求められます。

②悩みごとへの相談対応

- ・悩みごと等の相談相手は、「学校の友達」(85.4%)や「親」(75.6%)が突出して高く、他にも親族や学校関係者の比率が高い結果となっています。(P23)
- ・一方、「だれにも相談できない」こどもが2.4%います。(P23)
- ・また、お世話している家族がいるこども(ヤングケアラー)が7.3%となっています。(P27)

➡ こども・若者の健やかな成長のための環境づくり等

ヤングケアラー等を含め適切な情報を発信するとともに、相談しやすい体制の確保が求められます。

③安心できる場所の確保

- ・安心できる場所は「自分の家」(92.7%)や「祖父母の家」(30.5%)などが上位で、公的機関は低い結果となっています。(P25)
- ・「(自分・友達の家以外で)食事ができる居場所」、「(家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やネットの相談を含む)」のどちらも、「利用したいと思わない」「今後利用したいかどうか分からない」が過半数を占めています。(P26)

➡ こどもの居場所づくり等

公的機関も安心できる居場所を目指すため、サービス等も含めて見直すことが望まれます。

(4) 子どもの生活に関するアンケート(子ども・若者意識調査) 調査結果から

①こども・若者の居場所づくり

- ・こども・若者にとっての居場所とは、「落ち着いてくつろげる」、「好きなことができる」、「自分のペースでいられる」などの場所であることが上位となっています。(P28)
- ・具体的には「自分の家」や「自分の部屋」がそれぞれ過半数を占め、また、「インターネット空間」という回答もみられます。(13.8%) (P29)

➡ こどもの居場所づくり、青少年健全育成の推進等

家や学校・職場以外の「落ち着いてくつろげる居場所」づくりが求められます。

②相談体制

- ・インターネットトラブルの経験者は過半数に達しますが、トラブルについて「誰にも相談していない」が42.5%と高い比率となっています。(P30)
- ・日常生活で困ったときに相談できる人が「いない」は14.4%です。(P36)
- ・様々な相談機関がある中で、相談機関等を「知らない」がいずれも2割以上と認知度が低い状況にあります。(P36)
- ・相談先に望むこととしては「秘密保持」や「匿名での相談」、「専門家に相談」、「いつでも(曜日や時間を気にせず)」が上位となっています。(P37)

➡ **犯罪や災害などの危険から子どもを守る取組、
悩みや不安を抱える若者やその家族への支援等**

相談機関の周知や、相談しやすい体制づくりが求められます。

③結婚のために経済的支援と子育て支援

- ・「結婚していない」(離別または死別(2.1%)を含む)は47.9%と約半数を占めており、その理由としては「適当な相手にめぐり会わない」や「趣味や娯楽を楽しみたい」、「自由で気楽」が上位となっています。(P31)
- ・今後“結婚したい”は56.7%、“結婚したくない”は16.3%であり、結婚のための環境としては「住宅費用の支援」及び「結婚費用の支援」の経済面での支援と、「保育所等の充実」がいずれも50%前後と高い比率となっています。(P32)

➡ **結婚等の希望をかな
える支援の充実等**

結婚から子育てまで考慮した経済面の支援が課題です。

④理想のこどもの人数を持つための経済的支援とプレコンセプションケアの推進

- ・理想のこどもを持てるかについて“思う”は37.4%、“思わない”は38.2%と拮抗しています。(P33)
- ・持てそうにないと思う理由は「お金がかかりすぎる」や「仕事と子育ての両立が難しい」が多い結果となっています。(P33)
- ・負担に感じる費用は「小・中・高にかかる費用」や「大学にかかる費用」、「食費」が上位(いずれも4割以上)となっています。(P34)
- ・プレコンセプションケアについては「知らない」が89.7%と多数を占めています。(P34)

➡ **切れ目ない保健・
医療の確保等**

プレコンセプションケアの理解の促進と推進を図ることが望まれます。

⑤こども・若者一人一人が夢や希望を持ち挑戦できる社会

- ・自分が幸せだと“思う”は77.2%、“思わない”は16.6%となっています。(P35)
- ・自分にあてはまるものを暮らし向き別にみると、「自分自身に満足」や「周りの人の役に立っている」、「努力すれば希望する職業につくことができる」などは、暮らし向きが世間一般より「上位」と感じる人で比率が高く、「下位」と感じる人で比率が低い傾向があります。(P35)

➡ こどもの貧困対策等

家庭や個人の状況に関わらず、すべてのこども・若者が等しく挑戦できる社会の形成が求められます。

⑥こどもが意見を表明する権利の周知

- ・こどもが意見を表明する権利について、「知っている」は19.7%と少数であり、この権利について周知を図ることが必要です。(P39)
- ・意見を伝える手段としては、「インターネットアンケート」や「メール」、「SNS」が上位となっています。(P39)
- ・本市に対して自分の意見を伝えやすい方法や手段は「匿名で伝えることができる」(66.9%)や、「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」(43.5%)が特に重要で、他に「他の意見を知る」、「伝えたい内容をうまく引き出してくれる」などが求められます。(P40)

➡ こども・若者の権利保障の促進等

こども・若者を多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障することが求められます。

⑦本市に期待する取組：貧困等対策、情報提供、居場所の充実、就労支援

- ・こども・若者への支援として、本市に取り組んでほしいことは、「生活が苦しい子ども等の支援」や「イベントなどの情報提供」、「ホッとできる居場所の充実」、「就職・働き続けられることへの支援」が上位となっています。(P38)

➡ こども・若者が活躍できる機会づくり等

アンケート結果を踏まえ、本市の事業内容や支援内容、サービス等について見直すこと等が求められます。

(5) 高校生ワークショップから

①高校生等が楽しめるあそび場・居場所づくり

- ・「よかったこと」や「こうしたらよいと思うこと」でも最も多くの意見等があった項目で、また、「子育てするならどんなまち」についても最も多い9件の提案がなされました。(P42~46)
- ・みずいろ公園などは幼少期から親しまれており、いろいろな公園は本市の特徴の一つになっていると思われます。(P42)
- ・一方で、「高校生達が楽しく遊べる場所があるまち」や「年代問わず楽しく遊べるまち」など、高校生が楽しめる場所への希望が多く寄せられました。(P46)

➡ 多様な遊びや体験活動の推進等

幼少期だけでなく、中高生または対象年齢を設定しない遊び場やイベントの開催なども求められます。

②安全の確保と利便性の向上

- ・上記の「あそび場・居場所」に次いで、多くの意見等があった項目が「交通面・安全面」で、5件の提案がなされました。(P46)
- ・「バスや電車を利用しやすいまち」や「歩行者に優しいまち」など、高校生が普段行動している実体験をもとに貴重な提案をいただいたものと考えます。(P46)

➡ 子どもまんなかまちづくり等

公共交通機関が利用しやすく、歩行者に優しいまちづくりが求められます。

③その他、多様な意見

- ・上記以外にも「助け合えるまち」や「自分のやりたいことができるまち」、「学べるまち」、「若い人たちが多く住んでいるまち」、「ひとり親でも十二分に生活できるくらいの金銭の余裕があるまち」など、高校生の視点での貴重な意見・提案をいただきました。(P46)

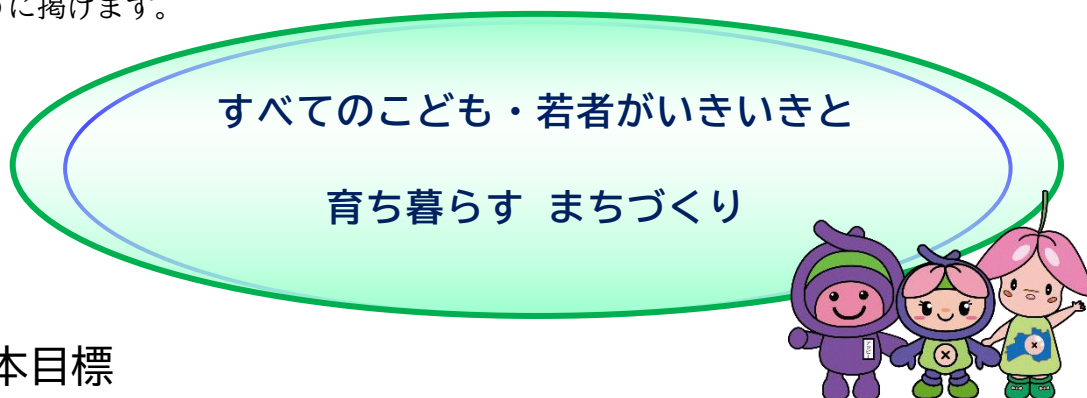
➡ 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援等

子どもが、意見を表明することは、すべての子どもに保障されている大切な権利です。子ども計画では、子ども・若者の皆さんからいただいた貴重な意見の反映を目指します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、「本宮市子ども・子育て支援事業計画」の理念を継承するとともに、子ども基本法の主旨を踏まえ、すべての子ども・若者の権利を尊重し、すべての子ども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、健やかな成長を応援し、これから子育てをする人や子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進するため、基本理念を以下のように掲げます。



2 基本目標

計画の基本理念の実現に向け、3つの基本目標を設け、子ども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。

基本目標1 子ども・若者の権利が守られ、心身ともに健康に育つことができる
まちづくり

子ども・若者の個人としての尊厳が大切にされ、健康で自分らしく社会生活を送ることができるよう支援に取り組みます。

基本目標2 安心して子どもを産み育て、子ども・若者が幸せに成長できる
まちづくり

妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援や、子育て支援や保育サービス・幼児教育、学校教育等の充実を図り、安心して子育てができる環境整備と子育て家庭の負担軽減を図ります。また、子ども・若者がどのような状況でも夢を持ち、人生の幅を狭めることなく幸せに成長できるよう支援に取り組みます。

基本目標3 地域全体で子育て当事者を支援するまちづくり

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を過度に抱かず、自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合い、安心して子育てができるよう地域における子育て支援に取り組みます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策	
すべての子ども・若者がいきいきと育ち暮らすまちづくり	基本目標1 子ども・若者の権利が守られ、心身ともに健康に育つことができるまちづくり	(1)子ども・若者の権利保障の促進	P56
		(2)子ども・若者の健やかな成長のための環境づくり	P58
		(3)子どもまんなかまちづくり	P61
		(4)子ども・若者が活躍できる機会づくり	P63
		(5)子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダー平等の推進	P64
		(6)子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	P66
		(7)子どもの貧困対策	P67
		(8)援助を必要とする子どもや家庭への支援	P69
		(9)犯罪や災害などの危険から子どもを守る取組	P75
	基本目標2 安心して子どもを産み育て、子ども・若者が幸せに成長できるまちづくり	(1)妊娠期から幼児期まで:安心して子どもを産み育てることができる取組の推進	P77
		(2)学童期・思春期:子どもが健やかに成長できる取組の推進	P83
		(3)青年期:若者を支える取組の推進	P89
	基本目標3 地域全体で子育て当事者を支援するまちづくり	(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減	P93
		(2)地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	P95
		(3)共働き・共育ての推進	P97
(4)ひとり親家庭への支援		P98	

4 基本目標ごとの SDGs 達成に向けた取組について

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択された SDGs は 17 の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

本計画は、様々な子ども・若者支援施策が SDGs（エスディージーズ／持続可能な開発目標の推進）につながるものであると考え、本計画の基本目標を SDGs 達成に向けた取組として位置づけます。



第4章 総合的なこども・子育て支援施策の推進

基本目標1：こども・若者の権利が守られ、心身ともに
健康に育つことができるまちづくり

基本施策1 こども・若者の権利保障の促進

【現状・課題・施策の方向】

こども・若者を取り巻く環境は、核家族化や情報化社会などを背景に、地域社会における子育て世帯の孤立化や子育て機能の低下が進み厳しさを増しています。その結果、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える虐待やこどもが巻き込まれる事件等が後を絶ちません。

また、「子どもの権利条約」には、すべてのこども・若者に「子どもが意見を表明し参加できること」などが「子どもの権利」と定められています。

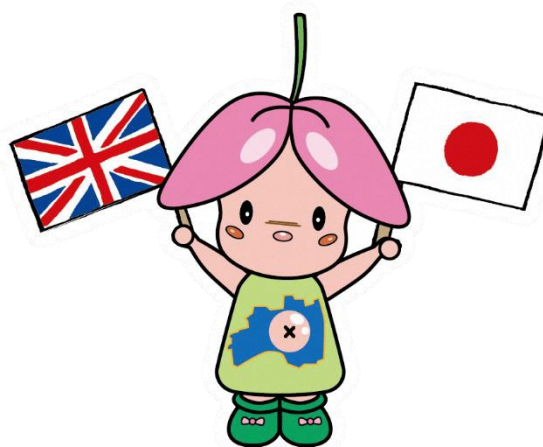
子ども・若者意識調査において、こどもが意見を表明する権利について「知っている」の回答は19.7%となっており、「子どもの権利」について十分に理解されているとは言えない状況にあります。（P39）

こどもが巻き込まれる事件等を無くしていくためには、社会全体で、こども・若者を多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのにとって最善の利益を図っていく必要があります。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
こどもの権利尊重の普及啓発	こどもから大人まですべての年代の人々が、こどもの権利やこどもへの暴力防止について考える契機となるよう様々な媒体を通し啓発していきます。	・保健福祉部 子ども福祉課
人権教育の推進	人権擁護委員の活動支援を積極的に行いながら、学校での人権教室や人権の花運動、各種イベントを通じた人権啓発により、児童生徒の心身の成長過程において人権のことに触れる機会を創出しながら人権教育の充実を図ります。	・市民部 生活環境課
こどもが自ら助けを求められる環境の整備	こどもが日常生活の中で抱く悩みや不安等が表出できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、こどもの意見が最善の利益に反映されるようにします。また、こども家庭センターあゆみや子ども人権110番等を含めた人権に関する相談機関の周知を図ります。	・保健福祉部 子ども福祉課 ・教育部 幼保学校課

事業名	概要	主な担当部課
子ども・若者の意見表明と社会参画の機会の提供	子育て支援に関する施策について審議する「子ども・子育て会議」の公募委員に若者枠を設け、若者の意見を積極的に施策へ反映させていきます。	・保健福祉部 子ども福祉課
「子どもの権利」に関わる図書の充実	子どもの権利を尊重する意識の醸成を行い、子どもの人権について理解を深めることをねらいとして、図書館における図書の充実を図ります。	・生涯学習部 しらかわ夢図書館



基本施策2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり

2-1 多様な遊びや体験活動の推進

【現状・課題・施策の方向】

遊びや体験活動は、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康の維持・向上につながります。

高校生ワークショップにおいて、これまで育ってきた中でよかったこととして、「あそび場・居場所」に関する内容が最も多く、具体的にはみずいろ公園などの公園に関する内容が多くあげられました。(P42～46)

地域が連携・協働し、こども・若者の年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場の創出を図ります。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
幼児教育・保育における遊びの質の向上	「本宮市幼保共通カリキュラム」に基づき、保育所・幼稚園において、こどもの年齢に応じた遊びや体験活動に取り組みます。幼児教育・保育の質の向上のため、保育者のスキルアップを目指し、園内研修や園外の各種研修等への参加を促進します。	・教育部 幼保学校課
学校や地域における体験活動の推進	郷土の伝統・文化に対する関心や理解を深め、地域とともにより良く生活することができるようにするため、地域学習を積極的に取り入れたり、地域の人材を有効に活用したりしながら、地域の伝統文化を継承・発展させるための教育を推進します。 また、県立本宮高等学校の生徒自らが地域に関心を持ち、協働の意識や問題の能力等を養うための「総合的な探求の時間」(ミライ・ラボ)の支援をします。	・教育部 幼保学校課 ・生涯学習部 文化スポーツ振興課 ・総務政策部 政策推進課
公園・あそび場の整備	こどもが安全・安心に遊べる公園・あそび場等の整備を進めるとともに、バリアフリー化、遊具等の適切な点検、補修や更新に取り組み、魅力的な遊び場の提供を行います。 また、障がいの有無に関わらず、誰でも利用できるインクルーシブ遊具 ⁹ の設置に努めます。	・建設部 都市整備課 ・保健福祉部 子ども福祉課

9 インクルーシブ遊具とは、年齢、性別、言語、能力等、様々な個性や感性を持った人々が、分け隔てなく一緒に楽しさを共有し遊べるよう設計された遊具のことです。

事業名	概要	主な担当部課
環境学習・自然体験等の推進	自然体験活動、宿泊活動、ボランティア活動、各種交流活動などの支援を充実することで、「ひと・もの・こと」に相互に関わる機会を増やし、主体的・積極的に行動できる人材を育成します。	・教育部 幼保学校課
運動習慣・体力向上・身体作り・スポーツ体験等の推進	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析により児童・生徒の実態を捉え、各校の課題解決のための具体的な方策の立案や環境整備を支援し児童生徒の体力向上を図ります。 市民体力測定会を開催し、基礎体力等を測定し、自分の体力を把握しながら、ニュースポーツを紹介し、体験してもらいます。 また、各種競技の専門家を招き、小学生から成人まで継続的な指導を行うことで、選手及び指導者の競技能力の向上と育成を図ります。	・教育部 幼保学校課 ・生涯学習部 文化スポーツ振興課
文化芸術体験機会の提供	幼稚園・保育所・小中学校において、芸術鑑賞教室を実施し、豊かな心を育てます。 書き初め大会を実施し、小中学生の創造性を培います。 ふれあい美術館の展覧会において、高校生（またはそれに準ずる者）以下の入館料を無料とし、美術作品鑑賞を通して審美眼を養います。	・生涯学習部 白沢公民館 ・生涯学習部 白沢ふれあい美術館 ・教育部 幼保学校課
読書活動の推進	学校司書の配置や、図書館・学校図書館ネットワークシステムの活用により、読書活動を推進します。 また、第四次本宮市子ども読書活動推進計画（R6.4月～）に基づくこどもへの読書活動推進事業を実施します。具体的には乳幼児へのブックスタート、乳幼児～小学生へのアニメーション ¹⁰ 、ブックトーク、おはなし会、児童向け読書感想文教室、理科読講座、読書クイズ等の企画開催を通して、こどもの読書活動の活性化を図ります。	・教育部 幼保学校課 ・生涯学習部 しらさわ夢図書館



10 アニメーションとは、読書を楽しむ力、分析的に本を読む力、深く考え読む力、言葉を理解する力を育てようとするものです。

2-2 青少年健全育成の推進

【現状・課題・施策の方向】

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長していくことは市民すべての願いです。

子ども・若者意識調査において、こども・若者にとっての居場所は「落ち着いてくつろげる場所」が75.3%で最も高く、以下「好きなものがあったり、好きなことができる場所」(61.5%)、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」(58.2%)、「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」(56.0%)と続いています。(P28)

こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、こどもの居場所の提供とともに、地域全体で青少年の健全育成に向けた取り組みを進めます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
児童館の運営	児童館において、児童の居場所を提供するとともに、遊びや季節の行事等の多様な活動を行います。本市では現在、本宮市社会福祉協議会に運営補助及び事業委託をしています。 今後、児童館の運営方針について、委託先と協議の上、見直しの検討に取り組みます。	・教育部 幼保学校課
青少年育成市民会議	各地区の青少年健全育成活動の活性化を図るため、各地区団体に補助金を交付しています。少子高齢化に伴う各地区の人口減少により、地域ぐるみでのきめ細かい活動が難しくなっており、事業を検証した上で、改善や休止の見直しを行います。	・生涯学習部 文化スポーツ振興課
世代間交流	放課後子ども教室の地域ボランティアの方々による活動や、えぼか内「子育てサロン」の見守りボランティアの方々による活動を通して、地域の様々な年代の方とこどもたちの交流の推進に取り組んでいきます。 また、こどもから高齢者が楽しめるイベントを通して、世代間交流の活性化に取り組んでいきます。	・生涯学習部 文化スポーツ振興課 ・保健福祉部 子ども福祉課
親子による交流・自然体験学習	こどもたちの成長過程において、地域や家庭でも「生きる力」を培い、「豊かな人間性」を育むような体験を積むことができるよう、地域の育成会や母親クラブ等の活動団体の支援を通して、親子による交流・自然体験学習を行います。	・生涯学習部 文化スポーツ振興課 ・保健福祉部 子ども福祉課

基本施策3 子どもまんなかまちづくり

【現状・課題・施策の方向】

高校生ワークショップにおいて、子育てするならどんなまちについて、「あそび場・居場所」に関する“まち”が最も多く、従来の公園などに加え高校生向けのあそび場等に対する要望が寄せられています。次いで、「交通面・安全面」に関する“まち”が多く、高速道路や鉄道、バスなど比較的利便性はあるものの、歩道の安全な“まち”を望む声も複数ありました。(P42~46)

子どもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「子どもまんなかまちづくり」を進めるため、子どもや子育て世帯をはじめ市民全員が、安全・安心に暮らせるよう、公園や道路等の生活環境の整備に取り組みます。

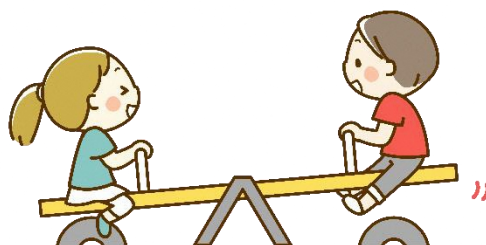
また、子どもが怪我などの大きな事故に遭わないよう公園・あそび場の整備と遊具の適切な管理を行い、遊びの場が学びの場となるような魅力的な公園・あそび場の提供に努めます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
公園・あそび場の整備 (再掲)	<p>子どもが安全・安心に遊べる公園・あそび場等の整備を進めるとともに、バリアフリー化、遊具等の適切な点検、補修や更新に取り組み、魅力的な遊び場の提供を行います。</p> <p>また、障がいの有無に関わらず、誰でも利用できるインクルーシブ遊具の設置に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部 都市整備課 ・保健福祉部 子ども福祉課
バリアフリー化された歩道の整備	<p>子どもや子育て世帯が安全・安心に移動できるよう、歩道のバリアフリー化に取り組みます。また、道路巡回や市民からの連絡などで危険箇所を随時把握し、必要に応じて道路改良や修繕工事を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部 建設課
子育て世帯にやさしいトイレの整備	<p>今後建設する公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置等、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備に取り組みます。また、新設されたトイレについて、市民への周知に向け、子どもと一緒に安心して過ごせる設備を持つ施設等を紹介する「赤ちゃんほっとステーション」サイトへの掲載や施設でのステッカー掲示を行い周知します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部 都市整備課 ・保健福祉部 子ども福祉課 ・生涯学習部 文化スポーツ振興課 白沢公民館 しらすわ夢図書館

事業名	概要	主な担当部課
公営住宅の優先入居	<p>安全・安心な生活環境の形成に向け、老朽化した市営住宅の修繕を行う等、子育て世帯等の多様なニーズに対応する市営住宅の環境整備に取り組みます。</p> <p>子育て世帯が市営住宅に住みたいと考える暮らしやすい環境づくりに向け、入居資格等の見直しなどについて検討を行います。</p>	<p>・建設部 建築住宅課</p>

※こども・子育て支援強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を行うため、「こども・子育て支援事業債」を利用する場合には、別途協議し計画に追加します。対象施設等については別紙記載。(P111～112 参照)



基本施策4 こども・若者が活躍できる機会づくり

【現状・課題・施策の方向】

こども・若者が心身ともに健やかに成長していくために、スポーツや芸術・文化活動は必要であり、また、地域の文化に触れる機会を通じて、潤いやゆとりを持ち、心豊かな生活を営むことができるようになります。

子ども・若者意識調査において、本市に取り組んでほしいこと（5つまで回答）として「子ども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する」が34.6%と2番目に比率が高く、「子ども・若者が地域の活動に参加するきっかけを作る」も25.6%となっているなど、こどもや若者が様々な活動に参加するための機会づくりが重要となっています。（P38）

こども・若者のライフステージにおいて、年齢や発達の段階に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験など多様な体験の機会を創出することが重要です。また、こどもの読書活動は、言葉の学びや想像力、人生をよりを豊かにし、生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、読書環境や読書活動の充実を図る必要があります。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
次世代を担う人材の育成	様々な地域の人材と協働することにより、体験活動などをはじめとした教育活動の充実を図るとともに、大人や親の働く姿に学ぶことを目指し職場見学・職場体験を推進します。 また、青少年のリーダーを育成するため、市の事業等でボランティア活動に従事してもらい、ボランティアに対する理解を深めます。	・教育部 幼保学校課 ・生涯学習部 白沢公民館
スポーツ競技力の向上	主にスポーツ少年団等に加入している小中学生を対象に、専門の講師を招いて、競技力向上と選手の育成を図ります。	・生涯学習部 文化スポーツ振興課
国際理解・国際交流・外国語教育等の推進	幼少期から青少年期までの年代を通して、国際理解教育の充実とコミュニケーション能力の向上を図ります。また「英国」を中心とした海外との交流を通して、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図ります。	・教育部 国際交流課
外国人のこども・若者等への教育	日本語が不自由な海外出身児童生徒のために、日本語指導サポーターなどの学習支援員を小中学校へ派遣します。また、周囲との日本語コミュニケーションが難しい外国籍保護者の支援を行います。	・教育部 国際交流課 幼保学校課

基本施策5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダー平等の推進

【現状・課題・施策の方向】

ジェンダー平等¹¹社会を実現していく上で、課題として挙げられるものに、人々の意識の中に形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス¹²）があります。こうした意識は次第に変わりつつありますが、いまだに残っており、これに基づく社会制度や慣行などが、個人の多様な生き方の選択や能力発揮を妨げる要因ともなっています。

男女共同参画社会を実現するためには、個人を尊重する人権意識の醸成とともに、一人ひとりの固定的な性別役割分担意識の見直しが必要です。

こども・若者の将来を見据えた自己形成や、社会全体における男女共同参画の推進につながるため、学校や地域社会等において、人権尊重を基本としたジェンダー平等意識の形成を図り、身近なこととして触れる機会の提供・充実に努めます。

また、本市との結びつきの強い英国との交流をはじめ、多様な価値観や文化の中で先進的に進められている男女共同参画の国際的な取組に対する関心も深めてもらいながら、ジェンダー平等に関するより一層の理解増進を図ります。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
ジェンダー平等の視点に立った学校教育の継続	性別に捉われず、平等な学校生活が行われている小中学校や高校とのより一層の連携強化を図りながら、児童・生徒の成長過程において、ジェンダー平等の心を自然と育むことができる教育を継続します。	・教育部 幼保学校課
人権教育の充実	人権擁護委員の活動支援を積極的に行いながら、学校での人権教室などを通して、児童生徒の心身の成長過程において人権のことに触れる機会を創出しながらジェンダー平等をはじめとする人権教育の充実を図ります。	・市民部 生活環境課
多様な性に関する理解増進	LGBT理解増進法 ¹³ による性の多様性を認め合う社会づくりの実現に向け、市民の理解形成につながる取組を進めます。	・市民部 生活環境課

11 ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることです。

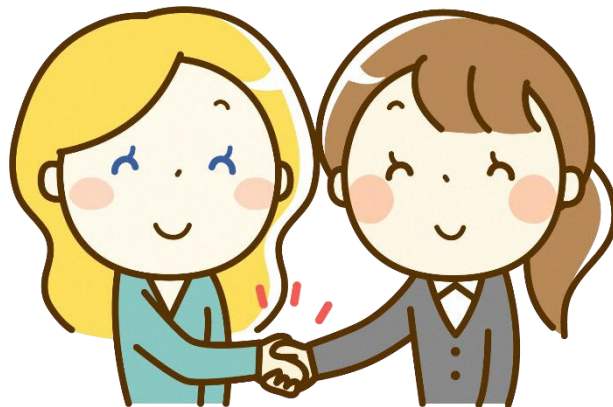
12 アンコンシャス・バイアスとは、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みのことです。

13 LGBT理解増進法とは、性的指向及びジェンダーアイデンティティ^{*}の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律のことです。

^{*} ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のことです。

1：子ども・若者の権利が守られ、心身ともに健康に育つことができるまちづくり
1-5 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダー平等の推進

事業名	概要	主な担当部課
本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の理解増進	個人の人権を尊重し、多様な生き方や性の多様性を認め合い、人生のパートナーや家族と安心して暮らせる地域社会を実現するため、令和6(2024)年9月に導入した本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の理解増進を図りながら、子どもを持つ当事者の暮らしを支えるとともに、多くの市民が多様な生き方を尊重できる環境づくりを進めます。	・市民部 生活環境課
国際交流の推進	本市との結びつきの強い英国との児童生徒による交流を通して、グローバルに進められているジェンダー平等の社会に触れる機会を創出します。	・教育部 国際交流課



基本施策6 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【現状・課題・施策の方向】

心と身体の不調和と氾濫する情報の中で、性と心の健康問題が生じやすい思春期の子どもに対し、関係機関と連携を図り、性や喫煙、薬物、心の健康問題等に関する教育や啓発活動等に取り組みます。

子ども・若者意識調査において、プレコンセプションケアについては「知らない」の回答が89.7%と多数を占める結果となっており、プレコンセプションケアについての言葉・考え方の理解の浸透に努めていく必要があります。（P34）

また、これまでの思春期教育に加え、プレコンセプションケアを推進し、住民の妊娠出産に関するリテラシー¹⁴の向上を図り、健やかな妊娠出産、未来のこどもの健康の可能性を広げていきます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
薬物乱用防止対策の推進	乳幼児健康診査や成人の健康診査、健康と福祉まつり等の様々な機会を捉え、ポスターの掲示等の啓発活動を行います。また、各小中学校へ禁煙教育や薬物についての正しい知識の普及を進めます。	・保健福祉部 保健課
未成年者の人工妊娠中絶の減少	中学生を対象に命の大切さや性感染症の理解を目的として思春期教育を継続します。また、今後は将来の健やかな妊娠・出産につながるよう若い世代へプレコンセプションケアについての周知を図ります。	・保健福祉部 保健課

14 リテラシーとは、情報を正しく理解し、活用する能力のことです。

基本施策7 こどもの貧困対策

【現状・課題・施策の方向】

こども・若者の現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべてのこども・若者が心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会均等が保障され、こども・若者一人ひとりが夢や希望を持ち、様々なことに挑戦できるようにする必要があります。

また、貧困の状態にあるこども・若者や保護者が社会的孤立に陥ることがないように、親の妊娠・出産期の相談支援体制の充実や交流の場づくりなど、生活の安定に資するための支援を推進していく必要があります。

子ども・若者意識調査において、自分にあてはまるものを暮らし向き別にみると、「自分自身に満足」や「周りの人の役に立っている」、「努力すれば希望する職業につくことができる」などは、暮らし向きが世間一般より「上位」と感じる人で比率が高く、「下位」と感じる人で比率が低い傾向があります。また、本市に取り組んでほしいこと（5つまで回答）として「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」が48.4%と最も高く、こども・若者にとって貧困対策は重要な課題としてあげられています。（P35・P38）

今後も、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高いこどもの貧困対策に取り組む必要があります。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
「こども家庭センターあゆみ」における支援	妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、生活に困窮している妊産婦、こどもやその家族を把握し、関係機関との連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に継続的に提供します。	・保健福祉部 保健課 子ども福祉課
子育て支援の拠点づくり	子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため市内3つの地域子育て支援拠点(五百川幼保総合施設内「子育て支援センター」、ソレイユ本宮内「さくらんぼひろば」、えぼか内「子育てサロン」)において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、関係機関と情報を共有し、子育て支援を行います。また、「さくらんぼひろば」では、ホームスタート事業（家庭訪問型子育て支援）により妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援を行います。	・教育部 幼保学校課 ・保健福祉部 子ども福祉課
生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援事業を本宮市社会福祉協議会に委託しており、生活サポート相談センターにおいて生活相談を受け、支援を行っていきます。	・保健福祉部 社会福祉課

事業名	概要	主な担当部課
地域の子育て支援	誰でも参加することができるこども食堂での食事・食材の提供や本宮市社会福祉協議会のフードバンクでの食材の提供等について周知し、地域での子育て支援につなげることができるよう関係機関と連携を図ります。	・保健福祉部 子ども福祉課
助産費用の助成	経済的理由により入院助産を受けることができない低所得の妊婦へ、安心して出産することができるよう医療機関と連携し必要な経費を助成します。	・保健福祉部 子ども福祉課
初回産科受診料助成金の交付	低所得の妊婦の経済的負担の軽減と妊婦と胎児の健康の保持増進のため、産婦人科医療機関での初回の妊娠判定に要する費用の一部を助成します。	・保健福祉部 保健課
実費徴収額の補足給付	子育ての経済的負担を軽減するため、低所得で生活が困難である保護者のこどもが、特定教育・保育施設等を利用した場合において、日用品や文房具等の購入に要する費用等の一部を支援します。	・教育部 幼保学校課
就学援助の実施	経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学用品費など就学に必要な経費の一部を援助します。	・教育部 幼保学校課
児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童を育てるひとり家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給します。	・保健福祉部 子ども福祉課
ひとり親家庭等の就業自立支援	母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等が収入やこどもの養育に関する様々な課題を抱える中で、正規雇用や所得向上等につながるよう関係機関等と連携し、ひとり親家庭等の経済的な自立による生活の安定を図ります。	・保健福祉部 子ども福祉課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭へ医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の精神的かつ経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。	・保健福祉部 子ども福祉課
奨学資金の給与・貸与	進学の意志と能力を有しながら、経済的理由により修学困難と認められる方に対して奨学資金を給与いたします。 修学の意欲と能力を有する学生に対し、修学上必要な資金を貸与することで教育の機会均等を図ります。	・教育部 教育総務課

基本施策8 援助を必要とする子どもや家庭への支援

8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【現状・課題・施策の方向】

子ども・子育て支援ニーズ調査において、子育ての悩み（複数回答）として「病気や発育・発達に関すること」は、就学前保護者で25.6%、小学生保護者で23.9%と、約4人に1人が不安に感じている結果となっており、健診等による早期発見と適切な支援が求められます。（P16）

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携により、相談体制や障がい児保育の充実等に取り組みます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
相談体制の充実	<p>1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の際に把握された発達面で経過観察が必要な子どもに対し、臨床心理士と保健師による「のびのび健康相談」を行います。</p> <p>また、継続的に経過をみる子どもに対しては、家庭児童相談員による家庭訪問をはじめ保育所や幼稚園と連携した支援を行うとともに、二本松市、大玉村との合同によるすくすく広場等の利用促進を含めた保護者への支援を行います。</p> <p>さらに、児童発達支援事業所の利用や就学にあたっては、事業所やスクールソーシャルワーカーと連携した支援に取り組みます。</p> <p>今後も適正に相談支援事業を実施していくとともに、関係各所との連携を強化し切れ目のない支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部 保健課 子ども福祉課 ・教育部 幼保学校課
早期療育体制の整備	<p>障がいを持つ子どもを抱える家庭に対し、療育ニーズの受け皿となる相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、子どもの状況に合わせた療育指導体制の充実に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部 保健課 社会福祉課
障がい児保育の充実	<p>保育所・幼稚園において、特別な配慮を要する障がい児の受け入れを行います。また、特別支援に従事する保育士確保に努めます。</p> <p>児童発達支援や保育所等訪問支援事業を行う事業所と連携し、安心して集団生活に適応できるよう障がい児の支援を行います。</p> <p>令和6（2024）年4月策定の第3期本宮市障がい児福祉計画に基づき、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部 幼保学校課 ・保健福祉部 社会福祉課

事業名	概要	主な担当部課
放課後児童保育 における障がい 児受け入れ	障がいのある小学生が、地域の仲間との遊びを通して人間関係等を学びながら、成長していけるよう、市内の各小学校区にある7ヵ所の放課後児童クラブにおいて、同じ学校に通う児童を対象に、学校、家庭と連携をとりながら受け入れを行います。	・教育部 幼保学校課
医療的ケア児等 への支援	<p>妊娠期や新生児期から医療機関と連携の上情報を共有し、支援が必要な児童への早期支援や適切な関係機関へのつなぎに努めます。</p> <p>令和6(2024)年4月策定の第3期本宮市障がい児福祉計画に基づき、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児の在宅生活のための支援を調整し、包括的な支援の提供を目指します。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする児童が安心して保育所・幼稚園において集団生活ができるよう、看護師等の配置など受け入れ体制の整備を行います。また、看護師及び保育士等の知識・技能習得に向けた研修などを実施し、人材育成に取り組みます。</p> <p>今後も、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図るとともに、保護者相談体制を確保しながら、医療的ケア児等の地域生活支援体制の充実に努めます。</p>	・保健福祉部 社会福祉課 保健課 子ども福祉課 ・教育部 幼保学校課 ・保健福祉部



8-2 児童虐待防止対策の強化

【現状・課題・施策の方向】

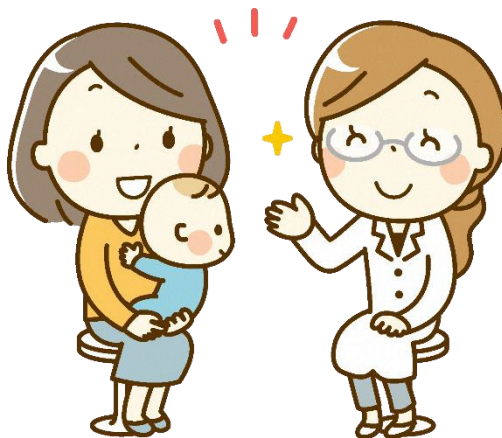
児童虐待はこどもの心身に深い傷を残し、その後の人生・人格形成において、様々な影響を及ぼし生きづらさにつながりかねない決して許されない行為です。しかしながら、虐待をしてしまった養育者自らにも被虐待体験がある場合や、疾病・障がい、DV等といった様々な困難が背景にある場合があります。また、核家族化や地域社会の希薄化から、社会的孤立が子育てを困難にし育児不安等のストレスが積み重なり虐待につながる場合もあることから、養育者本人に対する支援を含め包括的な支援体制により虐待につながらないようにしていく必要があります。子ども・若者意識調査において、本市に取り組んでほしいこと（5つまで回答）として「虐待を受けている人、虐待を受けたことのある人を支援する」は27.3%となっており、本市のこども・若者にとっても重要な取組の一つと考えられています。（P38）

児童虐待の防止に向け、こどもや家庭に関する相談に応じる相談体制の充実を図るとともに、児童相談所、警察、民生・児童委員、学校、保育所・幼稚園等の関係機関と連携し、支援を必要とするこどもや家庭の早期発見、迅速・的確な対応に取り組みます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
相談体制の充実	<p>児童虐待の防止に向け、こどもや家族の悩みごとや心配ごと等を気軽に相談できる窓口となるよう、市の各種窓口や家庭児童相談員をはじめ、地域で各種相談に携わっている民生児童委員、身近な社会福祉協議会の相談窓口等との連携強化に取り組みます。</p> <p>また、家庭児童相談員をはじめとする関係機関職員の資質の向上を図るため、県の相談員研修や児童福祉司任用前研修、虐待に関する研修等への参加促進に取り組みます。</p> <p>令和6（2024）年4月には、母子保健と児童福祉の機能を併せた「こども家庭センターあゆみ」が設置されました。切れ目のない支援のため、こども家庭センターが中心となり、関係機関等と連携して相談支援を行います。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーや、県のスクールカウンセラー等派遣事業を活用し、児童生徒等の相談支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部 子ども福祉課 保健課 ・教育部 幼保学校課

事業名	概要	主な担当部課
<p>要保護児童等対策地域協議会と虐待防止体制の整備</p>	<p>児童虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、本宮市要保護児童等対策地域協議会を設置し、関係機関等と連携した情報・考え方の共有を行うとともに、個別ケース検討会議による適切な個別対応に取り組めます。</p> <p>児童虐待防止・早期発見・早期対応に向け、こども家庭センターあゆみと要保護児童等対策地域協議会が連携し、適切な対応に取り組んでいきます。</p>	<p>・保健福祉部 子ども福祉課 保健課 ・教育部 幼保学校課</p>
<p>養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業の推進</p>	<p>出産後に養育が難しい家庭に対し、子育ての不安軽減や家事・育児のスキルの習得が図られ、適切な養育環境の確保につながるよう、保健師や委託先の訪問介護員等が訪問し、必要な保健指導や助言、家事援助を行います。</p> <p>児童福祉法の改正に伴い、令和6(2024)年度より、養育支援訪問事業は専門職による訪問指導に特化され、家事援助は「子育て世帯訪問支援事業」において実施されることとなりました。</p> <p>今後も両事業の実施により、ハイリスク家庭の支援を行い、虐待予防につなげていきます。</p>	<p>・保健福祉部 保健課 子ども福祉課</p>



8-3 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

【現状・課題・施策の方向】

社会的養護を必要とするこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、各家庭の状況を考慮した支援が必要です。家庭での養育が困難または適当でない場合は、パーマネンシー保障¹⁵を目指して、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、児童養護施設や里親、ファミリーホーム等への措置などを行う児童相談所と連携を密にし、こどもが安心して生活を営むことができるよう適切な支援を行います。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
里親等委託の推進・普及啓発	児童相談所や養護施設等と連携し、ポスターの掲示や広報紙等で関連制度の周知に取り組み、児童相談所が開催する里親研修会等への参加を促します。	・保健福祉部 子ども福祉課
家庭や里親等での養育が適当でないこどもの養育支援	こどものストレンクス ¹⁶ や特性にあった養育環境について考え、児童相談所や関係機関との連携を密にし、こどもが安心して生活できる養育環境を確保し、支援します。	・保健福祉部 子ども福祉課
社会的養護経験者の自立支援	こどもが安心して生活し自立できるよう、要保護児童等地域対策協議会の運営により関係機関で連携しながら適切な支援を行います。	・保健福祉部 子ども福祉課
要保護児童への支援	家庭児童相談員をはじめ、児童相談所や警察、学校や保育所等、民生児童委員・主任児童委員と連携し、家庭訪問の実施や養育環境を整える支援を行い、地域での見守りを強化します。	・保健福祉部 子ども福祉課

15 パーマネンシー保障とは、永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障や、こどもへの安定的なケアの保障のことです。

16 こどものストレンクスとは、こどもの強みや長所、意欲、希望などのことです。

8-4 ヤングケアラーへの支援

【現状・課題・施策の方向】

令和6(2024)年6月に子ども・若者育成推進法の改正により、各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記され、本市では令和5(2023)年12月に「本宮市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例」を制定しました。その中では、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者が「ヤングケアラー」として定義されています。そして、その当事者や家族には自覚がなく、顕在化しにくいという状況があります。

子どもの生活に関するアンケート調査において、ヤングケアラーの認知度は65.9%であり、今後とも理解の促進に努める必要があります。また、お世話している家族がいる(ヤングケアラー)との回答は7.3%と、本市においても適切に取り組むべき課題と言えます。(P27)

ケアが日常化することで、子ども自身の時間や学校生活、進学、就職、自立に支障をきたすなど、個人の権利に重大な侵害が生じてしまうことから、福祉や介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、早期発見・把握し、子ども・若者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
ヤングケアラーへの理解の促進	市ホームページにおける情報発信をはじめ、SNS、広報紙やFMモットコム、チラシ配布等を通して各種ヤングケアラーに関する啓発、相談窓口の周知、支援者等への研修等を実施します。	・保健福祉部 子ども福祉課
ヤングケアラーへの支援と支援体制の強化	要保護児童等対策地域協議会等において、児童虐待や経済的困窮、ヤングケアラー等、また、それらの兆しやリスクの把握に努め、教育、保健、障がい福祉、介護等の関係機関と連携を図り、早期段階からの対応・支援に努めます。	・教育部 幼保学校課 ・保健福祉部 子ども福祉課 保健課 社会福祉課 高齢福祉課
「こども家庭センターあゆみ」における支援	「こども家庭センターあゆみ」において、妊娠期から子育て期における家庭の状況を把握し、ヤングケアラーの早期発見、把握につなげ、母子保健・児童福祉の一体的な支援を行うとともに、関係機関等との連携を図り、適切な支援につなげます。	・保健福祉部 子ども福祉課 保健課
相談体制の充実(再掲)	県のスクールカウンセラー等派遣事業を活用し、児童・生徒及び保護者の悩みや不安に対し、心理面からの支援を行います。	・教育部 幼保学校課

基本施策9 犯罪や災害などの危険から子どもを守る取組

【現状・課題・施策の方向】

全国的に子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれるケースが後を絶たないことから、交通安全や防犯に関する教育・体制などの充実に継続して取り組めます。

また、地震や気象変動の影響による豪雨や洪水など自然災害の激甚化・頻発化が進んでいることから、防災教育や防災(避難)訓練を積極的に行い、災害から子どもを守る環境を整えます。

子どもの生活に関するアンケート調査において、安心できる場所として「インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)」が17.1%、子ども・若者意識調査において居場所の具体的な場所として「インターネット空間(SNS・動画サイト・オンラインゲームなど)」が13.8%となっており、子ども・若者にとってインターネットは身近なものとなっています。また、子ども・若者意識調査によると、過半数は何らかのインターネットトラブルを経験しています。携帯電話やインターネットを悪用した犯罪への対応についても取組の強化を図ります。(P25・P29)

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
交通安全教室の実施	交通事故防止及び交通安全の徹底を図るため、公立私立を問わず、保育所、幼稚園、小学校、中学校で行われる交通安全教室に交通教育専門員を派遣し、交通安全教育を実施しています。 今後も、各学校等で交通安全教室が継続・充実して行われるように本市における交通教育資源等の周知を行います。	・市民部 防災対策課
防災教育・防災(避難)訓練の実施	子どもたちの防災意識の向上のために、保育所、幼稚園、小学校、中学校と連携し、防災の専門知識を有する地域防災マネージャーの指導のもと、防災教育や防災(避難)訓練を行います。	・市民部 防災対策課
防犯指導及び防犯パトロールの実施	子どもを犯罪の被害から守るため、防犯強化を警察に要請していくとともに、いざという時の対処方法等の研修会を開催します。 また、市民や警察、本市教育委員会等が連携し、子どもが被害に遭う恐れがある場面を想定した具体的対応方法や防犯ブザー等防犯機器の活用方法、「子ども110番の家」等緊急避難場所に関する意識啓発や周知に取り組めます。 さらに、登校日の午後2時から4時の広報巡回パトロールと市公用車への「子ども安全パトロール中」ステッカーの継続掲示に取り組めます。	・教育部 幼保学校課

事業名	概要	主な担当部課
こども 110 番の家の設置	不審者に対し、「こども 110 番の家」を示すのぼり旗が抑止力となるよう、市内全域へのぼり旗の設置の推進とともに、「こども 110 番の家」の協力世帯と自治会、子ども会育成会、PTA、警察等が協力して、児童・生徒の安全を守っていく活動に取り組みます。	・教育部 幼保学校課
防犯ネットワークの強化	防犯協会連合会を中心に、各地区防犯団体や警察等と連携を図り、自治会や商店街等が行う防犯活動や、関連団体・地域の連携強化に向けた支援に取り組んでおり、今後も必要な支援を行います。 また、こどもたちの安全の確保に向け、学校や警察の関係団体の連携強化に取り組みます。	・市民部 防災対策課
防犯灯の設置	こどもが犯罪等の被害に遭わない明るいまちづくりに向け、各自治会等の防犯灯設置を支援（防犯灯建設事業費補助金：工事費の 10 分の 3）します。 また、夜間の安心を確保できるよう、各世帯において住まいの外灯を点灯するよう防犯協会連合会等での呼びかけを依頼し、各世帯の外灯設置の推進に取り組みます。	・市民部 防災対策課
書店やコンビニエンスストア等の有害な本やビデオ等の氾濫への対応	まちなかの一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピューターソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報がこどもに対する悪影響を及ぼすことが懸念される状況であることから、関係機関・団体や PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的な対応の働きかけに取り組めます。	・教育部 幼保学校課
携帯電話やインターネットを悪用した犯罪への対応	携帯電話や SNS 等の利用において、こどもたちがネット上のいじめや有害情報、有害サイトを通じての犯罪の被害者にならないよう、本市教育委員会主催の健康・体力向上委員会において、メディアに関する児童・生徒の実態を明確にし、問題点や指導方法等に関する研修と実践に関する情報交換を行い、各校の実態に合わせた適正な利用方法の啓発に取り組めます。 また、こどもの実態や家庭環境の違いが大きく、効果的な方法が見つけにくいことから、今後は、各小中学校の実態に合わせ、外部講師による研修の開催等、保護者の協力を得ながら効果的な啓発の検討に取り組めます。	・教育部 幼保学校課

基本目標 2：安心して子どもを産み育て、

子ども・若者が幸せに成長できるまちづくり

基本施策 1 妊娠期から幼児期まで：安心して子どもを産み育てる

ことができる取組の推進

1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

【現状・課題・施策の方向】

子ども・若者意識調査結果において、理想の子どもを持てるかについて“思う”は37.4%、“思わない”は38.2%と拮抗しており、持てそうにないと思う理由（3つまで回答）は「子育てと教育にお金がかかりすぎる」が67.6%と最も高く、「仕事と子育ての両立が難しい」が35.7%、「育児の心理的・肉体的負担に耐えられない」が17.9%と続いています。子ども・子育て支援ニーズ調査において、就学前保護者の子育ての悩みは「遊ばせ方やしつけ」（40.5%）や「食事や栄養」（36.4%）、「養育費など経済的なこと」（30.2%）が上位となっています。（P16・P33）

妊産婦や子どもを持つ保護者が健康で安心して生活できるよう、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保に努め、親子の健康支援の充実に取り組みます。

また、母子保健と児童福祉の機能を併せ持った「子ども家庭センターあゆみ」が中心となり、虐待リスクのある家庭には個別のサポートプランを作成し、親子に寄り添った丁寧な支援を行うとともに、各種事業の実施によって、安心して健康的に子育てできるよう支援します。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
妊産婦健康診査の充実	<p>妊娠届出時（妊娠11週まで）に、妊産婦健康診査受診票「母と子の健康のしおり」を交付することにより、妊産婦健康診査費の助成を行います（妊婦一人につき17回分交付）。特に貧血や、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病等の病気は、赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことから、定期的な受診を勧奨するとともに、風しん抗体検査やB型・C型肝炎検査、子宮頸がん検査、HIV検査、HTLV1、GBS検査等の検査項目の充実を図り、異常の早期発見に取り組みます。</p> <p>出産後間もない時期の産婦健診費用を助成することにより、体の機能の回復や心の状態の把握をし、産後うつ予防の支援につないでいきます。</p>	<p>・保健福祉部 保健課</p>

2：安心して子どもを産み育て、子ども・若者が幸せに成長できるまちづくり

2-1 妊娠期から幼児期まで：安心して子どもを産み育てることができる取組の推進

事業名	概要	主な担当部課
(続き)	<p>また、妊婦自身のむし歯や歯周病予防に向け、妊婦歯科健診の一部助成を行います。</p> <p>さらに、妊産婦健康診査で異常があった妊産婦に対しては、医療機関等と連携を図りながら電話連絡や家庭訪問を行い、安心して出産を迎え、育児に取り組めるよう切れ目のない支援を提供します。</p>	
乳幼児健康診査受診率の向上	<p>疾病や異常の早期発見（二次予防）と、さらにリスクの早期発見による疾病等の発生子予防（一次予防）を目的に保健指導につなげるとともに、育児支援の場として、1か月児健康診査、3～4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行います。</p> <p>家庭環境の多様化、スマートフォンやインターネットの普及等も影響し複雑多様化する育児に関する課題については、子ども家庭センターあゆみを中心に、相談先の周知と相談支援体制の強化を図ります。</p>	・保健福祉部 保健課
新生児聴覚検査助成事業	<p>家庭の経済的負担の軽減を図り、受診しやすい体制を整えるため、新生児聴覚検査の費用の助成を行います。</p>	・保健福祉部 保健課
パパママ教室の充実	<p>妊娠中の生活、出産、育児、栄養や歯の健康等についての理解を深めるとともに、沐浴体験を通じ、家族で協力して育児に取り組む意識を高める場となるよう、妊婦とその家族を対象に、パパママ教室を開催します。</p> <p>今後も、地域の子育て支援に関する情報提供や、参加者同士の交流なども取り入れながら、参加しやすい実施日を検討し、実施していきます。</p>	・保健福祉部 保健課
出産ママ交通費助成事業	<p>市内に出産できる医療機関がないことから、安心して出産できるよう、妊娠届出時に、自宅から出産のために市外の医療機関に行く時等に利用できるタクシー券または自家用車給油券を交付します。</p>	・保健福祉部 保健課
妊婦にやさしい遠方出産支援事業	<p>遠方の医療機関で出産する必要がある妊婦に対して、出産可能な医療機関までの移動にかかる交通費、及び妊婦・支援者が出産入院まで待機するための近隣宿泊施設での宿泊費の助成を行います。</p>	・保健福祉部 保健課
出産ママヘルプ事業	<p>妊娠期や出産後に、家族等から家事や育児の支援を受けることが困難な家庭に対し、ヘルパーの派遣や子育ての支援を行っています。さらなる利用の推進に向けて、安心して妊娠・出産・子育てができる体制を整備します。</p>	・保健福祉部 保健課

事業名	概要	主な担当部課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦・ヤングケラー等がいる子育て世帯に対し、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家庭や養育環境を整えることで虐待リスク等の高まりを抑えるよう、家事・子育て等の支援を行います。	・保健福祉部 保健課
妊産婦・乳児家庭全戸訪問の充実	令和2(2020)年度より、すべての妊産婦を対象に訪問し、出産に向けた状況把握や必要な情報提供を行っています。また、必要な子どもへの出生後早期の訪問の他、乳児家庭全戸訪問を実施し、育児不安の軽減やサービスへのつなぎを行っています。 今後も伴走型相談支援により、妊産婦に寄り添った継続的な相談体制を維持し必要な支援を行うことで、育児不安の軽減を図り、安心して子育てできる環境を整えていきます。	・保健福祉部 保健課
産後ケア事業	家族等から十分な支援が得られず、心身の不調や育児不安を抱える出産後1年未満の産婦とその子どもを対象に、医療機関や助産所において、日帰りや宿泊で、助産師の専門的なケアを行い、産婦の体の回復や心理的安定を図るとともに、母子とその家族が健やかに生活できる支援に取り組めます。	・保健福祉部 保健課
妊婦のための支援給付金	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行い（伴走型支援）、妊婦の認定後、妊娠している子どもの人数の届出後にそれぞれ給付金を交付し、妊婦等の身体的・精神的・経済的な支援を行います。	・保健福祉部 子ども福祉課
乳幼児医療費助成事業	乳幼児を持つ家庭の医療費の負担軽減に向け、6歳到達後の最初の3月31日までの乳幼児（義務教育就学前の児童）が、病気やけが等で保険診療にかかった医療費本人負担分や入院時食事療養費本人負担分の助成を行います。 また、乳幼児の健康を守るため、関連制度の周知に取り組めます。	・保健福祉部 子ども福祉課
小学生医療費助成事業	小学生の子どもを持つ家庭の医療費の負担軽減に向け、12歳到達後の最初の3月31日まで、病気やけが等で保険診療にかかった医療費本人負担分や入院時食事療養費本人負担分の助成を行います。 また、小学生の健康を守るため、関連制度の周知に取り組めます。	・保健福祉部 子ども福祉課
中学生医療費助成事業	中学生の子どもを持つ家庭の医療費の負担軽減に向け、15歳到達後の最初の3月31日まで、病気やけが等で保険診療にかかった医療費本人負担分や入院時食事療養費本人負担分の助成を行います。 また、中学生の健康を守るため、関連制度の周知に取り組めます。	・保健福祉部 子ども福祉課

2：安心して子どもを産み育て、子ども・若者が幸せに成長できるまちづくり

2-1 妊娠期から幼児期まで：安心して子どもを産み育てることができる取組の推進

事業名	概要	主な担当部課
高校生相当医療費助成事業	<p>高校生等の子どもを持つ家庭の医療費の負担軽減に向け、18歳到達後の最初の3月31日まで、病気やけが等で保険診療にかかった医療費本人負担分や入院時食事療養費本人負担分の助成を行います。</p> <p>また、高校生等の健康を守るため、関連制度の周知に取り組みます。</p>	<p>・保健福祉部 子ども福祉課</p>
育児家庭安心医療受診費用助成事業	<p>子育て中の保護者の精神的な健康の回復のため、専門的かつ効果的な治療につながるよう、安心して子どもを産み育てやすい環境を作るため、その治療に要する医療費を助成します。</p>	<p>・保健福祉部 子ども福祉課</p>
子育て支援ネットワークの構築	<p>子育てを支える地域、環境づくりを目指し、子育て支援及び発達支援について、関係機関の連携やサービスの質の向上に取り組めます。</p>	<p>・保健福祉部 子ども福祉課 保健課 社会福祉課</p>



1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実

【現状・課題・施策の方向】

子ども・子育て支援ニーズ調査結果において、母親の就労状況は、就学前児童の88.2%（うち60.4%がフルタイム）、小学生児童の84.8%（うち55.0%がフルタイム）が就労している結果となっています。女性の年齢別労働力率も上昇しており、女性（母親）が働きながら、子育てできる環境を整えていくことが求められています。（P14）

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめ様々な文化を背景に持つ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていきます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
保育の受け皿の整備	増加する低年齢児の保育ニーズに対応するため、保育の受け皿の確保と施設の適正な整備と配置に取り組みます。また、安定的な教育・保育サービスを提供するため、保育士の確保を計画的に行うとともに、離職防止に努めていきます。	・教育部 幼保学校課
保育・幼児教育の一体的提供の推進と質の向上	公立保育所・幼稚園において「本宮市幼保共通カリキュラム」に基づき、乳幼児の年齢や発達段階に応じた教育・保育を行います。また、保育の質の向上に向け、計画的な職員研修会の実施に取り組みます。	・教育部 幼保学校課
特別な配慮を必要とする子どもへの支援	保育所・幼稚園において、特別な配慮を必要とする子どもの受け入れを行います。教育・保育ニーズが増加傾向にあるため、支援員の確保の充実に取り組みます。 また、市内に障がい者相談支援事業所ができたことにより、障がいのある子どもを持つ保護者が相談できる体制となっています。 さらに、児童発達支援や保育所等訪問支援事業を行う事業所と連携し、安心して集団生活に適應できるよう障がい児の支援を行います。 医療的ケア児については、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携を図るとともに、保護者相談体制を確保しながら、医療的ケア児等の地域生活支援体制の充実に努めます。	・教育部 幼保学校課 ・保健福祉部 社会福祉課

事業名	概要	主な担当部課
幼児教育と学校教育の円滑な連携の推進	<p>「幼稚園・保育所から小学校」「小学校から中学校」という連携や交流を積極的に進め、互いに共通理解を図ることで、円滑な接続ができるように努めます。</p> <p>連携や交流を通して、目指す子ども像を共有し、園・学校等運営に一体的に取り組むことにより、連続性・一貫性のある教育を進め、学力向上、体力向上及び健全育成における教育効果を一層高めます。</p>	<p>・教育部 幼保学校課</p>
保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保	<p>教育・保育に携わる保育者のスキルアップを目指し、計画的な園内研修の実施や園外の各種研修等への参加を促進します。</p> <p>また、保育士不足を解消するため、ハローワークや市ホームページ等を活用した求人情報の掲載を適切に行い、計画的な保育士確保に努めます。</p>	<p>・教育部 幼保学校課</p>
子育て支援の拠点づくり（再掲）	<p>子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため市内3つの地域子育て支援拠点(五百川幼保総合施設内「子育て支援センター」、ソレイユ本宮内「さくらんぼひろば」、えぼか内「子育てサロン」)において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、関係機関と情報を共有し、子育て支援を行います。また、「さくらんぼひろば」では、ホームスタート事業（家庭訪問型子育て支援）により妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援を行います。</p>	<p>・教育部 幼保学校課 ・保健福祉部 子ども福祉課</p>
教育・保育情報の公表	<p>こども家庭庁で公開している「子ども・子育て支援情報公表システム（「ここdeサーチ）」において、市内の教育・保育施設情報を公開しています。</p> <p>また、本市教育委員会が公開している「もとみやスクールeネット」において、公立幼稚園・保育所の教育・保育情報を公開しています。</p>	<p>・教育部 幼保学校課</p>

※子ども・子育て支援強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を行うため、「子ども・子育て支援事業債」を利用する場合には、別途協議し計画に追加します。対象施設等については別紙記載。（P111～112 参照）

基本施策2 学童期・思春期：子どもが健やかに成長できる取組の推進

2-1 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実

【現状・課題・施策の方向】

子どもの生活に関するアンケート調査において、学校の授業について「教科によってはわからないことがある」は35.4%、「わからないことが多い」は6.1%となっています。また、わからないときに聞ける人が「いない」は6.1%となっており、わからないことを聞くことができるよう、より丁寧な取組が求められます。（P20）

子ども・子育て支援ニーズ調査において、小学生保護者の子育ての悩みについては「日常生活のしつけに関すること」が33.3%と最も高く、次いで「友達とのつきあいに関すること」が32.3%となっており、教育や保育（子どもの教育・保育に関すること：31.6%）と同等以上の悩みとなっています。（P16）

子どもにとって、学校は学びの場だけではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つです。子どもの最善の利益の実現を図る観点から格差を縮小し、また、社会的包摂を実現する観点から学校生活をさらに充実したものとしていきます。

また、ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食や子どもがひとりで食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要があります。そのため、児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進します。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
学校教育の充実	<p>研修を通じた教職員の学習指導のレベルアップに向け、各校の要請訪問をはじめ、授業研究会の参加や本市教育委員会主催の学力向上委員会の開催、県北教育事務所との連携等に取り組みます。</p> <p>また、各小中学校での効果的な取組を共有し、成果と課題を明確にした形で、各校の実態に合わせた取組を進めます。さらに、本市教育委員会主催の研修会の内容を吟味し、より効果的な研修を行う必要があることから、今後は、外部講師や他関係機関との連携を図り、体験的な活動を計画的に取り入れた授業の充実に取り組みます。</p>	・教育部 幼保学校課 教育総務課

事業名	概要	主な担当部課
<p>学校運営協議会制度の導入・充実</p>	<p>「地域とともにある学校づくり」のため、市内の小中学校に学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入し、保護者・地域住民が学校経営に参画する学校運営を行います。</p> <p>今後は、学校と家庭・地域が目標を共有し、夢に向かう力が強い子どもを育てるために必要な資質や能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働の充実に取り組めます。なお、一部の学校で行っている学校協議委員制度については、その機能を順次、学校運営協議会制度へ移行していきます。</p>	<p>・教育部 幼保学校課</p>
<p>小中学校における食育学習の推進</p>	<p>市内の小中学校において、家庭科や学級活動等の時間を活用した食に関する学習を行います。また、栄養教諭が授業や個別指導に関わり、専門性を生かした指導ができるよう、食育に関する研修会や県で実施している食に関する専門家派遣事業の活用等の取組を進めます。</p> <p>さらに、食に関する意識を向上させ、食習慣として定着していくためには保護者との連携が重要であることから、今後は、食に関する保護者の意識向上を図る効果的な活動方法の検討や継続して指導していくための連携のあり方の検討に取り組めます。</p>	<p>・教育部 幼保学校課</p>



2-2 こどもの居場所づくり

【現状・課題・施策の方向】

核家族化や少子化の進行、生活環境の変化に伴い、放課後、家に帰っても誰も居ない、近所に遊び相手が少ない、家の中でひとりでゲーム等をして過ごすことが多いといった状況がみられています。子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育むためには、子どもたち自身が自主的に参加し、自由に安心して過ごせるよう、家庭、学校、地域がそれぞれの教育機能を発揮し、地域社会全体で子どもを育てる環境を引き続き整備していくことが必要です。

子ども・若者意識調査において、居場所は「落ち着いてくつろげる」、「好きなことができる」、「自分のペースでいられる」場所のことであり、具体的には「自分の家」や「自分の部屋」がそれぞれ過半数と高い比率となっています。子どもの生活に関するアンケート調査において、安心できる場所は「自分の家」が92.7%と多数を占め、「学校」（24.4%）以外の公的施設は1割未満（公園：8.5%、図書館：7.3%など）となっています。また、本市に取り組んでほしいこと（5つまで回答）として「子ども・若者がホッとできる居場所を充実する」が34.6%と2番目に高い結果でした。（P25・P38）

放課後児童クラブや放課後子ども教室、こども食堂等において、安全・安心な居場所づくりに努めるとともに、様々な状況に対応する新たな居場所づくりを推進していく必要があります。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
こども・若者の居場所づくりの推進	<p>放課後子ども教室事業「遊友クラブ」を開設し、子どもたちに対して、安全で安心な活動の場を提供し、様々な体験活動や交流活動・学習活動を行い、子どもたちの健全な育成を図ります。</p> <p>また、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場として「適応指導教室（すまいる・る一む）」や「こども食堂」を周知し利用してもらうことで学習のサポートや生活習慣の形成等、個々の状況に応じた支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習部 文化スポーツ振興課 ・教育部 幼保学校課 ・保健福祉部 子ども福祉課

事業名	概要	主な担当部課
放課後児童対策	<p>市内の小学校7校において、保護者の子育て支援と児童の健全な育成が図れるよう、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブの運営を行います。本市では現在、本宮市社会福祉協議会に運営を委託しています。</p> <p>今後は、地域の実情を踏まえながら、利用児童を安全に保育ができるよう、各児童クラブの運営方針について、委託先と協議の上、見直しの検討に取り組めます。</p>	<p>・教育部 幼保学校課</p>
「こども食堂」の運営費の補助	<p>「こども食堂」の運営費の補助など、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、児童の居場所の提供を図るとともに、地域全体で青少年の健全育成に向けた取組を進めます。</p>	<p>・保健福祉部 子ども福祉課</p>



2-3 小児医療体制やこころのケアの充実

【現状・課題・施策の方向】

子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療体制の充実を図ります。現在、「子ども医療でんわ相談（#8000）」¹⁷について、乳児家庭全戸訪問や4か月児健診時、市ホームページ等で周知を図っています。

また、子ども・若者意識調査において、プレコンセプションケアについては「知らない」の回答が89.7%と多数を占める結果となっており、プレコンセプションケアについての言葉・考え方の理解の浸透に努めていく必要があります。（P34）

これまでの思春期教育に加え、プレコンセプションケアについて周知し、住民の妊娠出産に関するリテラシーの向上を図り、健やかな妊娠出産、未来のこどもの健康の可能性を広げ、子ども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
小児医療の充実	県の子ども医療でんわ相談（#8000）の周知により、保護者の不安軽減に努め適正受診啓発を行うとともに、オンライン医療相談など新たな相談体制の整備にも目を向けながら、限られた資源を活用し医療の充実を図ります。	・保健福祉部 保健課
性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援	中学生を対象に、命の大切さや性感染症の理解を目的とした思春期教育を行います。また、将来の健やかな妊娠を考えながら生活や健康に向き合うプレコンセプションケアについて、若い世代への周知を図ります。	・保健福祉部 保健課

17 子ども医療でんわ相談（#8000）とは、保護者の方が、休日・夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいか、病院を受診した方がよいかなどの判断に迷った時に、小児科医師・看護師に電話で相談がき、受診する医療機関などのアドバイスを受けられるものです。

2-4 いじめ防止と不登校の子どもへの支援

【現状・課題・施策の方向】

少子化や核家族化の進行により、人間関係が希薄になっていく中で、生命の尊重、他人への思いやり、正義感や倫理観の薄れなどを要因として、犯罪やいじめ・不登校などの増加が社会問題となっています。

子ども・若者意識調査結果において、本市に取り組んでほしいこと（5つまで回答）として「学校に行けない人、社会に出られない人が自立できるよう支援する」が26.0%となっており、本市の子ども・若者にとっていじめや不登校等対策への支援は重要な取組の一つと考えられています。（P38）

こどもの精神的苦痛を軽減して、立ち直りを支援し、心身の健全な発達と自立を促していくために、スクールカウンセラーを活用した継続的なカウンセリングや保護者に対する助言等、相談しやすい体制の充実を図る必要性があります。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
いじめ防止対策	<p>学校生活を軸にいじめ、不登校、自傷・他害等の様々な不適応行動を“表出せざるを得ない”状況にある、または、“表出する恐れのある”児童・生徒に対して、スクールソーシャルワーカーの配置により環境面での支援を行います。</p> <p>具体的には、学校、家庭、地域、保健福祉部局や各種関係機関等との様々な環境へ働きかけ、連携をしながら、個人の資質と環境から見立てを行ったり、相互の関係を整理したりしながら、より良い生活が送れるよう支援活動を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部 幼保学校課
不登校の子どもへの支援	<p>様々な理由で学校に登校できない児童生徒に対して、学習や自立活動を支援することを目的とした「適応指導教室（すまいる・るーむ）」と学校で連携しながら、居場所づくりや学びの場を確保するなどの支援をしていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部 幼保学校課

基本施策3 青年期：若者を支える取組の推進

3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援

【現状・課題・施策の方向】

子どもの生活に関するアンケート調査において、将来、どの学校まで進学したいかについては、「大学まで」が36.6%と最も高く、「専門学校まで」(14.6%)や「短大まで」(1.2%)、「大学院まで」(3.7%)を合わせると56.1%となり、高等教育機関への進学希望は過半数を占める結果となっています。(P21)

若者が、家庭の経済状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施していきます。

また、在学の段階から職業意識の形成支援を行い、学生のキャリア形成を支援していきます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
奨学資金の給与・貸与（再掲）	進学の意志と能力を有しながら、経済的理由により修学困難と認められる方に対して奨学資金を給与いたします。 修学の意欲と能力を有する学生に対し、修学上必要な資金を貸与することで教育の機会均等を図ります。	・教育部 教育総務課
奨学金の返還支援	卒業後、市内に居住し、市内外を問わず通勤圏内の事業所に就職した方には、未来担い手奨学金の返還額の4分の3を支援します。	・教育部 教育総務課
学生のキャリア形成支援	在学中から発達段階や発達特性に応じて、職業や社会との関係の中で自己の在り方を考え、職場体験等の各種企業との連携により自己有用感 ¹⁸ を高めたりすることができるよう努めます。 また、文化・スポーツ等のスペシャリストから「生き方」を学ぶ場を設定し、キャリア教育の充実を図ります。	・教育部 幼保学校課

18 自己有用感とは、自分の存在が周りの人に役立っている、貢献していると認識できる感情のことです。

3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

【現状・課題・施策の方向】

子ども・若者意識調査結果において、本市に取り組んでほしいこと（5つまで回答）として「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」が32.8%と上位にあげられています。一方、子どもの生活に関するアンケート調査において、将来働きたい場所として「福島県外」が35.4%で最も高く、「本宮市内」（2.4%）や「隣接する市町村」（12.2%）を大きく上回る結果となっています。子ども・若者に対する就労支援・雇用の確保は重要な課題の一つとなっています。（P23・P38）

若者の業種・職種とのミスマッチによる不本意な早期離職や、若者、とりわけ女性の都市部への流出が課題となっていることを踏まえ、地域就職、定着を図りつつ、若者が安心して働くことができるよう、相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのある仕事等の要件を満たす、地域における魅力ある企業やそこで働く方々の情報発信やマッチング支援を行います。

また、やりがいと魅力ある仕事等の雇用を創出する企業を支援するとともに、若者のキャリア形成を支援することで将来への展望を持って生活できる基盤を整えます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
若者の就職支援	本宮市雇用対策協定に基づき、若者の地域就職・定着支援のため、福島労働局と相互に連携しながら地元企業説明会や企業情報の発信などの就職支援事業を実施し、若者と企業のマッチングを図ります。	・産業部 商工観光課
若者による地域づくりと移住・定住の推進	地域づくりや市内企業等の担い手確保を図り、移住・定住を推進するため、国や県と連携し、東京圏からの移住、就職等を支援します。	・総務政策部 政策推進課
性別に捉われず誰でも活躍できる環境づくり	市民や企業、各種団体等に対する男女共同参画の取組に関する好事例などの情報発信を積極的に行いながら、性別に捉われない社会活動の意識醸成に努めます。	・市民部 生活環境課

3-3 結婚等の希望をかなえる支援の充実

【現状・課題・施策の方向】

少子化の進行は、結婚や妊娠、出産など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである一方、高齢化の進行と相まった人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く影響し、経済社会の持続可能性を危うくするという点で、大きな社会的課題となっています。

子ども・若者意識調査結果において、未婚者・独身者の56.7%は「結婚したい」との考えであり（「結婚したくない」は16.3%）、結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために行うべき市の取組については「住宅費用の支援」、「結婚費用の支援」がいずれも50%以上の高い比率となっています。（P32）

地域における少子化対策の推進のため、婚姻に伴う経済的不安を軽減し、結婚の希望をかなえる支援を行います。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
結婚の希望をかなえる支援の充実	結婚新生活支援補助金制度を効果的に運用し、経済的不安の軽減による結婚の後押しを行います。	・総務政策部 政策推進課



3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

【現状・課題・施策の方向】

子ども・若者意識調査結果において、困ったときに相談できる人が「いない」人が14.4%います。相談機関については、各機関とも「知らない」が概ね2割以上を占め、中には4割以上が「知らない」機関もあり、さらなる周知が望まれます。また、相談先に望むこととしては（複数回答）「秘密が守られる」が70.2%と最も高く、以下、「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」（62.4%）、「無料で相談できる」（54.5%）、「専門家の人に相談できる」（44.8%）、「曜日や時間を気にせずに相談できる」（44.6%）と続いています。（P36・P37）

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
ひきこもり支援	生活困窮者自立支援事業を本宮市社会福祉協議会に委託しており、生活サポート相談センターにおいて、ひきこもりを含めた生活相談を受け、支援を行っていきます。	・保健福祉部 社会福祉課
若者の相談支援	生活困窮者自立支援事業を本宮市社会福祉協議会に委託しており、生活サポート相談センターにおいて、ひきこもりを含めた生活相談を受け、支援を行っていきます。 親と子の健康相談、こころの相談室、きぼうホットラインの相談事業等により、若者やその家族が抱える不安や悩みの相談に対応し、関係機関との連携により適切な支援へつなぎます。 また、安心して就職活動を進めることができるよう、県の各地域の若者サポートステーションと共同して就職相談会等の就労支援を行います。若者サポートステーション等の相談機関は本人とその家族が利用でき、ケースに応じた支援が受けられることの周知を図ります。	・保健福祉部 社会福祉課 保健課 子ども福祉課

基本目標3：地域全体で子育て当事者を支援するまちづくり

基本施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状・課題・施策の方向】

子ども・子育て支援ニーズ調査において、子育ての悩みとして「養育費など経済的なこと」をあげる方は約3割（就学前30.2%、小学生28.0%）、育児休業を取得していない理由では「収入減となり、経済的に苦しくなる」は父親で39.5%、母親で11.1%など、出産・子育てをする上で「経済的な理由」に不安・負担を抱える方は少なくありません。（P16・P18・P19）

子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止、出産支援等を目的として、経済的な支援を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
医療費の無償化（再掲）	こどもを持つ家庭の医療費の負担軽減に向け、0歳から18歳の最初の3月31日までの保険適用医療費本人負担分と入院時食事負担分の助成を行います。また、こどもの健康を守るため関連制度の周知に取り組みます。	・保健福祉部 子ども福祉課
妊婦のための支援給付金（再掲）	妊婦・その配偶者に対して面談等により情報提供や相談等を行い（伴走型支援）、妊婦の認定後、妊娠しているこどもの人数の届出後にそれぞれ給付金を交付し、妊婦等の身体的・精神的・経済的な支援を行います。	・保健福祉部 子ども福祉課
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子の健やかな育ちに資するために、0歳から18歳の最初の3月31日までの子を養育している方に児童手当を支給しています。	・保健福祉部 子ども福祉課
保育料の軽減	認定こども園・認可保育所に通所するこどもの保育料について、国制度による軽減に加え、本市の独自減免として、負担軽減を図ります。 施設型給付を受ける幼稚園に通うこどもの授業料は、国の幼児教育・保育無償化の制度により無償化に取り組みます。 認可外保育施設や私学助成を受ける私立幼稚園へ通うこどもの保護者に対しては、3歳児以上（幼稚園は満3歳児以上）は国の幼児教育・保育無償化の制度により、施設等利用給付を給付し、負担軽減を行っています。また、認可外保育施設に通所する0～2歳児のこどもの保育料については、市の補助事業により負担軽減を行います。	・教育部 幼保学校課

事業名	概要	主な担当部課
奨学資金の給与・貸与(再掲)	進学意志と能力を有しながら、経済的理由により修学困難と認められる方に対して奨学資金を給与いたします。 修学の意欲と能力を有する学生に対し、修学上必要な資金を貸与することで教育の機会均等を図ります。	・教育部 教育総務課



基本施策2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援

【現状・課題・施策の方向】

子ども・子育て支援ニーズ調査において、母親の就労状況をみると、就学前保護者では6割、小学生保護者でも5割を超える世帯でフルタイムで就労しており、子育てをしながら就労する割合（特にフルタイム）が高まっています。（P14）

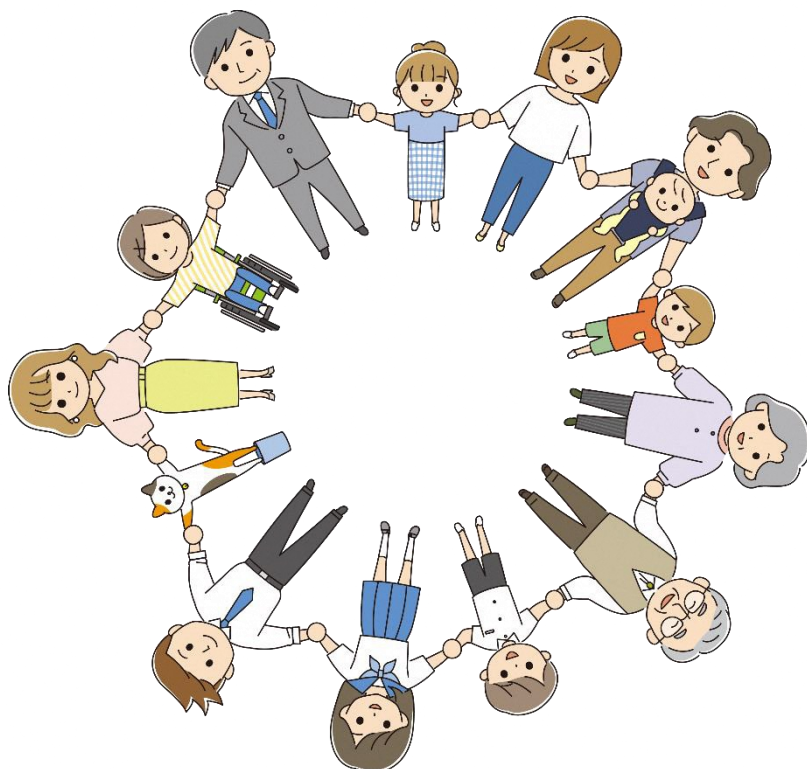
子育て家庭の多様なニーズに対応した支援サービスの充実が求められる中、地域における支援サービスの適切な提供体制づくりをはじめ、相談支援や子育て支援事業に関する情報提供に取り組めます。

また、こどもを地域全体で育てる観点から、育児クラブや母親クラブ等の子育て支援活動団体への支援に取り組むとともに、身近に相談できる体制の整備や学習機会の充実、高齢者の経験を生かしていくなど、地域における子育て支援を総合的に推進します。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
身近な子育て相談・支援体制の充実	<p>こども家庭センターあゆみを中心に、妊産婦及び乳幼児、子育て世帯の健康の保持・増進及びこどもとその家庭（妊産婦を含む）に関する包括的な支援を切れ目なく提供していくために、関係機関と連携を図り、必要なサービスや地域資源を組み合わせる支援を行います。</p> <p>家庭で子育ての不安を抱く保護者を対象に、乳幼児健康診査時に相談支援を行うとともに、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査では、臨床心理士による相談支援も行います。</p> <p>また、母子アプリや子育てハンドブック等によりわかりやすい相談先の周知と相談支援体制の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部 子ども福祉課 保健課
地域こども・子育て支援事業の充実	<p>教育・保育施設等を利用するこどもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべてのこども・子育て世帯を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図ります。</p> <p>地域における子育て力の維持・向上のため、子育てに関する情報交換や相互協力を行う育児クラブや母親クラブ等への運営に必要な費用の一部助成や支援等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部 子ども福祉課

事業名	概要	主な担当部課
子育て支援の拠点づくり (再掲)	子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため市内3つの地域子育て支援拠点(五百川幼保総合施設内「子育て支援センター」、ソレイユ本宮内「さくらんぼひろば」、えぼか内「子育てサロン」)において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、関係機関と情報を共有し、子育て支援を行います。また、「さくらんぼひろば」では、ホームスタート事業(家庭訪問型子育て支援)により妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部 幼保学校課 ・保健福祉部 子ども福祉課



基本施策3 共働き・共育での推進

【現状・課題・施策の方向】

労働を取り巻く情勢は人口減少と高齢化による恒常的な人手不足を迎えており、人材確保のためにワーク・ライフ・バランス等、福利厚生を充実させる企業（事業主）が増えています。

一方で子を持つ労働者が育児休暇等を取得する際に職場内の他の労働者に業務負荷がかかるといった環境になっており、休暇取得を躊躇する要因になっています。そのため、その対策、改善に取り組むことで誰でも気兼ねなく休暇等を取得できる環境整備が必要です。

子ども・子育て支援ニーズ調査において、育児休業を取得していない人は母親が11.1%、父親は83.9%となっており、取得していない理由は、母親では「職場に制度がなかった」や、父親の「仕事が忙しい」、「職場に取りにくい雰囲気がある」などの比率が高く、本市においても職場における環境改善などへの取組が求められます。（P17～19）

仕事時間と生活時間のバランスがとれた多様な働き方の実現に向け、国や関係機関等の支援制度の情報提供を行い、事業主や労働者、地域住民等の意識改革を推進するための広報や情報提供等に取り組めます。

また、男女が共に子育てをしながら、社会の構成員として仕事と子育ての両立ができるよう、男女共同参画社会づくりを推進するとともに、家庭での子育てに対する意識啓発に取り組めます。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
企業への取組	育児休暇取得等に係る、国及び県、関係機関等の認証・認定制度や補助制度、働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する啓発ポスター等について周知を行い、意識啓発に取り組めます。	・産業部 商工観光課
労働者への取組	育児休暇取得等に係る、国及び県、関係機関等の支援制度やワーク・ライフ・バランスに関する啓発ポスター等について周知を行い、意識啓発に取り組めます。	・産業部 商工観光課
家庭における両立支援	家庭において、夫婦が共に協力をしながら、仕事と子育ての両立ができるよう、男女共同参画社会づくりや家庭での子育てに関する意識啓発に取り組めます。	・市民部 生活環境課 ・保健福祉部 子ども福祉課
父親の育児参加促進	父親が、妊娠中の生活、出産、育児、栄養や歯の健康等についての理解を深めるとともに、沐浴体験を通じて、協力して育児に取り組む意識を高める場となるよう、妊婦とその家族（父親）を対象としたパパママ教室を開催します。 また、父親への知識の普及や情報提供を行い、育児参加を促進していきます。	・保健福祉部 保健課

基本施策4 ひとり親家庭への支援

【現状・課題・施策の方向】

本市におけるひとり親世帯は、近年は減少しているものの令和2(2020)年には330世帯(母子世帯は259世帯、父子世帯は71世帯)となっています。(P10)

ひとり親家庭の生活の安定に向け、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応し、生活支援、子育て支援、就労支援など生活の自立に必要な相談・指導の充実に取り組むとともに、児童扶養手当等の経済的な支援を行います。

【施策の展開】

事業名	概要	主な担当部課
相談・指導の充実	ひとり親家庭が抱える問題の早期解決に向け、こども家庭センターあゆみが中心となり、市の相談窓口や家庭児童相談員等による生活相談・指導をはじめ、関連制度の周知や関係機関との相談ネットワーク体制の充実に取り組みます。	・保健福祉部 子ども福祉課
ひとり親家庭への助成	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に向け、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の助成を行い、経済的な支援を行います。	・保健福祉部 子ども福祉課
自立に向けての就業支援	ひとり親家庭の保護者の自立を促すため、子育てしながら就職に有利な資格を取得することができるよう「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」を支給します。 また、本宮市雇用対策協定に基づき、自分に合った職場で安心して働くことができるよう福島労働局と相互に協力しながら就職相談を行うなどの就労支援を行います。	・保健福祉部 子ども福祉課 ・産業部 商工観光課



第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の考え方

(1) 量の見込みの算出の考え方

国から示された算出の考え方等に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出を行います。

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26(2014)年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）
- ・第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）（令和5(2023)年9月20日こども家庭庁成育局総務課事務連絡）
- ・第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.1）（令和6(2024)年3月11日こども家庭庁成育局総務課事務連絡）
- ・第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）（令和6(2024)年10月10日こども家庭庁成育局総務課事務連絡）

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域です。

子育て支援サービスを受ける場合に、自宅の近くの場所を選択する傾向がありますが、共働き家庭の増加や自動車による移動の状況などもあり、保護者の職場近くのサービス提供施設を希望する傾向も見受けられることから、市全体を一つの区域として設定します。

(3) 対象事業

教育・保育の量の見込みと提供体制

対象事業		備考
1	1号認定（認定こども園及び幼稚園）	P101～102
2	2号認定（認定こども園及び保育所）	P101～102
3	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	P101～102

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

対象事業		備考	
1	利用者支援事業	P103	
2	延長保育事業	P103	
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	P104	
4	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	P104	
5	地域子育て支援拠点事業	P104	
6	一時預かり事業	P105	
7	病児・病後児保育事業	P105	
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	P106	
9	乳児家庭全戸訪問事業	P106	
10	養育支援訪問事業	P107	
11	妊産婦健康診査事業	P107	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	P107	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	P107	
14	子育て世帯訪問支援事業	P108	児童福祉法の改正による新規三事業
15	児童育成支援拠点事業	P108	
16	親子関係形成支援事業	P108	
17	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	P109	子ども・子育て支援法の改正による新規三事業
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度(仮称)）	P109	
19	産後ケア事業	P109	



2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制

幼児期の学校教育・保育において、現在の利用状況とともに将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保する必要があります。

教育・保育における需要量（ニーズ量）を把握し、「量の見込み」を算出するにあたり、令和5（2023）年度のニーズ調査を活用いたします。

ニーズ調査の結果や利用状況を踏まえた「量の見込み」と、それに対する「確保方策¹⁹」は以下のとおりです。

◇施設型給付²⁰及び地域型保育給付²¹ 量の見込みと確保方策（令和7（2025）年度）（単位：人）

区 分	1号 ²²	2号 ²³		3号 ²⁴		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1歳・2歳	0歳	
量の見込み①	221		341	276	79	917
提供量 （確保 方策） ②	特定教育・ 保育施設 ²⁵	195	387	286	59	927
	特定地域型 保育事業 ²⁶					
	その他 ²⁷					
② - ①	-26		46	10	-20	10

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和8（2026）年度）（単位：人）

区 分	1号	2号		3号		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1歳・2歳	0歳	
量の見込み①	212		328	268	77	885
提供量 （確保 方策） ②	特定教育・ 保育施設	195	387	286	59	927
	特定地域型 保育事業					
	その他					
② - ①	-17		59	18	-18	42

19 確保方策とは提供可能な量（数）のこと表すものである（以下同様）

20 施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所（園）を対象とした財政支援（以下同様）

21 地域型保育給付：小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を対象とした財政支援（以下同様）

22 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども（以下同様）

23 2号：満3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども（以下同様）

24 3号：満3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども（以下同様）

25 特定教育・保育施設：施設型給付を受けるために市町村から「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育所（園）のこと（以下同様）

26 特定地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育施設のこと（以下同様）

27 その他：「企業主導型保育施設の地域枠」+「運営費支援等を行っている認可外保育施設」（以下同様）

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策(令和9(2027)年度) (単位:人)

区分	1号	2号		3号		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1歳・2歳	0歳	
量の見込み①	207		320	265	76	868
提供量 (確保方策) ②	特定教育・保育施設	195	387	286	59	927
	特定地域型保育事業					
	その他					
② - ①	-12		67	21	-17	59

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策(令和10(2028)年度) (単位:人)

区分	1号	2号		3号		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1歳・2歳	0歳	
量の見込み①	202		313	260	75	850
提供量 (確保方策) ②	特定教育・保育施設	195	387	286	59	927
	特定地域型保育事業					
	その他					
② - ①	-7		74	26	-16	77

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策(令和11(2029)年度) (単位:人)

区分	1号	2号		3号		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1歳・2歳	0歳	
量の見込み①	196		304	253	73	826
提供量 (確保方策) ②	特定教育・保育施設	195	387	286	59	927
	特定地域型保育事業					
	その他					
② - ①	-1		83	33	-14	101

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、母子アプリや子育てハンドブック等による教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：か所)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実施箇所数(確保方策)②	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
過不足②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記計画中2か所とは、「こども家庭センターあゆみ」(こども家庭センター型)と本宮市子育てアプリや子育てハンドブック等の情報提供事業(基本型)です。

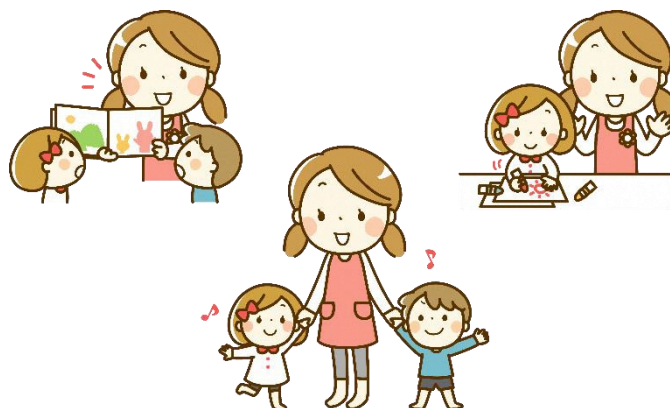
(2) 延長保育事業

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長等により、通常の11時間保育を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

(人日：年間の延べ利用人数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	63	61	60	58	58	2,006	1,932	1,894	1,857	1,802
提供量(確保方策)②	677	1,401	1,987	1,701	1,847	2,006	1,932	1,894	1,857	1,802
過不足②-①	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0

※確保方策の集計方法が実人数から延べ人数へと変更となっており、令和7(2025)年度より量の見込み及び確保方策を統一しています。※2020年度から2024年度の実績については既存の提供量でニーズ量を確保できています。



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を支援する事業です。

(人日：年間の延べ利用人数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み① 合計	430	430	430	430	430	473	459	443	428	412
提供量(確保方策)② 合計	416	457	476	487	504	480	480	480	480	480
過不足②-①	-14	27	46	57	74	7	21	37	52	68

※2020年度から2024年度の実績については既存の提供量でニーズ量を確保できています。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が病気や出産、出張等のため、こどもの養育が一時的に困難になった場合や養育者の育児の不安等の解消のために宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

(人日：年間の延べ利用人数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	-	-	-	3	3	7	14	21	24	24
提供量(確保方策)②	-	-	-	0	0	7	14	21	24	24
過不足②-①	-	-	-	-3	-3	0	0	0	0	0

※2023年度から2024年度の実績については既存の提供量でニーズ量を確保できています。

(5) 地域子育て支援拠点事業

五百川幼保総合施設内「子育て支援センター」、ソレイユ本宮内「さくらんぼひろば」、えぽか内「子育てサロン」において、子育て親子の交流等の場の提供をはじめ、子育て等に関する相談や援助、子育て関連の情報提供、講習等を実施する事業です。

(人日：年間の延べ利用者数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	2,295	2,226	2,189	2,133	2,115	3,153	3,042	2,985	2,914	2,838
提供量(確保方策)②	1,488	1,923	2,743	3,442	3,442	3,153	3,042	2,985	2,914	2,838
過不足②-①	-807	-303	554	1,309	1,327	0	0	0	0	0

※2020年度から2024年度の実績については既存の提供量でニーズ量を確保できています。

(6) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病、その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とするこどもを対象に、保育所及び幼稚園において一時預かりを行う事業です。

(人日：年間の延べ利用人数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	34,400	34,400	34,400	34,400	34,400	24,785	23,840	23,248	22,651	22,004
提供量 (確保方策)②	31,722	32,280	30,439	25,520	26,748	24,785	23,840	23,248	22,651	22,004
過不足②-①	-2,678	-2,120	-3,961	-8,880	-7,652	0	0	0	0	0

※2020年度から2024年度の実績については既存の提供量でニーズ量を確保できています。

(7) 病児・病後児保育事業

入院加療はないが保育所での保育ができない児童や、病気回復期、保育中に体調不良になった場合で、保護者の就労や疾病、その他の理由等により、家庭で看護することができない場合に、こどもを専門の知識をもった看護師や保育士が、保護者に代わって保育する事業です。

(人日：年間の延べ利用人数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	-	-	0	27	30	30	32	34	36	36
提供量 (確保方策)②	-	-	0	27	30	30	32	34	36	36
過不足②-①	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0

※2022年度から2024年度の実績については既存の提供量でニーズ量を確保できています。



(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業／就学児）

小学生の児童を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(人日：年間の延べ利用人数)

区 分	実績					計画					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
量の 見込み①	低学年	19	32	135	208	210	211	204	197	190	190
	高学年	254	105	44	51	60	51	49	50	50	50
	合計	273	137	179	259	270	262	253	247	240	240
提供量 確保方策②	低学年	19	32	135	208	210	211	204	197	190	190
	高学年	254	105	44	51	60	51	49	50	50	50
	合計	273	137	179	259	270	262	253	247	240	240
過不足②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※2020年度から2024年度の実績については既存の提供量でニーズ量を確保できています。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までのこどものいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける事業です。

(人日：年間の利用者数(年間の訪問件数))

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の 見込み①	227	224	220	217	212	178	177	177	175	174
訪問件数 (確保方策)②	173	178	183	184	174	178	177	177	175	174
過不足②-①	-54	-46	-37	-33	-38	0	0	0	0	0

※量の見込みは出生予定数を計上しているため、2020年度から2024年度の実績については既存の提供料でニーズ量を確保できています。

(10) 養育支援訪問事業

児童虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導・助言やその他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

(人日：年間の延べ利用回数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	2	7	4	5	5	4	4	4	4	4
提供量 (確保方策)②	2	7	4	5	5	4	4	4	4	4
過不足②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※2020年度から2024年度の実績については既存の提供量でニーズ量を確保できています。

(11) 妊産婦健康診査事業

妊産婦を対象に、妊娠届出時に健康診査受診票を交付し、妊娠による妊婦の体調の変化を定期的に確認し、医師や助産師等に妊娠・出産・育児に関する相談をして、妊娠期を安心して過ごせるようにする事業です。

(人回：年間の受診数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	2,490	2,455	2,420	2,385	2,327	2,314	2,301	2,301	2,275	2,262
提供量 (確保方策)②	2,546	2,532	2,284	2,494	2,159	2,314	2,301	2,301	2,275	2,262
過不足②-①	56	77	-136	109	-168	0	0	0	0	0

※量の見込みは受診予定数を計上しているため、2020年度から2024年度の実績については既存の提供量でニーズ量を確保できています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設等利用給付認定保護者に対する副食費の助成をしています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究や、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営を促進する事業です。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

本市においては、既存事業や実施団体と連携しながら児童の状況に応じた支援を行ってまいります。

(人日：年間の延べ利用者数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	-	-	-	-	-	47	46	46	45	44
提供量 (確保方策)②	-	-	-	-	-	47	46	46	45	44
過不足②-①	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

ソーシャルワーク専門職員や心理療法担当職員を配置し、支援を要する児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐ等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を支援します。

本市においては既存事業や実施団体と連携しながら児童の状況に応じた支援を行います。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

(17) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊婦であることを認定後及び妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後、給付金を支給する「妊婦のための支援給付」及び妊婦及びその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

(回：年間の給付回数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	-	-	253	428	322	356	354	354	350	348
給付回数 (確保方策)②	-	-	253	428	322	356	354	354	350	348
過不足②-①	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和4(2022)年度から令和6(2024)年度は、「出産・子育て応援金」事業であり、妊娠時と出産時に助産師等の面談とアンケート記入後に給付金を支給しました(令和5(2023)年1月事業開始で、令和4(2022)年4月1日以降に妊娠届を提出した妊婦及び令和4(2022)年4月1日以降の産婦が対象)。

※2022年度から2024年度の実績についてはニーズ量を確保できています。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度(仮称)）

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を行う事業です。

(19) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

(人日：年間の延べ利用者数)

区 分	実績					計画				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み①	-	3	5	14	23	23	23	23	23	23
提供量 (確保方策)②	-	3	5	14	23	23	23	23	23	23
過不足②-①	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※2021年度から2024年度の実績についてはニーズ量を確保できています。

第6章 計画の推進体制

1 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者に印刷物を配布するとともに、多くの市民の理解・協力が重要であることから、SNSや市のホームページ等を活用して、広く市民に知らせていきます。

2 計画の推進体制

本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画を兼ねており、さらに、「子どもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」を併せ、すべてのこどもと子育て世帯を対象としたこども・若者支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、市全体として、こども・若者支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援に関わる、家庭をはじめとした保育所、幼稚園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

3 計画の進行管理

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに、有識者や子育て支援関係者、幅広い年代の市民等で組織される「本宮市子ども・子育て会議」において、定期的に点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

4 市民ニーズをすみやかに反映する仕組みづくり

市民の意見、要望、提案を集める体制を検討し、常に市民ニーズを把握することに努めます。また、本市を取り巻く社会情勢の変化や市民ニーズの動向を把握し、柔軟で迅速に計画に反映できるように取り組んでいきます。

【別添】

○こども・子育て支援強化に係る施設整備及び子育て関連施設環境整備対象施設等

1. こども・子育て支援強化に係る施設整備対象施設等

	施設等名称
1	本宮市役所
2	本宮市役所白沢総合支所
3	本宮市中央公民館
4	サンライズもとみや
5	本宮市青田地区公民館
6	本宮市荒井地区公民館
7	本宮市仁井田地区公民館
8	本宮市高木地区公民館
9	本宮市岩根地区公民館
10	本宮市白沢公民館
11	本宮市白沢公民館和田分館
12	本宮市白沢公民館糠沢分館
13	本宮市白沢公民館白岩分館
14	本宮市白沢公民館長屋分館
15	本宮市白沢公民館稲沢分館
16	本宮市白沢公民館松沢分館
17	本宮市立しらさわ夢図書館
18	本宮市中央公民館図書室
19	本宮市ふれあい美術館
20	本宮市ふれあい夢広場
21	総合体育館
22	本宮市白沢体育館
23	本宮市民プール
24	本宮市白沢B & G海洋センター
25	本宮市屋内運動場
26	本宮市多世代交流施設 あぶくま憩の家
27	本宮市多世代交流施設 あだたら憩の家
28	本宮市民元気いきいき応援プラザ
29	本宮市スマイルキッズパーク屋内あそび場
30	本宮市スマイルキッズパーク屋外あそび場
31	本宮市岳山ふれあい実習館
32	本宮市地域交流センター

2. 子育て関連施設の環境改善対象施設等

	施設等名称
1	本宮市立みずいろ保育所
2	本宮市立たかぎ保育所
3	本宮市立まゆみ保育所
4	本宮市立白沢保育所
5	本宮市立五百川幼保総合施設
6	本宮市立岩根幼稚園
7	本宮市立和田幼稚園
8	本宮市立糠沢幼稚園
9	本宮市立白岩幼稚園
10	本宮市民元気いきいき応援プラザ
11	本宮市スマイルキッズパーク屋内あそび場
12	本宮市スマイルキッズパーク屋外あそび場
13	本宮市子ども屋外プール
14	本宮市立本宮第2児童館
15	本宮市が管理する公園

※スマイルキッズパーク屋内遊び場は、令和7（2025）年度に環境改善のため合併処理浄化槽整備予定。

※「こども・子育て支援事業債」を利用する場合、及び状況により対象施設等追加変更する場合は、別途協議し計画に追加します。



資料編

1 本宮市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 13 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、本宮市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

(1) 子どもの保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この条において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 子ども・子育て支援に関心を持つ市民

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、保健福祉部子ども福祉課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和5年6月15日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 本宮市子ども・子育て会議委員名簿

No.	大分類	団体名	役職名等	氏名	備考
1	子どもの保護者	本宮市小中学校PTA会長会	会長	永崎 文敏	
2	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	本宮市商工会	青年部長	吉田 光徳	
3		子育て関連NPO	特定非営利活動法人オハナ・おうえんじゃー理事長	藤本 真	
4	子ども・子育てに関し学識経験のあるもの	教育委員会	委員	渡辺 俊之	
5		小校校長	本宮まゆみ小学校長	鈴木 規男	会長
6		白沢方部民生・児童委員	主任児童委員	天野みゆき	副会長
7	関係行政機関の職員	公立保育所・幼稚園長	たかぎ保育所長	渡辺 美紀	
8	子ども・子育て支援に関心を持つ市民	育児クラブ	荒井育児クラブ代表	千葉 麻利	
9		母親クラブ	本宮市母親クラブ連絡協議会長	加藤菜々枝	
10	その他、市長が適当と認めるもの	公募委員		木村 美和	
11		公募委員		後藤 美晴	
12		公募委員		西條 規子	

3 策定の経緯

年	月 日	内 容
令和6年	2月20日～3月7日	子ども・子育て支援ニーズ調査（アンケート）
令和6年	10月22日～10月31日	子どもの生活に関するアンケート
令和6年	10月24日	高校生ワークショップ
令和6年	11月9日～11月25日	子ども・若者意識調査（アンケート）
令和6年	12月17日	こども計画策定委員会・作業部会
令和6年	12月26日	第1回子ども・子育て会議
令和7年	1月16日	庁議
令和7年	1月21日	市議会全員協議会
令和7年	1月29日～2月17日	パブリックコメントの実施
令和7年	3月3日	第2回子ども・子育て会議
令和7年	3月18日	庁議
令和7年	3月21日	市議会全員協議会



本宮市こども計画

発行日 令和7年(2025年)3月
発行 本宮市 保健福祉部 子ども福祉課
住所 〒969-1151 福島県本宮市本宮字千代田60番地1
(本宮市民元気いきいき応援プラザ えぽか 2階)
TEL 0243-24-5375
FAX 0243-33-6620
URL <https://www.city.motomiya.lg.jp/>